

令和4年度第1回龍ヶ崎市公共施設等マネジメント推進委員会

次 第

日 時：令和4年7月26日（火）

午後1時30分から午後4時00分（予定）

場 所：龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室

1 開 会

2 議 事

- (1) 公共施設再編成の第2期行動計画に係る進行管理について
- (2) 公共施設等総合管理計画の見直しについて
- (3) 旧城南中学校の跡地活用について
- (4) 公共施設等の包括管理について

3 その他

4 閉 会

公共施設等マネジメント推進委員会 付議事項概要書

No. 1

件名	公共施設再編成の第2期行動計画に係る進行管理について	
区分	1 公共施設等総合管理計画の策定等 2 上記1に基づく取組推進等 i 個別施設計画の策定 ii 公共施設の新設 iii 公共施設の用途廃止・変更 iv 公共施設の管理運営方法 v 進行管理 3 市有財産の取得, 財産の借受 4 市有財産の売却・貸付 5 その他	
協議の論点	(協議すべきポイントを簡潔に記載すること) ・ 令和3年度に設定した目標を達成できているか。達成できていない場合には, 課題の整理, 見直しが行われているか。 ・ 令和3年度の実績を踏まえ, 令和4年度の達成目標・具体の取組事項は適切に設定されているか。	
協議事項の具体的内容	(現状・課題, これまでの協議経過, 今後の予定, 他自治体の状況等) 1 関連計画 (1) 龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画 (平成28年3月策定) 長期的な視点で公共施設やインフラの総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針 ・ 計画期間: 平成27(2015)年度から令和33(2051)年度までの37年間 (2) 龍ヶ崎市公共施設再編成の第2期行動計画 (平成29年2月策定) 龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画を上位計画とした公共施設再編成の中期的な期間における行動計画 ・ 計画期間: 平成29(2017)年度から令和4(2022)年度までの6年間 2 これまでの協議経過 ・ 公共施設等マネジメント戦略会議 令和4年7月14日 ・ 中期5か年保全計画に関する協議 令和4年7月6日～7日 3 今後のスケジュール (予定) (1) 進行管理シートの取りまとめ ・ 施設所管課シート作成 【令和4年度実績】 令和5年3月下旬～4月上旬 【令和5年度(※)目標・取組】 令和5年4月下旬～5月中旬 ・ 公共施設等マネジメント戦略会議 令和5年6月 ・ 公共施設等マネジメント推進委員会 令和5年7月 ※第3期行動計画に係る進行管理	
添付資料	資料1 公共施設再編成の進捗状況概要 資料2 公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート	
部課等名	市長公室 企画課 再生戦略グループ	

情報公開の区分 (該当事項を○で囲む, 又は適宜記入すること。)

公開 部分公開 非公開	非公開 (部分公開を含む) とする理由	龍ヶ崎市情報公開条例第9条第 号該当
	公開が可能となる時期 (可能な範囲で記入)	

公共施設再編成の進捗状況概要

1 龍ヶ崎市の公共施設再編成について

龍ヶ崎市ではニュータウン開発や佐貫駅周辺開発などの市街地整備に合わせて、昭和50年代後半から平成10年代前半にかけて、小中学校などの公共施設や道路などのインフラを整備してきました。これらの公共施設等は、時間の経過とともに一斉に老朽化が進行し、更新時期には莫大な費用が必要になると予測されています。

公共施設が担う必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避して、公共施設の全体最適化と持続可能な財政運営の両立実現を目指すために、「龍ヶ崎市公共施設再編成の第2期行動計画」に基づき、個別施設の再編成計画や長寿命化計画の策定、管理運営の見直し、適正管理のための改修工事などを実施しています。

2 総括

○第2期行動計画の進捗状況一覧(施設所管課による評価)

※施設名横の【】内の数字及び矢印の見方

例：【1↑】の場合、前年度の進捗状況から1段階区分が上がっていることを示しています。記載がない場合は、前年度と同区分となっています。

(例えば、前年度「遅れている」⇒今年度「概ね順調」の場合、施設名横に【1↑】)

区 分	施設数	施設名
順 調	35 施設	小中学校(17), 小中学校(旧北文間小学校), 職業訓練校, (仮称)まいん「元氣」サポートセンター, 障がい児通所支援事業所つぼみ園, 教育センター, 市民活動センター, 市営住宅(3), 中央図書館, 文化会館, 西部出張所, 学校給食センター第一調理場・第二調理場【1↑】, 新学校給食センター, 新保健福祉施設【1↑】, 旧長戸小学校, 農産物直売所
概ね順調	4 施設	第二庁舎, 歴史民俗資料館【1↑】, 森林公園, 総合福祉センター【2↑】
遅れている	3 施設	農業公園豊作村【2↓】, 地域福祉会館【1↑】, 道の駅【1↑】
見直しが必要	0 施設	
合 計	42 施設	※保育ルーム 12 施設は小学校の再編成と連動しているため、合計施設数に含めていません。

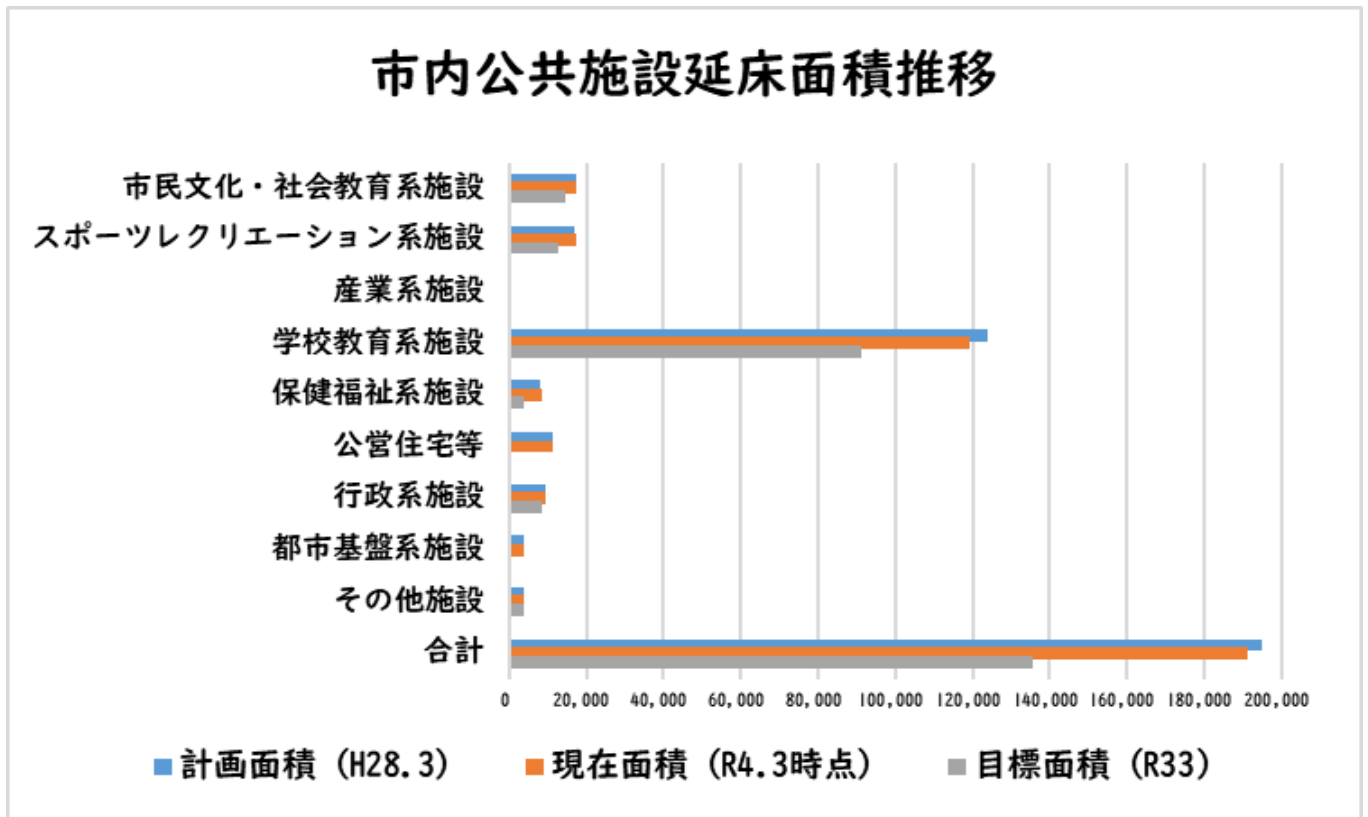
3 主な成果, 目標

○令和3年度の成果

施設名	取組結果	取組成果
旧北文間小学校 (北文間運動広場)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期校舎の施設改修工事(改修のための実施設計含む) ・改修後の第4期校舎の管理運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設をスポーツ健幸施設として活用するための改修工事を実施し、「たつのこまちづくりパートナーズ」を指定管理者とする「スポーツサロン北文間館」を令和4年4月から開設
新学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査, 設計業務, 造成工事などを実施 ・インフラ接続調査及び設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・測量調査・ボーリング調査や基本設計・実施設計を実施 ・下水道・ガス・水道などのインフラ接続調査及び設計
新保健福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計業務委託を締結し、施設の規模・機能・役割などを基本設計として整理する ・検討会議や市民の意見を幅広く聴取しながら, 事業を遂行する 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各課で構成する「新保健福祉施設整備検討会議」により基本設計に反映 ・「龍ヶ崎市新保健福祉施設整備基本構想2020」に基づいた施設に求められる機能・役割を基本設計に反映
旧長戸小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・旧長戸小学校への進入道路整備 ・既存校舎解体工事の完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・進入道路拡幅に向けた用地交渉及び売買契約を完了 ・既存校舎解体工事を完了
公共施設の跡地活用	<ul style="list-style-type: none"> ・城南中学校, 学校給食センター第一・第二調理場, 市役所第二庁舎, 西部出張所, 長戸コミュニティセンターの跡地活用検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月に策定した「公共施設跡地活用方針」に基づき, 民間事業者等による活用アイデアを把握するために, サウンディング型市場調査を実施

○令和4年度取組

施設名	取組(目標)	取組により得られる成果
新学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・建設事業の推進 ・供用開始後の運用検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事を進め厨房機器工事に着手 ・供用開始後の円滑な運用に資するためアレルギー対応食の供用開始時期や献立の割り振りなどの検討を行う。
新保健福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の効果的なスペース配置及び活用イメージの再検討 ・整備工事にかかる実施設計業務の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計成果を踏まえて, 施設の効果的なスペースの配置及び活用イメージについて再検討するとともに, 内部の検討会議等による施設機能の充実を図る。
旧長戸小学校 (新長戸コミュニティセンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・新長戸コミュニティセンターへの進入道路整備 ・新長戸コミュニティセンター整備実施設計業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・進入道路拡幅に向けて道路工事を実施 ・事業再検討を反映し, 地元の意見や要望を実施設計に反映
公共施設の跡地活用	<ul style="list-style-type: none"> ・城南中学校, 学校給食センター第一・第二調理場, 市役所第二庁舎, 西部出張所, 長戸コミュニティセンターの跡地活用検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度のサウンディング型市場調査結果を踏まえて, 個別施設の具体的な活用方針(売却・貸付)を定める。



○進捗状況等一覧（数値）

項目	計画面積 (H28.3)	(H28～R3面積増減)	現在面積 (R4.3時点)	(R4～R33面積増減)	目標面積 (R33)	進捗率 (R33に対するR4時点の進捗)
市民文化・社会教育系施設	17,416	0	17,416	-2,663	14,753	0.0%
スポーツレクリエーション系施設	16,805	385	17,190	-4,434	12,756	-2.3%
産業系施設	474	0	474	-474	0	0.0%
学校教育系施設	123,918	-4,465	119,453	-28,215	91,238	3.6%
保健福祉系施設	7,991	457	8,448	-4,425	4,023	-5.7%
公営住宅等	11,194	0	11,194	-11,194	0	0.0%
行政系施設	9,259	125	9,384	-817	8,567	-1.4%
都市基盤系施設	3,640	0	3,640	-3,396	244	0.0%
その他施設	4,017	0	4,017	0	4,017	0.0%
合計	194,712	-3,498	191,214	-55,618	135,596	1.8%

龍ヶ崎市公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート対象施設一覧

3.2 複合化等による総量削減			
施設No.	施設名	担当課	令和4年度進行管理シート作成 終了・継続の別
3.2.1	小中学校（跡地活用・旧北文間小学校）	◎スポーツ都市推進課／財政課	終了
3.2.3	第二庁舎	財政課	継続
3.3 利用形態及び運営形態の改善			
施設No.	施設名	担当課	令和4年度進行管理シート作成 終了・継続の別
3.3.2	歴史民俗資料館	文化・生涯学習課	終了
3.3.4	森林公園	都市施設課	継続
3.3.5	農業公園豊作村	農業政策課	継続
3.4 他用途への転用			
施設No.	施設名	担当課	令和4年度進行管理シート作成 終了・継続の別
3.4.2	総合福祉センター	◎介護福祉課／企画課	継続
3.4.3	地域福祉会館	◎社会福祉課／企画課	継続
3.4.4	学校給食センター第一調理場、第二調理場 （跡地活用）	◎企画課／学校給食センター	継続
4.2 第1期行動計画で再編成計画が確定した施設			
施設No.	施設名	担当課	令和4年度進行管理シート作成 終了・継続の別
4.2.1	新学校給食センター	学校給食センター	継続
4.2.2	新保健福祉施設	◎企画課／健康増進課／こども家庭課／健幸 長寿課	継続
4.2.3	旧長戸小学校（跡地活用）	◎コミュニティ推進課／道路整備課	継続
4.4 政策的な新規事業			
施設No.	施設名	担当課	令和4年度進行管理シート作成 終了・継続の別
4.4.1	道の駅	まちの魅力創造課	継続

公共施設再編成の第 2 期行動計画 進行管理シート
(令和 3 年度実績及び令和 4 年度目標)

目 次

1 小中学校（跡地活用・旧北文間小学校）	1～4
2 第二庁舎	5～8
3 歴史民俗資料館	9～12
4 森林公園（管理棟等）	13～16
5 農業公園豊作村	17～20
6 総合福祉センター	21～24
7 地域福祉会館	25～28
8 学校給食センター第一調理場、第二調理場（跡地活用）	29～32
9 新学校給食センター	33～36
10 新保健福祉施設	37～40
11 旧長戸小学校（跡地活用）	41～44
12 道の駅	45～48

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	3.2.1 小中学校(跡地活用・旧北文間小学校) 【スポーツ都市推進課, 財政課】(25ページ)
----------------------------	---

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針に基づく再編成が行われた後の小中学校の跡地については、地域の活性化等に寄与する施設として民間活用を含め、有効活用を図るための跡地利用方針を定めます。ただし、市街化調整区域においては、都市計画法上、用途変更が限定されていることを踏まえた土地利用を図ります。 ・ 平成28(2016)年度末をもって閉校となる北文間小学校については、跡地利用方針に沿って、地域住民と活用方法について検討します。
-------------	---

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
学校跡地利用方針作成						
北文間小学校の跡地利用の改修工事				体育館・グラウンド改修	第4期校舎改修	

3 令和3年度達成目標と取組事項

達成目標	<p>スポーツ健康施設としての供用開始に向けて、旧北文間小学校第4期校舎の改修工事を完了させる。</p>
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) 適正管理と財産処分</p> <p>スポーツ都市推進課と財政課で連携し、適切な維持管理を行うとともに、第4期校舎改修工事着手前の適切な時期に、財政課において財産処分の手続きを行う。</p> <p>(2) 旧北文間小学校第4期校舎改修工事</p> <p>ア 第4期校舎の用途変更に伴う修正設計業務委託を8月までに完成させる。</p> <p>イ 第4期校舎の改修工事を3月までに完成させる。</p> <p>(3) 旧北文間小学校第4期校舎の管理運営</p> <p>ア 改修後の第4期校舎を龍ヶ崎市北文間運動広場の施設として位置付けるため、龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例改正案を作成し、9月議会に上程する。</p> <p>イ 令和4年4月から、改修後の第4期校舎の管理運営を指定管理者に委託するため、龍ヶ崎市指定管理者選定委員会に諮問し、選定を受けた上で、指定管理者の指定について3月議会に上程し、協定書を締結する。</p> <p>ウ 管理運営に必要な備品等を用意し、適切に配置する。</p>

4 令和3年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	<p>旧北文間小学校第4期校舎の改修工事は予定通り完了し、1階部分を令和4年4月1日から「スポーツサロン北文間館」として開設する。</p> <p>施設内はレクリエーションルームA・B及びコミュニティルーム（事務所・展示室）があり、レクリエーションルームでは指定管理者による自主事業や貸館事業を行っていく。事業を展開し、施設の有効活用を図っていくにあたり、指定管理者と連携していくことが重要である。</p>
具体の活動実績及び成果	
<p>(1) 適正管理と財産処分 適切な維持管理を行いながら、令和3年11月25日付にて第4期校舎の財産処分報告書を文部科学大臣に提出した。</p> <p>(2) 旧北文間小学校第4期校舎改修工事 ア 第4期校舎の用途変更に伴う修正設計業務委託を8月までに完成させた。 イ 第4期校舎の改修工事は、1階をレクリエーション施設等に改修し、3月までに完成させた。</p> <p>(3) 旧北文間小学校第4期校舎の管理運営 ア 改修後の第4期校舎を龍ヶ崎市北文間運動広場の施設として位置付けるため、9月議会に龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例改正案(令和4年4月1日施行)を上程して可決された。 イ 令和4年4月から、改修後の第4期校舎の管理運営を指定管理者に委託するため、1月の龍ヶ崎市指定管理者選定委員会での選定を経て、3月議会に指定管理者の指定に関する議案を上程して可決され、指定管理者である「たつのこまちづくりパートナーズ」と基本協定書及び年度協定書を締結した。 ウ 管理運営に必要な備品等を用意した。また、ニュースポーツを体験できるように多くのニュースポーツ用具を配置した。</p>	

【小中学校（跡地活用・旧北文間小学校）の令和4年度進行管理シート】
令和3年度までの実績により，進行管理を終了したことから，令和4年度の進行管理シートは作成していません。

【小中学校（跡地活用・旧北文間小学校）の令和4年度進行管理シート】
令和3年度までの実績により，進行管理を終了したことから，令和4年度の進行管理シートは作成していません。

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	3.2.3 第二庁舎【財政課】(30ページ)
----------------------------	------------------------

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物は更新時期にきていますが、現在地での建替えではなく、他施設への移転を検討します。 ・ 第二庁舎は全部借地のため、移転後は建物を解体し、借地を返還します。
-------------	---

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
現状課題分析	→					
再編成の戦略協議		→		→		
取りまとめ ・ 報告書作成			→		→	

3 令和3年度達成目標と取組事項

達成目標	<p>移転先の検討を継続して行っていくとともに、他施設への移転を見据え、施設維持費を抑制しながら施設を維持していけるよう、事後保全を基本とした適正な維持管理を行う。</p>
目標達成に向けた具体の取組事項など	<p>(1) 移転先の検討</p> <p>第二庁舎の機能の移転は、他施設の複合化等と連携して考える必要があることから、他施設の検討状況等を注視しながら、「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議」等で検討を行っていく。</p> <p>(2) 公共施設点検チェックシートに基づく自主点検</p> <p>電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備、消防設備等の点検を行い、不具合の把握に努める。</p> <p>(3) 関係部課等との連携</p> <p>第二庁舎を使用している関係課等と連携し、他施設への移転を見据え、業務に支障を及ぼさない範囲については事後保全を基本として不具合箇所の改修を行うなど、施設維持費を抑制しながら行政機能の維持に努める。</p>

4 令和3年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	<p>第二庁舎機能の移転先の検討として、施設管理事務所の機能を学校給食センター第一調理場、公益社団法人シルバー人材センターを総合福祉センター等へ移転できるかを関係部署との意見交換等を実施し、実現可能性や課題点等を検討した。</p> <p>現行施設の適正な維持管理については、他施設への移転を見据えた対応として、自主点検の実施と速やかな事後保全により施設維持費の抑制を図った。</p>
具体の活動実績及び成果	
<p>(1) 移転先の検討</p> <p>【施設管理事務所】</p> <p>移転先候補として学校給食センター第一調理場への機能移転について、関係部署の職員への説明及び意見交換を行い、実現可能性や課題点等を検討した。</p> <p>【シルバー人材センター】</p> <p>移転先候補として総合福祉センター等への機能移転について、関係部署との意見交換を行い、実現可能性や課題点等を検討した。</p> <p>(2) 公共施設点検チェックシートに基づく自主点検</p> <p>自主点検を6月に実施し電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備、消防設備等に不具合等がなく正常に稼働していることを確認した。</p> <p>(3) 関係部課等との連携</p> <p>4年に1度の電気事業法による電気設備の点検が3月15日に行われ、CVケーブル絶縁部の劣化指摘を受けたことで、直ちに絶縁テープによる保護対応を行った。</p>	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	3.2.3 第二庁舎【財政課】(30ページ)
----------------------------	------------------------

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物は更新時期にきていますが、現在地での建替えではなく、他施設への移転を検討します。 ・ 第二庁舎は全部借地のため、移転後は建物を解体し、借地を返還します。
-------------	---

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
現状課題分析	→					
再編成の戦略協議		→		→		
取りまとめ ・ 報告書作成			→		→	

3 令和4年度達成目標と取組事項

達成目標	本市全体の公共施設の再編成を踏まえ、他施設への移転を基本に検討を継続していくとともに、移転を念頭に施設維持費抑制のため、事後保全を基本とした適正な維持管理を行う。
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) 施設の在り方の検討</p> <p>これまで、第二庁舎を使用する「シルバー人材センター」及び「施設管理事務所」を移転することを前提に検討をすすめてきたところであるが、本施設を解体し、借地を所有者に返還するという考え方については変更しないものの、施設管理事務所については、移転先の改修コストや所管業務の今後の在り方を踏まえ、移転前提ではなく、本施設を一定年数維持しながら業務の移行を行っていくことも視野に、その方向性について「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議」等により検討を行っていく。</p> <p>(2) 公共施設点検チェックシートに基づく自主点検</p> <p>電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備、消防設備等の点検を行い、不具合の把握に努める。</p> <p>(3) 関係部課等との連携</p> <p>関係する部課等と連携しながら、今後の他施設への移転を前提とした施設の維持補修に努める。</p>

4 令和4年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	
具体の活動実績及び成果	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	3.3.2 歴史民俗資料館【文化・生涯学習課】(38 ページ)
----------------------------	---------------------------------

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示室を可動式に改修するなど、常設展示だけでなく企画展示・多目的利用ができるよう検討します。 ・ 将来的な運営の在り方について検討します。
-------------	--

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
現状課題分析		H30 指定期間 終了				
再編成の戦略協議						
取りまとめ・報告書作成						

3 令和3年度達成目標と取組事項

達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・設備の改修の優先順位の見直しを行い、中期事業計画に反映する。 ・ 展示スペースの改修手法等について検討し、改修計画案を取りまとめる。
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) 施設・設備の改修計画の見直し</p> <p>長寿命化計画(個別施設計画)に基づき、施設・設備の劣化度合や利用者のニーズ等を踏まえて改修の優先順位の見直しを行い、中期事業計画に反映する。</p> <p>(2) 展示スペースの改修計画案の取りまとめ</p> <p>令和2年度までに徴取した参考見積りから、展示スペース全体の改修は、改修費用が高額となり、費用対効果が低く実現性が低いことから、現実的な取組みとして、大規模な展示スペースの改修は行わず、軽微な展示の変更を行っていく方向性とし、令和2年度に作成した「展示評価票」を基に、据え置き型展示資料の撤去や作り替えなど、部分改修をメインとした改修計画案を取りまとめる。</p>

4 令和3年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	<p>施設維持のための緊急性を考慮し、最優先の屋上防水改修工事の実施設計業務を行った。また、令和4年度実施として計画した改修工事は、費用対効果の観点から改修内容の見直しをしたうえで、トイレ改修工事を優先して実施する予定である。</p> <p>展示スペースの改修については、エントランスホール（撞舞模型等展示）の部分改修のみとする方向性に定めて、その効果を常設展示室内に波及させていく。</p>
具体の活動実績及び成果	
<p>(1) 施設・設備の改修計画の見直し</p> <p>緊急性及び優先度が高いことから屋上防水改修工事の実施設計業務を行った。</p> <p>また、各所の劣化度合や利用者のニーズ等を考慮して優先順位を検討、あわせて本市の財政状況を勘案して、改修工事の中期事業計画の見直しを行った。</p> <p>【優先的に着手すべきと判断した事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 屋上防水改修工事（令和4年施工予定） ② トイレ改修工事（改修内容見直し、令和4年度施工予定：新型コロナ対策地方創生臨時交付金充当） ③ 館内照明のLED化（改修内容見直し） ④ エレベータ装置の更新 ⑤ 空調設備の更新 <p>(2) 展示スペースの改修計画案の取りまとめ</p> <p>令和2年度に作成した「展示評価票」を基に、エントランスホールの部分改修費用について専門業者2社から参考見積を徴取し、改修計画案を作成した。</p> <p>今後、エントランスホールの部分改修による効果を反映させるため、常設展示室内を、原始古代・中世・近世・近代の時代別に区分し、据え置き型展示資料の撤去や作り替え等を引き続き検討する。</p>	

【歴史民俗資料館の令和4年度進行管理シート】

令和3年度までの実績により、進行管理を終了したことから、令和4年度の進行管理シートは作成していません。

【歴史民俗資料館の令和4年度進行管理シート】

令和3年度までの実績により、進行管理を終了したことから、令和4年度の進行管理シートは作成しておりません。

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	3.3.4 森林公園【都市施設課】(40 ページ)
----------------------------	---------------------------

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> 森林公園が担ってきた役割や提供してきたサービスを見直し、さらに付加価値の創出を検討します。 そのうえで、管理棟、トイレ、キャビンハウス、ログハウスの更新計画を策定していきます。 将来的な運営の在り方について検討します。
-------------	---

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
現状課題分析						
再編成の戦略協議						
取りまとめ ・報告書作成						

3 令和3年度達成目標と取組事項

達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 森林公園の魅力度アップに向けたサウンディング型市場調査を完了させる。 上記調査の結果を踏まえ、施設のリニューアルまでのスケジュールの再調整を行うとともに、施設の改修計画や管理運営手法等の検討を行い、施設のリニューアル(案)を作成する。
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) サウンディング型市場調査の実施</p> <p>開園から30年以上が経過し、施設の老朽化が進み利用者が減少していることから、施設の再整備や管理運営手法等の検討の参考とするため、令和2年度から実施しているサウンディング型市場調査を完了させる。</p> <p>【民間事業者等からの意見聴取内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要施設に対する考え方(再整備等) 管理運営手法(指定管理等) 魅力度アップと利用者の拡大(施設の潜在能力等) <p>(2) 施設のリニューアル(案)作成</p> <p>サウンディング型市場調査の結果を受け、魅力度アップと利用者拡大を目標として、施設のリニューアルまでのスケジュールを再調整するとともに、施設のリニューアル(案)を作成する。</p> <p>(3) 国庫補助事業の適用</p> <p>森林公園の再整備及び用地買収を国庫補助対象事業とするため、「龍ヶ崎市緑のまちづくりプラン(緑の基本計画)」を策定する必要があることから、そのための「市民アンケート」を実施する。</p>

4 令和3年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	<p>森林公園の再整備スケジュール(案)については、既に庁議で説明し了承を得ているが、再整備事業は複数年にわたるものであり、多額の費用が必要となる。さらに、事業実施のための財源確保として国庫補助の適用に必要となる「緑の基本計画」での位置づけを明確にするとともに、当該施設の具体的な整備・運営方針についても検討を進めていく必要がある。</p>
具体の活動実績及び成果	
<p>(1) サウンディング型市場調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林公園再整備の参考とするため、サウンディング型市場調査を実施した。同調査では、再整備を進める手法や魅力度アップ、利用者の利便性向上のアイデアや民間活力導入の条件等の把握を行った。 <p>【サウンディング調査の結果】</p> <p>参加者：4者</p> <p>提案内容：新たな宿泊施設の整備、便益施設の再整備、親水施設の利活用 イベントや講習会開催、公園全体の管理運営</p> <p>(2) 施設のリニューアル(案)の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> サウンディング型市場調査結果を受け、再整備スケジュール(案)を作成し、庁議での了承を得た。 <p>【再整備スケジュール(案)】</p> <p>令和4年度：緑の基本計画改訂</p> <p>令和5年度：基本計画策定(基本設計・実施設計)、用地取得(土地評価・不動産鑑定等)</p> <p>令和6年度～：施設整備工事、用地取得(買収等)、管理運営者選定</p> <p>(3) 国庫補助事業の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林公園の再整備を行うには、多額の事業費が見込まれており、自主財源の確保はもとより国庫補助金の活用が不可欠となる。国庫補助対象事業として採択されるには「緑の基本計画」において、森林公園を「拠点公園」として位置づけることが必要となる。今年度は、「緑の基本計画」改訂に向けて、市民の意見を把握するために「みどりに関する市民アンケート」を実施し、計画策定に向けた情報収集に努めた。 <p>【みどりに関する市民アンケート概要】</p> <p>対象者：2000名</p> <p>回答数：767名</p> <p>回答率：38.35%</p> <p>主な調査項目：市全体のみどりの量について 市内の公園の利用状況について みどりとのかかわりについて</p>	







公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	3.3.4 森林公園【都市施設課】(40ページ)
----------------------------	--------------------------

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> 森林公園が担ってきた役割や提供してきたサービスを見直し、さらに付加価値の創出を検討します。 そのうえで、管理棟、トイレ、キャビンハウス、ログハウスの更新計画を策定していきます。 将来的な運営の在り方について検討します。
-------------	---

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
現状課題分析						
再編成の戦略協議						
取りまとめ ・報告書作成						

3 令和4年度達成目標と取組事項

達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 「緑の基本計画」を策定し、本計画に森林公園を拠点公園と位置づける。再整備の方向性についても関係各課と協議を行い明示する。 施設の再整備及び管理運営に係る指針を策定する。
目標達成に向けた具体の取組事項など	<p>(1) 「緑の基本計画」の策定</p> <p>昨年度、本計画策定に向けた市民アンケート調査が完了したため、調査等を踏まえた本計画の策定を完了させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート調査の結果集計 森林公園を「拠点公園」として本計画へ位置づけ <p>(2) 再整備の方向性の明示</p> <p>本計画を策定するにあたり、関係各課と今後の森林公園の再整備について協議・検討し、再整備の方向性についても明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> サウンディング調査結果の提案内容の精査 <p>(3) 施設の再整備及び管理運営指針の策定</p> <p>既存施設の更新、新規施設整備等及び今後の森林公園の管理運営方法について、官民連携(PPP/PFI)等の手法による管理運営を含めた検討を行い、指針の策定等、再整備に向けての必要な準備を行う。</p>

4 令和4年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	
具体の活動実績及び成果	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	3.3.5 農業公園豊作村【農業政策課】(41 ページ)
----------------------------	------------------------------

1 事業の概要

課題解決に向けた 方向性	<ul style="list-style-type: none"> 順次計画を立てて、予防的な維持改修を行っていきます。 将来的な運営の在り方について検討します。
-----------------	--

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
現状課題分析	→					
		H30 指定期間 終了				
再編成の戦略協議				→		
取りまとめ ・報告書作成						→

3 令和3年度達成目標と取組事項

達成 目標	<ul style="list-style-type: none"> 施設の適正管理等による利用者の利便性の向上 次期指定管理者選定に向けた検討
目標 達成に 向けた 具体の 取組 事項 など	<p>(1) 施設の適正管理等による利用者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 湯ったり館浴槽循環配管洗浄, ろ過機濾材交換 湯ったり館給水設備修繕 湯ったり館温泉ユニット活性石交換 など <p>(2) 次期指定管理者選定に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者として管理運営を行っている, まちづくり・文化財団の運営状況の検証 他市町村の事例の調査 庁内関係各課(企画課等)との戦略協議 など

4 令和3年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題															
<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input checked="" type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	<p>令和3年度に予定していた湯ったり館の工事等のうち実施可能な工事等について、予定時期よりも前倒して新型コロナによる臨時休館期間に実施し、工事のための臨時休館期間を最小限にとどめたが、給水設備更新工事については、部材調達に想定以上の期間を要し、次年度繰越事業となってしまった。次期指定管理者選定に向けた検討については、現状に関する情報共有と方向性に関する再確認にとどまったため、令和4年度も引き続き調査・検討し、方向性決定に向けて取り組む。</p>															
具体の活動実績及び成果																
(1) 施設の適正管理等による利用者の利便性の向上																
<p>湯ったり館において、浴槽循環配管洗浄・ろ過機濾材交換、温泉ユニット活性炭交換を行った。当初は11月に実施する予定だったが、新型コロナウイルスの影響で9月が臨時休館となったため、契約相手方と協議し、臨時休館期間中に工事を行い完了することが出来た。</p>																
<p>また、緊急修繕として、2月に非常用発電設備修繕、3月に真空ヒーターの部品交換を行ったが、休館日等を利用したため、営業日数を減らすことなく対応することが出来た。</p>																
<p>なお、給水設備更新工事については、新型コロナウイルスの影響により、年度内に部材の納品が出来なくなったため、令和4年度への繰越事業として工事を行うこととなった。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>内 容</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">湯ったり館</td> <td>浴槽循環配管洗浄及びろ過機濾材交換</td> <td>1,430,000 円</td> </tr> <tr> <td>光明石温泉ユニット整備（活性炭等交換）</td> <td>1,980,000 円</td> </tr> <tr> <td>非常用発電設備修繕</td> <td>253,000 円</td> </tr> <tr> <td>真空ヒーター部品交換</td> <td>297,000 円</td> </tr> <tr> <td>給水設備更新工事</td> <td>4,180,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	内 容	契約金額	湯ったり館	浴槽循環配管洗浄及びろ過機濾材交換	1,430,000 円	光明石温泉ユニット整備（活性炭等交換）	1,980,000 円	非常用発電設備修繕	253,000 円	真空ヒーター部品交換	297,000 円	給水設備更新工事	4,180,000 円		
場 所	内 容	契約金額														
湯ったり館	浴槽循環配管洗浄及びろ過機濾材交換	1,430,000 円														
	光明石温泉ユニット整備（活性炭等交換）	1,980,000 円														
	非常用発電設備修繕	253,000 円														
	真空ヒーター部品交換	297,000 円														
	給水設備更新工事	4,180,000 円														
(2) 次期指定管理者選定に向けた検討																
<p>令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により8月19日から9月30日までの43日間、臨時休館としたものの、年間入館者数については、104,230人となっており、令和2年度の86,019人からは増加している。(令和元年度：144,659人)</p>																
<p>施設運営状況については、コロナ禍で集客イベントの開催が難しい中、通常時より1枚多く購入できる回数券キャンペーンを7月と1月の年2回実施し、通常時と比較すると1日当たり約20冊多く販売することができたことや、利用者同士の距離を保つために脱衣所ロッカーや洗い場の利用制限を徹底することで、安心して利用できる施設と認識されたことが入館者数の回復につながったと考えられる。</p>																
<p>湯ったり館の運営については、大幅な赤字となっていることから、現時点においては、他市町村の事例を研究しながら指定管理者の自主努力を促すとともに、令和5年度末までとなっている指定管理期限を見据え、今後の施設の在り方や指定管理を更新する場合の手法等について、検討していく必要がある。</p>																
<p>なお、企画課との協議については、現状の入館者数、歳入歳出額について情報共有を行った。来年度も協議を継続し、市民にとってより良い施設運営となるよう検討を行っていく。</p>																

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	3.3.5 農業公園豊作村【農業政策課】(41 ページ)
----------------------------	------------------------------

1 事業の概要

課題解決に向けた 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 順次計画を立てて、予防的な維持改修を行っていきます。 ・ 将来的な運営の在り方について検討します。
-----------------	--

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
現状課題分析	→			→		
		H30 指定期間 終了				
再編成の戦略協議				→		→
取りまとめ ・ 報告書作成						→

3 令和4年度達成目標と取組事項

達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じた計画的な改修工事を行う。 ・ 現在の指定管理期間の終了（令和5年度末）を見据え、今後の施設管理運営に関する方針案を作成する。
目標達成に向けた 具体的な 取組事項など	<p>(1) 計画的な改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 湯ったり館換気設備改修工事 ・ 湯ったり館温水コイルユニット改修工事 ・ 湯ったり館 PAS 交換工事 など <p>(2) 施設管理運営に関する方針案を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者であるまちづくり・文化財団による施設運営状況の検証 ・ 他市町村の事例の調査 ・ 庁内関係部署（企画課等）との協議 ・ 方針案を作成

4 令和4年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	
具体の活動実績及び成果	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	3.4.2 総合福祉センター 【介護福祉課, 企画課】(44 ページ)
----------------------------	--

1 事業の概要

課題解決に向けた 方向性	<ul style="list-style-type: none"> 「高齢者の生きがいつくりの拠点」としての具体的な活用方法を検討します。
-----------------	---

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
現状課題分析				→		
再編成の戦略協議				→		
事業展開の具体策の 検討・実施					→	

3 令和3年度達成目標と取組事項

達成目標	<p>令和2年度に検討した「高齢者の生きがいつくりの拠点」としての活用を具体的に進めていくため、事業展開の具体策及び利用しやすい施設運営等の検討を行い、事業計画として取りまとめるとともに、今後の事業展開等に合わせた施設・設備の改修計画について検討し、その改修計画のスケジュール(案)を作成する。</p>
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) 次年度の事業計画及び施設の改修計画に係るスケジュール(案)を作成する。</p> <p>ア 利用者ニーズ等の把握を通して、指定管理者である社会福祉協議会と連携・協議しながら、新規事業(講座・教室等)の導入や利用しやすい施設運営等について検討を行い、次年度の事業計画を作成する。</p> <p>イ 現状における施設の利用形態や今後の事業展開に合わせた施設・設備の改修計画を検討し、その改修計画のスケジュール(案)を作成する。</p>

4 令和3年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	<p>「高齢者の生きがいづくりの拠点」としての活用を具体的に進めていくため、団体による居室の利用に幅を持たせるよう「龍ヶ崎市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例」等を改正し、施設の稼働率の向上を図った。</p> <p>また、新規事業の展開を検討し、令和4年度の事業計画に具体化した事業を盛り込んだ。</p> <p>総合福祉センターは、令和2年度に施設を存続することが決定したので、施設の利用促進のための取組や利用形態等を踏まえた今後の施設機能についての検討を行っていく。</p>
具体の活動実績及び成果	
<p>(1) 次年度の事業計画及び施設の改修計画に係るスケジュール(案)を作成する。</p> <p>ア 利用者ニーズ等の把握を通して、指定管理者である社会福祉協議会と連携・協議しながら、新規事業(講座・教室等)の導入や利用しやすい施設運営等について検討を行い、次年度の事業計画を作成する。</p> <p>新規事業としてNPO法人クラブ・ドラゴンズの協力によるHOGUストレッチ講座の開催を令和4年度の事業計画に盛り込んだ。また、施設の有効活用や稼働率の向上を図るため、教養娯楽室、多目的室、会議室については、団体での利用が可能となるよう龍ヶ崎市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び施行規則を改正した。今後、団体利用については時間単位での使用料の徴収を検討する。</p> <p>イ 現状における施設の利用形態や今後の事業展開に合わせた施設・設備の改修計画を検討し、その改修計画のスケジュール(案)を作成する。</p> <p>総合福祉センターは建設から30年以上が経過し、建物の老朽化が顕著になってきている状況である。令和2年度に策定した長寿命化計画や例年実施している施設の点検結果を踏まえ、施設及び設備の改修を検討し、浴室ボイラーの更新、旧小貝川護岸工事、屋根の塗装工事などを実施する改修計画を立てた。今後、施設の利用形態や事業展開等を考慮しながら、その実施の判断を行っていく。</p>	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	3.4.2 総合福祉センター【介護福祉課, 企画課】(44 ページ)
----------------------------	------------------------------------

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> 「高齢者の生きがいづくりの拠点」としての具体的な活用方法の検討
-------------	---

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
現状課題分析				→		
再編成の戦略協議				→		
取りまとめ ・報告書作成					→	

3 令和4年度達成目標と取組事項

達成目標	「高齢者の生きがいづくりの拠点」としての具体的な事業を検討するとともに利用形態にあった施設の今後の方針案を作成する。
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) 施設利用率向上のための取組等の検討 令和3年度に利便性向上等を目的の1つとして、条例改正により施設機能等を見直したことから、施設の積極的PRをはじめとした利用率向上のための取組を検討する。また、利用者ニーズの一層の把握に努め、ニーズに合った事業の新規展開に向けた検討を行う。</p> <p>(2) 長寿会活動の活性化に向けた支援等の検討 施設を多く利用している長寿会の会員数等が、コロナ禍等により、減少傾向にあることから、長寿会だよりの発行をはじめとする既存のPR活動を継続しながら、会員数増加に向けた新たな支援や取組を検討する。</p> <p>(3) 社会福祉協議会の強みを活かした取組の検討 ボランティア協議会等、社会福祉協議会と関係の深い団体との協働や、ふるさとふれあい公園との有機的連携等、社会福祉協議会ならではの取組を検討する。</p> <p>(4) 施設機能の再検討 施設が「高齢者の生きがいづくりの拠点」として一層ふさわしいものとなるよう、既存機能の検証を行い、必要に応じて見直し等を検討する。</p> <p>(5) 施設老朽化等への対策検討 今後の施設の利用形態等を考慮して、施設や設備等の改修計画を検討する。</p>

4 令和4年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	
具体の活動実績及び成果	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	3.4.3 地域福祉会館 【社会福祉課, 企画課】(45 ページ)
----------------------------	--

1 事業の概要

課題解決に向けた 方向性	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくりの実現を目指す社会福祉協議会の拠点として、ボランティアを中心とした発展的な活用案を検討します。
-----------------	---

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
現状課題分析				→		
再編成の戦略協議				→	→	
取りまとめ ・報告書作成					→	→

3 令和3年度達成目標と取組事項

達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉会館本館の耐震診断を実施する。 ボランティアを中心とした発展的な活用案の作成に向けて、現状課題分析を行い、報告書にまとめる。
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) 耐震診断の実施と適正な維持管理</p> <p>地域福祉会館本館の老朽化を考慮し、継続して使用可能であるか確認するため、耐震診断を実施する。</p> <p>また、新館を含めた建物全体の点検を適宜実施し、その結果を踏まえて、令和2年度に策定した長寿命化計画に基づき、計画的かつ緊急性に応じた修繕等を行っていく。</p> <p>(2) 地域福祉会館の現状課題分析に係る報告書の作成</p> <p>施設の利用状況の確認や社会福祉協議会への聞き取りなどを通じて現状課題分析を行い、活用案の作成に向けて報告書にまとめる。</p>

4 令和3年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input checked="" type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	<p>耐震診断を実施した結果、地域福祉会館本館が耐震性能を有した建築物であることが確認できたことから、施設の現状課題分析に基づく課題を整理し、今後の適正な施設の利活用について検討していく。</p>
具体の活動実績及び成果	
<p>(1) 耐震診断の実施と適正な維持管理</p> <p>地域福祉会館本館の耐震診断の結果、異常や問題は認められず、引き続いて使用することに支障がない耐震性能を有した建築物であることが確認された。今後、長寿命化計画に基づく設備等の修繕のほか、来年度作成する活用案の方向性を踏まえた必要な改修計画を作成し、計画的な予防保全により効果的・効率的な維持管理を行っていく。</p> <p>(2) 地域福祉会館の現状課題分析に係る報告書の作成</p> <p>施設の利用状況等、現状把握に努めたものの報告書の作成までには至らなかった。来年度は、今年度の現状把握を踏まえて課題を抽出し、本市全体の公共施設の再編成を踏まえ、適正な利活用を検討していくこととする。</p>	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	3.4.3 地域福祉会館【社会福祉課, 企画課】(45 ページ)
----------------------------	----------------------------------

1 事業の概要

課題解決に向けた 方向性	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくりの実現を目指す社会福祉協議会の拠点として、ボランティアを中心とした発展的な活用案の検討
-----------------	---

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
現状課題分析				→		
再編成の戦略協議				→		
取りまとめ ・報告書作成					→	

3 令和4年度達成目標と取組事項

達成目標	本市全体の公共施設の再編成を踏まえ、今後の施設の利活用について検討し、報告書に取りまとめる。
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) 地域福祉会館の発展的な活用案の取りまとめ・報告 昨年度までに分析・協議を行った結果を踏まえつつ、活用案をとりまとめ、報告書を作成する。</p> <p>(2) ライフサイクルコストに基づく維持・保全 補強工事の必要がないとの結果が出た耐震診断により、一般的なライフサイクルコストの考えに基づき、今後の長寿命化や予防保全のための改修計画の検討を行う。</p>

4 令和4年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	
具体の活動実績及び成果	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	3.4.4 学校給食センター第一調理場, 第二調理場(跡地活用) 【企画課, 学校給食センター】(47ページ)
----------------------------	--

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食センターは一部屋の区切りが広く、天井が高い、プラットホームがある等の特徴を生かし、公共施設として有効活用を検討します。
-------------	---

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
現状課題分析	→					
再編成の戦略協議		→		→		
取りまとめ ・報告書作成			→		→	

3 令和3年度達成目標と取組事項

達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議」での検討を継続していくとともに、サウンディング型市場調査を行い、民間事業者等による活用の可能性について調査結果をまとめる。 安心・安全な学校給食を提供するため、必要な維持管理(点検・補修)を行う。
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) 「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議」による検討の実施 「龍ヶ崎市公共施設跡地活用方針」に基づき、令和2年度から跡地活用の検討を行っている「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議」において、検討を継続的に行っていく。</p> <p>(2) サウンディング型市場調査の実施 令和2年度時点で跡地活用の検討対象となっている6施設の内、他の2施設と併せた4施設について、民間事業者等による活用の可能性を探るため、サウンディング型市場調査を行い、調査結果をまとめる。</p> <p>(3) 適正な維持管理 建物状況を確認し、補修箇所の優先順位を整理した上で、新施設の供用開始時期を考慮し、業務に支障のない範囲で施設維持費を抑制しながら、必要な修繕等を行っていく。</p>

4 令和3年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	<p>新施設移転後の公共施設の有効活用として、龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議において継続的に検討を行っている。</p> <p>サウンディング型市場調査の結果、民間での具体的提案はなかったことから、他の公共施設からの移転による有効活用策として移転候補の一つである施設管理事務所と問題点等を協議した。</p> <p>また、施設の適正な維持管理として、建物状況を調査し、新施設供用までに必要な保全計画を作成した。</p>
具体の活動実績及び成果	
<p>(1) 「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議」による検討の実施</p> <p>「龍ヶ崎市公共施設跡地活用方針」に基づき、令和2年度から跡地活用の検討を行っている「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議」において、検討を継続的に行った。</p> <p>他の公共施設からの移転による有効活用として、候補の一つである第二庁舎の施設管理事務所と問題点等を協議した。</p> <p>(2) サウンディング型市場調査の実施</p> <p>民間事業者等による活用の可能性を探るため、サウンディング型市場調査を行った。4者の参加があったが、給食センター第一調理場と第二調理場については、市街化調整区域であることなどから具体的な提案はなかった。</p> <p>(3) 適正な維持管理</p> <p>公共施設点検マニュアル及び公共施設点検チェックシートに基づき建物状況を調査し、補修箇所の優先順位を整理した上で、新施設供用までに必要な修繕等に係る費用を中期5か年保全計画に反映させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一調理場 計画反映額 7,000 千円 (当初予算額 4,500 千円) 洗浄機・揚物機等大型機器類修理, ボイラー配管等修理, その他不具合箇所整備・修理 ・ 第二調理場 計画反映額 7,000 千円 (当初予算額 4,500 千円) 洗浄機・揚物機等大型機器類修理, ボイラー配管等修理, その他不具合箇所整備・修理 	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	3.4.4 学校給食センター第一調理場, 第二調理場 (跡地活用) 【企画課, 学校給食センター】 (47 ページ)
----------------------------	---

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食センターは一部の区切りが広く、天井が高い、プラットホームがある等の特徴を生かし、公共施設として有効活用を検討します。
-------------	--

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
現状課題分析	→					
再編成の戦略協議		→				→
取りまとめ ・ 報告書作成				→		→

3 令和4年度達成目標と取組事項

達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議」での検討を継続していくとともに、公共施設あるいは民間事業者等による活用の可能性について検討を進め、具体的な跡地活用案を策定する。 安心・安全な学校給食を提供するため、必要な維持管理（点検・補修）を行う。
目標達成に向けた具体の取組事項など	<p>(1) 「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議」による検討の実施</p> <p>「龍ヶ崎市公共施設跡地活用方針」に基づき、「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議」において、具体的な跡地活用の検討を継続的に行っていく。</p> <p>公共による活用または民間事業者等による活用（売却・貸与）を明確にし、具体的な跡地活用案を策定する。</p> <p>(2) 適正な維持管理</p> <p>建物状況を確認し、補修箇所の優先順位を整理した上で、新施設の供用開始時期を考慮し、業務に支障のない範囲で施設維持費を抑制しながら、必要な修繕等を行っていく。</p>

4 令和4年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	
具体の活動実績及び成果	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	4.2.1 新学校給食センター【学校給食センター】(49ページ)
----------------------------	----------------------------------

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食センター第一調理場と第二調理場を統合し、施工者のノウハウを反映できる設計・施工程一括発注方式で整備します。 建替えにより、衛生環境の改善、アレルギー除去食対応など機能強化を図ります。 運営方法の工夫で延床面積等を縮小などコスト削減に留意します。
-------------	--

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	
再編成の戦略協議		基本事項整理		基本計画策定						
用地取得・埋蔵文化財調査										
実施方針の公表, 業者選定・契約										
事業化				既存施設解体 基本・実施設計		建設工事		基本・実施設計	建設工事	開設予定

3 令和3年度達成目標と取組事項

達成目標	令和5年9月の供用開始を目指し、令和3年度中に建築準備を進め、杭打ち準備を完了させる。
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) 龍ヶ崎市学校給食センター建設事業の推進</p> <p>ア 現地調査(測量調査・ボーリング調査等)</p> <p>イ 設計業務(基本設計・実施設計)</p> <p>ウ 盛土・造成工事</p> <p>エ 各種申請業務(都市計画法施行規則第60条申請・建築確認等)</p> <p>オ 建築工事(杭打ち)準備</p> <p>(2) 各インフラの整備</p> <p>ア 下水道汚水量計算・下水道引き込み工事設計業務</p> <p>イ 他インフラ(ガス・水道等)接続調査</p>

4 令和3年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	<p>令和5年9月供用開始に向け、建設に係る各種許認可手続きを進め、基本設計に続き実施設計を策定した。併せて、造成工事に伴う隣接する一級河川大正堀川への影響対策工事等を実施し、粗造成まで完了している。また、令和4年3月末に建築工事に係る杭打ち工事に着手したところである。</p> <p>今後の課題として、コロナ禍等の影響により建設資材が高騰化していることが、懸念される。</p>
具体の活動実績及び成果	
<p>令和5年9月の供用開始に向け、新学校給食センター整備に係る以下の作業を進めた。</p> <p>(1) 龍ヶ崎市学校給食センター建設事業に係る成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本設計策定(9月) ②隣接する一級河川大正堀川への影響対策を検討し、河川法第27条に基づく許可取得(9月) ③隣接する一級河川大正堀川への影響対策工事(地盤改良)完了(11月) ④開発行為(建築等)に関する証明取得(12月) ⑤盛土造成工事に係る土留擁壁工事完了(1月) ⑥雨水排水に係る放流同意取得(2月) ⑦盛土造成工事に係る粗造成完了(2月) ⑧建築確認済証取得(3月) ⑨実施設計策定(3月) ⑩建築工事着手(3月) <p>(2) 各インフラ整備に係る成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ①下水道工事实施設計策定(12月) ②公共下水道区域外使用確認書取得(1月) ③上水道加入承認(1月) 	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	4.2.1 新学校給食センター【学校給食センター】(49ページ)
----------------------------	----------------------------------

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食センター第一調理場と第二調理場を統合し，施工者のノウハウを反映できる設計・施工一括発注方式で整備します。 建替えにより，衛生環境の改善，アレルギー除去食対応など機能強化を図ります。 運営方法の工夫で延床面積等を縮小などコスト削減に留意します。
-------------	---

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	
再編成の戦略協議		基本事項整理		基本計画策定						
用地取得・埋蔵文化財調査										
実施方針の公表, 業者選定・契約										
事業化				既存施設解体 基本・実施設計		建設工事		基本・実施設計	建設工事	開設予定

3 令和4年度達成目標と取組事項

達成目標	令和5年9月の供用開始を目指し，令和4年度中に建設工事を進め，厨房機器工事に着手する。
目標達成に向けた具体の取組事項など	<p>(1) 龍ヶ崎市学校給食センター建設事業の推進</p> <p>ア 建築工事</p> <p>イ 電気設備工事</p> <p>ウ 機械設備工事</p> <p>エ 厨房機器工事</p> <p>(2) インフラの整備</p> <p>ア 下水道管路工事</p> <p>(3) 供用開始後の運用の検討</p> <p>ア アレルギー対応食の供用開始時期</p> <p>イ 献立の割り振り</p> <p>ウ 施設維持管理計画</p>

4 令和4年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	
具体の活動実績及び成果	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	4.2.2 新保健福祉施設 【企画課, 健康増進課, こども家庭課, 健幸長寿課】(50 ページ)
----------------------------	--

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> 保健センター, 総合福祉センター, 地域福祉会館を統合し, 新保健福祉施設を建設します。 現在, 各施設で行っている業務を見直し, 民間活力による市民交流機能の追加を行ないます。 市民ワークショップ等を開催し, 施設の価値を明確化します。
-------------	---

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
再編成の戦略協議			→	→	→	→	→		
民間活力検討				→	→	→	→		
市民参加						→	→	→	→
事業化						→	→	→	→

3 令和3年度達成目標と取組事項

達成目標	<p>関係課による協議の場として検討会議を発足し, 協議を行っていくとともに, 市民交流機能については, 市民のニーズ等を把握するため幅広く意見を徴取する等, 「龍ヶ崎市新保健福祉施設整備基本構想2020」で示した, 施設の機能・役割を果たすことができる基本設計として完了させる。</p> <p>また, 基本設計を踏まえ, 令和4年度から予定している実施設計の概算委託費を固める。</p>
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) 基本設計業務委託契約の締結 設計書及び仕様書の作成を行い, 基本設計業務委託契約を締結する。</p> <p>(2) 検討会議の開催 事業に必要な規模や間取り等設計に必要な事項について, 関係課等から広く意見を徴取して検討を行うため, 関係課で構成する「龍ヶ崎市新保健福祉施設整備検討会議」を発足し, 協議を行う。</p> <p>(3) 受託者との協議 検討会議での検討内容を基本設計に反映させるため, 受託者との打合せを行い, 必要に応じて受託者を検討会議に招集し, 協議を行う。</p> <p>(4) 基本設計の完了 「龍ヶ崎市新保健福祉施設整備基本構想2020」で示した, 施設の機能・役割を果たすことができる基本設計として完了させる。</p> <p>(5) 実施設計への準備 令和4年度から予定している実施設計の概算委託費を固める。</p>

4 令和3年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	<p>令和7年度の供用開始に向けて、基本設計の完了及び検討会議による協議を実施し、真に求められる施設を目指した取り組みを実施した。</p> <p>今後は、令和4年度に実施設計業務、令和5年度・令和6年度の2年間で建設工事を行い、新保健福祉施設整備事業を着実に進めていく。</p>
具体の活動実績及び成果	
<p>(1) 基本設計業務委託契約の締結 設計書及び仕様書の作成を行い、令和3年5月20日に基本設計業務委託契約を締結した。</p> <p>(2) 検討会議の開催 新保健福祉施設に関連する、企画課・健康増進課・こども家庭課・健幸長寿課・都市施設課で構成する「龍ヶ崎市新保健福祉施設整備検討会議」を発足し、5回にわたり協議を行った。</p> <p>(3) 受託者との協議 受託者を検討会議に召集し、発注者の考え方や要求水準の整理を行い、協議内容を基本設計に反映させた。</p> <p>(4) 基本設計の完了 「龍ヶ崎市新保健福祉施設整備基本構想2020」に基づく施設に求められる機能・役割を果たせる基本設計を完了した。</p> <p>(5) 実施設計への準備 令和4年度から予定している実施設計の概算委託費を積算した。しかしながら、コストに見合った施設の利便性や魅力等を向上させられるよう事業の再検討を行うために令和4年度当初予算への計上を見送ることとした。 市民にとって真に有益となる施設とするために、早期に再検討結果を踏まえた実施設計委託費の予算計上を行うことで、施設の供用開始までの実施スケジュールに影響が無いよう取り組んでいく。</p>	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	4.2.2 新保健福祉施設 【健康増進課, 社会福祉課, 介護福祉課】(50 ページ)
----------------------------	--

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> 保健センター, 総合福祉センター, 地域福祉会館を統合し, 新保健福祉施設を建設します。 現在, 各施設で行っている業務を見直し, 民間活力による市民交流機能の追加を行いません。 市民ワークショップ等を開催し, 施設の価値を明確化します。
-------------	---

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
再編成の戦略協議	→			→					
		基本構想策定	用地取得協議						
民間活力検討				→					
市民参加						市民ワークショップ等	→		
								情報提供 市民ワークショップ等	→
事業化						基本設計	実施設計	→	
								建設工事 基本設計 実施設計	→

3 令和4年度達成目標と取組事項

達成目標	事業再検討の結果を踏まえた整備工事実施設計業務を行う。
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) 施設の効果的なスペース配置及び活用イメージの再検討 昨年度実施した基本設計や「専門家へのヒアリング」, 「他自治体の先進事例の視察」, 「建設地の再検証」等を踏まえ, 施設の効果的なスペースの配置及び活用イメージについて再検討を行う。</p> <p>(2) 整備工事にかかる実施設計業務の推進 再検討結果を踏まえて施設の機能等の充実を反映した基本設計の見直し・仕様書の作成を進め, 6月議会での補正予算措置に向けた準備を行う。(令和5年度までの継続費) また, 予算締結後の設計業務にあたっては, 内部の検討会議により庁内の合意形成を図るとともに, 施設機能の内容について市民からも意見等を聴取し, 施設の充実に反映させていく。</p>

4 令和4年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	
具体の活動実績及び成果	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	4.2.3 旧長戸小学校(跡地活用) 【コミュニティ推進課, 道路整備課】(50ページ)
----------------------------	---

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> 市民のスポーツを通じた健康づくりの場として、体育館及び旧長戸小保育ルーム、グラウンドを活用していきます。 長戸コミュニティセンターの再築の際は、その敷地に供します。 ※旧長戸小学校への進入道路の拡幅についても検討します。
-------------	---

2 事業の実施工程表(矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
再編成の戦略協議	→								
		地元協議	活用方針整理						
住民周知・説明				→ 住民周知					
事業化				→ 具体案検討	→ 解体・グラウンド改修				
					→ 境界確定	→ 進入道路整備	→ 基本設計 解体設計	→ 用地買収	→ 校舎解体
								→ 新コミセン実施設計	

3 令和3年度達成目標と取組事項

達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 旧長戸小学校への進入道路拡幅に向けた用地取得のため、売買契約を締結する。 新長戸コミュニティセンター建設に向け、旧長戸小学校校舎等解体工事を完了させる。
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) 進入道路の整備</p> <p>道路整備課において、旧長戸小学校への進入道路拡幅に向けて、税務協議(6月予定)を行った上で、用地交渉及び売買契約(7月から9月予定)を行う。</p> <p>(2) 新長戸コミュニティセンターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ推進課において、旧長戸小学校アスベスト含有建材除去工事の契約を令和3年6月頃、旧長戸小学校校舎等解体工事の契約を9月以降に行い、工事を完了させる。 工事着手前の旧長戸小学校内の備品整理等については、長戸コミュニティ協議会と協議の上対応し、工事着手後は、住民への周知と施工時の安全確保を図る観点から、進捗状況について、長戸コミュニティ協議会への説明を随時行う。

4 令和3年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	<p>道路整備課において、令和4年度に道路工事を予定しているが、新長戸コミュニティセンター建設に伴う大型車両の通行によりアスファルト舗装が傷むため、大型車両の通行後となる令和5年度にアスファルト舗装の施工を計画している。</p> <p>また、コミュニティ推進課では、令和4年度以降実施設計と建設工事を予定しているが、健康寿命を伸ばすための取組についての専門家などの意見を反映した実施設計となるよう長戸コミュニティ協議会及び関係機関等と十分に協議し設計をまとめ、建設工事を発注する予定である。</p>
具体の活動実績及び成果	
<p>(1) 進入道路の整備</p> <p>道路整備課において、道路工事に係る税務協議、用地交渉及び売買契約は予定どおり実施し完了した。</p> <p>(2) 新長戸コミュニティセンターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧長戸小学校アスベスト含有建材除去工事は令和3年6月から10月までに、旧長戸小学校校舎等解体工事は令和3年10月から令和4年3月までに施工し、工事を完了させた。工事スケジュールや進捗状況については、長戸コミュニティ協議会への説明を随時実施した。 ・ 長戸コミュニティ協議会と協議のうえ、工事着手前に旧長戸小学校内の備品整理を行い、長戸地区の住民を対象とした内覧会も実施した。 ・ 新長戸コミュニティセンター建設予定地内の民有地1筆について、相手方の了承を得て売買契約を締結した。 ・ 事業の再検討を行うために令和4年度当初予算への計上を見送ることとした。市民にとって真に有益となる施設とするために再検討結果を踏まえた実施設計委託費の予算計上を早期に行う。 	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	4.2.3 旧長戸小学校(跡地活用) 【コミュニティ推進課, 道路整備課】(50ページ)
----------------------------	---

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> 市民のスポーツを通じた健康づくりの場として、体育館及び旧長戸小保育ルーム、グラウンドを活用していきます。 長戸コミュニティセンターの再築の際は、その敷地に供します。 ※旧長戸小学校への進入道路の拡幅についても検討します。
-------------	---

2 事業の実施工程表(矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)		
再編成の戦略協議		地元協議	活用方針整理								
住民周知・説明				住民周知							
事業化				具体案検討	解体・グラウンド改修	進入道路整備	境界確定	基本設計 解体設計	用地買収	校舎解体	新コミセン実施設計

3 令和4年度達成目標と取組事項

達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 新長戸コミュニティセンターへの進入道路(市道第3-309号線)について、拡幅工事を実施する。 地元の方の意見などが反映された新長戸コミュニティセンター整備工事実施設計業務を行う。
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) 進入道路の整備</p> <p>道路整備課において、新長戸コミュニティセンターへの進入道路拡幅に向けて、市道第3-309号線道路改良工事の契約締結を令和4年11月頃に行い、工事を実施する。</p> <p>(2) 新長戸コミュニティセンターの整備</p> <p>コミュニティ推進課において、新長戸コミュニティセンター建設事業について市民にとって真に有益となる施設とするために再検討を行い、その結果を反映した実施設計委託費について、6月議会での補正予算措置に向けた準備を行う。(令和5年度までの継続費)</p> <p>予算措置後速やかに新長戸コミュニティセンター整備工事実施設計業務及び旧長戸小学校体育館改修実施設計業務の契約締結(令和4年7月頃)を行い、長戸コミュニティ協議会など地元の方の意見や要望を聴取し、新長戸コミュニティセンター整備工事の実実施設計内容に反映させる。</p>

4 令和4年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	
具体の活動実績及び成果	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	4.4.1 道の駅【牛久沼プロジェクト課】(51 ページ)
----------------------------	-------------------------------

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化と本市の認知度向上を目指し、本市製品の販路拡大や地域情報の発信機能の強化に向けた拠点となる道の駅を設置します。 建設地として、市西部国道6号沿いが予定されています。
-------------	--

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
管理運営体制構築	→				各課題を整理し、スケジュール案などをまとめる。	
国・県関係団体協議	→					
事業化	→					

3 令和3年度達成目標と取組事項

達成目標	道の駅整備に関する各課題を整理し、改めたスケジュール案及び概算事業費をまとめる。
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) 護岸改修に係る設計の見直し 現在も継続している護岸改修の設計見直しについて、報告書を完成させ、河川管理者からの承認を得る。(概算事業費及び工事期間の確定)</p> <p>(2) 埋設物の対応に係る方向性の整理 道の駅整備予定地で確認された不測の埋設物について、関係機関(国及び県)と協議を進め、方向性をまとめる。</p> <p>(3) 駐車場部における液状化対策に係る方向性の整理 道の駅駐車場部で検討されている液状化対策について、関係機関(国)と協議を進め、方向性をまとめる。</p> <p>(4) 道の駅整備方針の検討 道の駅整備事業の仕切り直しに伴い、上記課題を整理し、概算事業費を含めた、新たな整備方針について検討する。</p>

4 令和3年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input checked="" type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	<ul style="list-style-type: none"> • 課題の一つであった護岸改修に係る設計の見直しが完了し、報告書を受領した。 • 埋設物及び液状化対策については現在も協議中である。 • 道の駅整備事業に係る課題を整理し、事業の今後の方向性を提示する必要がある。
具体の活動実績及び成果	
<p>(1) 護岸改修に係る設計の見直し</p> <p>茨城県竜ヶ崎工事事務所河川整備課及び設計コンサルタントと共に継続的に実施してきた設計の見直しについて、河川整備課から見直し内容について了解を得たことから、設計コンサルタントと協議・調整を行い、報告書を成果品として受領した。</p> <p>(2) 埋設物の対応に係る方向性の整理</p> <p>当該埋設物が老朽化する護岸に近接することから、茨城県県南県民センター環境・保安課と協議し、基本的に残置（道の駅整備の各種工事に支障となる部分については一部取壊し）することです承を得た。</p> <p>一方、道の駅大型車駐車場区域内にある埋設物については、常陸河川国道事務所が大型車駐車場区域の液状化対策を検討している状況であり、今後も継続的に協議する必要がある。</p> <p>(3) 駐車場部における液状化対策に係る方向性の整理</p> <p>道の駅大型車駐車場の設計・施工を担当する常陸河川国道事務所より提起された液状化対策については、先般実施している護岸の見直し設計において、液状化対策は不要であると河川管理者と共に判断していること、また、供用後の災害時における本道の駅は国道利用者及び常磐線以西の住民などを対象とする「一時避難所」としての利用が想定されることを常陸河川国道事務所に報告して、協議を継続している。</p> <p>(4) 道の駅整備方針の検討</p> <p>護岸見直し設計の報告書の完成が年度末になったこと、液状化対策などに係る協議が継続していることなどから、概算事業費の算出までには至らなかった。また、牛久沼関係人口の増加促進を図ることも重要と捉え、牛久沼周辺首長会議に国・県などを加えて、広域的な観点から牛久沼の利活用について連携協議できるよう、新たな協議会の設立に向けて取り組んだ。</p>	

公共施設再編成の第2期行動計画 進行管理シート

施設名【担当課】 (第2期行動計画記載ページ)	4.4.1 道の駅【まちの魅力創造課】(51 ページ)
----------------------------	-----------------------------

1 事業の概要

課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化と本市の認知度向上を目指し、本市産品の販路拡大や地域情報の発信機能の強化に向けた拠点となる道の駅を設置します。 建設地として、市西部国道6号沿いが予定されています。
-------------	--

2 事業の実施工程表 (矢印 赤色…当初工程, 青色…変更工程)

取組事項	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	
管理運営体制構築	→			→			課題の解決を見据えた中で今後のスケジュールを再検討する →
国・県関係団体協議	→			→			
事業化	→			→			

3 令和4年度達成目標と取組事項

達成目標	道の駅整備の再検証を行い、今後の方向性を決定する。
目標達成に向けた具体的な取組事項など	<p>(1) 道の駅整備に係る課題の整理 国・県と協議調整しながら、道の駅整備に係る概算事業費、管理運営に伴う収支状況等の検証を実施する。</p> <p>(2) 方向性の決定 検証内容を公表の上、市民の意見を把握し、今後の道の駅整備の方向性を決定する。</p>

4 令和4年度取組状況

実施工程進捗状況	取組状況と事業推進上の課題
<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 見直しが必要	
具体の活動実績及び成果	

公共施設等マネジメント推進委員会 付議事項概要書

No.	2
-----	---

件名	公共施設等総合管理計画の見直しについて														
区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">1 公共施設等総合管理計画の策定等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 上記1に基づく取組推進等</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">i 個別施設計画の策定</td> <td>ii 公共施設の新設</td> </tr> <tr> <td>iii 公共施設の用途廃止・変更</td> <td>iv 公共施設の管理運営方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">v 進行管理</td> </tr> <tr> <td>3 市有財産の取得，財産の借受</td> <td>4 市有財産の売却・貸付</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5 その他</td> </tr> </table>	1 公共施設等総合管理計画の策定等		2 上記1に基づく取組推進等		i 個別施設計画の策定	ii 公共施設の新設	iii 公共施設の用途廃止・変更	iv 公共施設の管理運営方法	v 進行管理		3 市有財産の取得，財産の借受	4 市有財産の売却・貸付	5 その他	
1 公共施設等総合管理計画の策定等															
2 上記1に基づく取組推進等															
i 個別施設計画の策定	ii 公共施設の新設														
iii 公共施設の用途廃止・変更	iv 公共施設の管理運営方法														
v 進行管理															
3 市有財産の取得，財産の借受	4 市有財産の売却・貸付														
5 その他															
協議の論点	<p>(協議すべきポイントを簡潔に記載すること)</p> <p>今回付議した改訂案は、今後、最新の決算データや現在実施している市民アンケート結果の追加等を予定していることから、これらの内容確認も含めて、数回本委員会に付議しながら内容を固めていきたいと考えている。このため、初回である今回は、以下の点を中心に計画の見せ方等も含めて、様々な角度から意見を伺いたい。</p> <p>【主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の指針に基づく必須の記載事項が網羅され、その他必要と考えられる事項が記載されているか。さらに、その記載内容は妥当であるか。 ・ 見直し方針に基づき、計画構成の整理や体系の見直しが行われているか。 ・ 公共施設等の方針の考え方や記載内容は妥当であるか。 														
協議事項の具体的な内容	<p>(現状・課題，これまでの協議経過，今後の予定，他自治体の状況等)</p> <p>具体的な内容については、添付資料により説明します。</p> <p>◆今後のスケジュール（予定）</p> <p style="margin-left: 20px;">令和4年7月（戦略会議，推進委員会）</p> <p style="margin-left: 40px;">" 8月（戦略会議）※ここから第3期行動計画付議</p> <p style="margin-left: 40px;">" 9月（推進委員会）</p> <p style="margin-left: 40px;">" 10月（庁議，戦略会議）</p> <p style="margin-left: 40px;">" 11月（庁議，推進委員会）</p> <p style="margin-left: 40px;">" 12月（市議会全員協議会）</p> <p style="margin-left: 20px;">令和5年1月（パブリックコメント，シンポジウム）</p> <p style="margin-left: 40px;">" 2月（戦略会議，庁議，推進委員会）</p> <p style="margin-left: 40px;">" 3月（完成，公表）</p>														
添付資料	<p>【資料1】 龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画（改訂案）</p> <p>【参考資料1】 公共施設等総合管理計画の見直し方針</p>														
部課等名	市長公室 企画課 再生戦略グループ														

情報公開の区分（該当事項を○で囲む，又は適宜記入すること。）

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">公開</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部分公開</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非公開</td> <td></td> </tr> </table>	公開		部分公開		非公開		<p>非公開（部分公開を含む。）とする理由</p>	<p>龍ヶ崎市情報公開条例第9条第 号該当</p>
公開								
部分公開								
非公開								
	<p>公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）</p>							

龍ヶ崎市 公共施設等総合管理計画

次世代へ繋ぐために～縮充の推進による持続可能な公共施設等へ～
(改訂案)

令和5年●月
龍ヶ崎市

余 白

市長あいさつ

※ 要写真・サイン（電子貼付け）

目 次

第1章	計画の概要	1
1	背景・目的	1
2	国の動向	2
3	計画の位置付け	3
4	計画期間	4
5	対象施設	4
6	これまでの取組	9
第2章	本市の現状と将来の見通し	11
1	人口の現状と将来の見通し	11
2	財政の現状と将来の見通し	13
3	市民の意識	17
第3章	公共施設等の現状と課題	18
1	公共施設の現状	18
2	インフラの現状	23
3	公共施設等の課題	25
第4章	課題解決に向けた公共施設等のマネジメント	26
1	公共施設等の管理に関する基本方針	26
2	公共施設の管理に関する実施方針（取組）	27
3	インフラの管理に関する実施方針（取組）	34
第5章	公共施設の施設分類別の管理に関する基本方針	39
1	市民文化・社会教育系施設	39
2	スポーツ・レクリエーション系施設	43
3	産業系施設	44
4	学校教育系施設	45
5	保健福祉系施設	47
6	公営住宅等	52
7	行政系施設	53
8	都市基盤系施設	55
第6章	公共施設等マネジメントの実行	58
1	推進体制	58
2	フォローアップの実施	59
3	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	59

第1章 計画の概要

1 背景・目的

本市ではニュータウン開発や佐貫駅（現：龍ヶ崎市駅）周辺開発などの市街地整備に合わせて、昭和50年代後半から平成10年代前半にかけて小中学校などの公共建築物（以下「公共施設」という。）や道路などの社会基盤施設（以下「インフラ」という。）の多くを整備してきました。

日本全体（主に都市部）では、高度経済成長期（昭和30年代から昭和40年代後半）に集中的に公共施設及びインフラ（以下「公共施設等」という。）を整備してきており、それと比較すると、本市の公共施設等の老朽化の度合いはまだ高い状態ではありませんが、日本全体の傾向と同様に、時代の経過とともに老朽化が進行し、これから一斉に更新時期を迎えることになります。

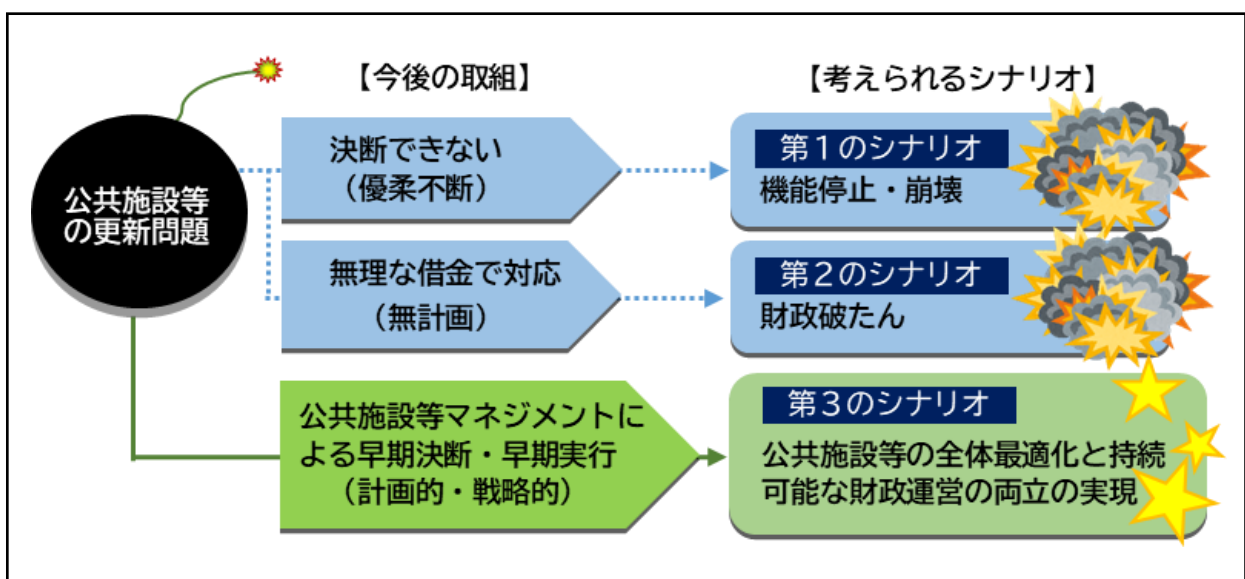
現在保有している施設及び施設の機能（行政サービス）をそのまま維持・拡大していくということになると、多額の維持管理・更新や事業運営費用等（以下「トータルコスト」という。）が必要となりますが、厳しい財政環境下にあること、さらには、財政運営上の構造的なマイナス要因である少子高齢化や人口減少社会の進行を勘案すると、施設の総量を削減するなど、覚悟を持って公共施設等の再編成を行い、トータルコストの縮減に取り組んでいく必要があります。

その一方で、社会経済情勢の変化に伴う需要の変化や多様なライフスタイルへの対応など、市民にとって必要な機能は、維持・向上させていかなければなりません。

「公共施設等の量を減らしながらも質は向上させる」、この量と質両面の難しい課題を一体的に解決できなければ、多くの公共施設等は物質的・機能的に朽ちてしまうことが予想されることから「公共施設等の更新問題」などと言われ、多くの自治体共通の問題となっています。

本市では、決断の先送りや無理な借金で対応することなく、公共施設等をマネジメントし、「早期決断・早期実行」していくことにより、公共施設等が担うべき必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避して「公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営の両立を目指す」ことを目的に、本計画を平成28（2016）年3月に策定し取組を進めています。

本計画では、公共施設等を対象に、市の資産の保有状況を把握・分析し、改修・更新費用等の見込みを明らかにしつつ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を整理しています。



2 国の動向

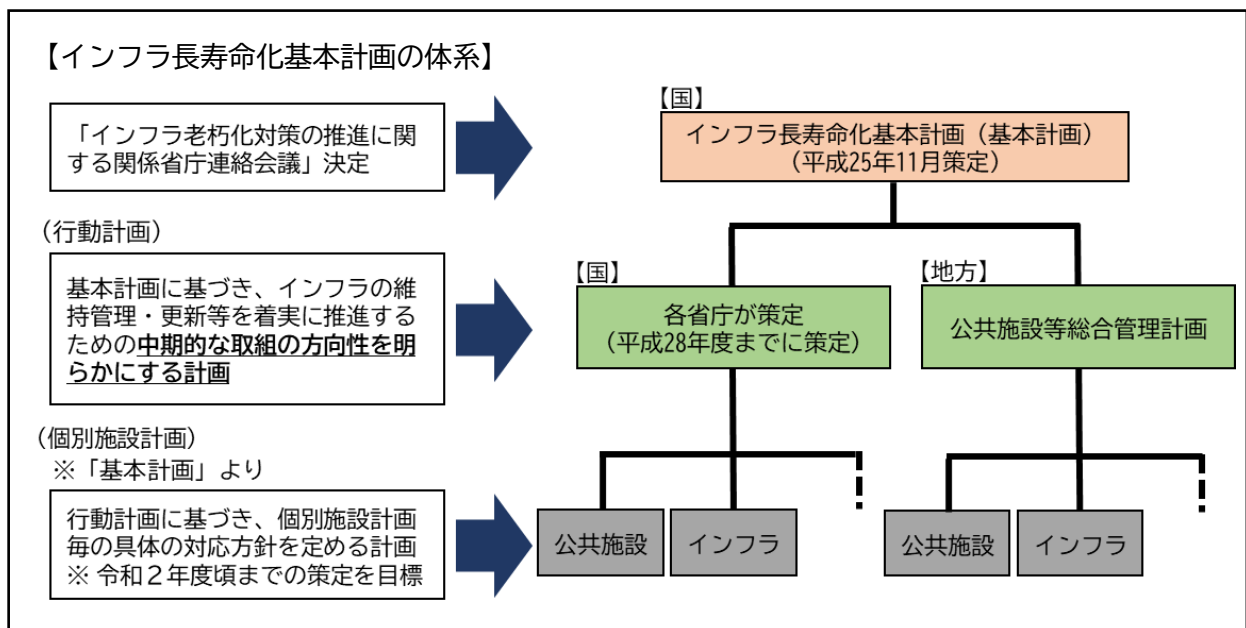
(1) インフラ長寿命化基本計画の策定

国では、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラ（公共施設等）が今後一斉に老朽化する現状を受けて、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識の基、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることなどの方向性を示すことを目的として、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しています。

(2) 行動計画（インフラ長寿命化計画）及び個別施設計画（個別施設毎の長寿命化計画）の策定

インフラ長寿命化基本計画に基づき、各インフラの管理者（国・地方公共団体等）は、インフラ（公共施設等）の維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として「行動計画」の策定が求められています。

また、行動計画に基づく個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設計画」の策定も求められており、国においては、各省庁が所管するインフラ（公共施設等）について、計画を策定しています。



3 計画の位置付け

(1) 位置付け

本計画は、「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」第9条に基づく、本市の公共施設の管理指針であり、また、国からの要請に基づき地方公共団体が策定する「行動計画」に位置付けられます。

なお、本計画における公共施設等は、同条例（第2条）との整合を図り、次のとおりとします。ただし、下水道に関連する汚水・雨水ポンプ場及び農業集落排水の処理場に係る建築物は、インフラに含めることとします。

○公共施設

公用又は公共の用に供するため市が設置する庁舎、学校、図書館、コミュニティセンター、体育館その他の建築物（建築物に付帯する設備等を含む。）

○インフラ（社会基盤施設）

社会資本として市が整備する道路、橋梁、横断歩道橋、下水道、河川、公園その他の工作物

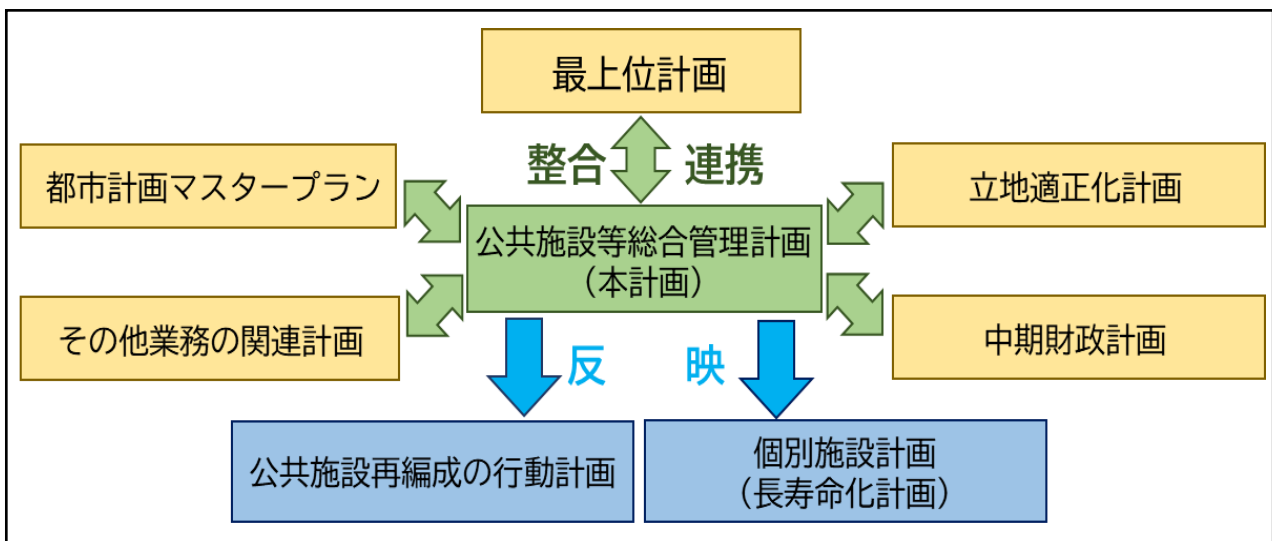
(2) 関連計画との関係

本計画は、本市が管理・保有するすべての公共施設等の維持管理・更新等に関連することから、本市の「最上位計画」、「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」、「中期財政計画」等との整合を図りながら取組を進めていきます。

また、各施設を所管する部署において今後策定する長寿命化や施設整備等の個別施設計画の指針とします。

なお、既に策定している個別施設計画については、本計画に沿うものとするため、本計画の見直し等に伴い必要となった場合には、適時、見直しを行うものとします。

このほか、個別の公共施設の具体的な見直しは、本計画を上位計画とした「公共施設再編成の行動計画」で定めます。当該計画は、持続可能な地域経営の観点から、長期的な視点を踏まえ、中期的な期間（概ね5年間）において重点的な取組を行う施設を対象とします。



4 計画期間

計画期間は、見直しに伴う変更は加えず、策定当初の平成 27（2015）年度から令和 33（2051）年度までの 37 年間とします。

本計画がこのような長期間の計画となるのは、公共施設等の耐用年数は数十年であり、維持管理・更新費用の推計等、長期的な視点が必要であるためです。

なお、本市の最上位計画との整合や社会経済情勢の変化等に弾力的に対応するため、概ね 5 年ごとに見直しを行うこととします。



5 対象施設

(1) 公共施設

公共施設は、令和3年度末時点で本市が保有・管理する施設のうち、延床面積が概ね 100 m²以上の施設を対象とし、次の 87 施設とします。

分類		施設数	施設
市民文化・社会教育系施設	コミュニティ関連施設 (地域コミュニティ施設)	13	松葉コミュニティセンター
			長戸コミュニティセンター
			大宮コミュニティセンター
			北文間コミュニティセンター
			馴柴コミュニティセンター
			長山コミュニティセンター
			川原代コミュニティセンター
			八原コミュニティセンター
			龍ヶ崎コミュニティセンター
			龍ヶ崎西コミュニティセンター
			久保台コミュニティセンター
			馴馬台コミュニティセンター
			城ノ内コミュニティセンター
	コミュニティ関連施設 (全市的コミュニティ施設)	4	市民活動センター
市民交流プラザ			
まいん「健幸」サポートセンター ※旧市街地活力センター「まいん」 農業公園豊作村（総合交流ターミナル）			
文化施設	1	文化会館	

	図書館	2	中央図書館 図書館北竜台分館（民間施設借上）
	博物館	1	歴史民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館等	5	総合運動公園（総合体育館（たつのこアリーナ））
			総合運動公園（陸上競技場（たつのこフィールド））
			総合運動公園（野球場（たつのこスタジアム））
			高砂運動広場（高砂体育館）
			北文間運動広場（北文間体育館・スポーツサロン北文間館）
レクリエーション施設・観光施設	2	農業公園豊作村（湯ったり館）	
		観光物産センター（民間施設借上）	
産業系施設	産業振興施設	2	職業訓練共同施設
			農産物等直売所（たつのこ産直市場）
学校教育系施設	学校等（小学校）	11	龍ヶ崎小学校
			馴柴小学校
			八原小学校
			松葉小学校
			馴馬台小学校
			城ノ内小学校
			大宮小学校
			川原代小学校
			龍ヶ崎西小学校
			長山小学校
	久保台小学校		
	学校等（中学校）	6	龍ヶ崎中学校（旧愛宕中学校）
			城西中学校
旧城南中学校			
中根台中学校			
城ノ内中学校			
長山中学校			
その他教育施設	3	学校給食センター第一調理場	
		学校給食センター第二調理場	
		教育センター	
保健福祉系施設	保健衛生施設	1	保健センター
	社会福祉施設	1	地域福祉会館
	高齢福祉施設	2	総合福祉センター
			元気サロン松葉館（松葉小学校内）
	障がい福祉施設	3	障害福祉サービス事業所ひまわり園
地域活動支援センター			
こども発達センターつぼみ園			
児童福祉施設（保育所）	1	八原保育所	

	児童福祉施設（学童保育ルーム）	11	龍ヶ崎小保育ルーム（龍ヶ崎小学校内）
			馴柴小保育ルーム（馴柴小学校内・プレハブ）
			大宮小保育ルーム（大宮小学校内）
			川原代小保育ルーム（川原代小学校内）
			龍ヶ崎西小保育ルーム（龍ヶ崎西小学校内）
			松葉小保育ルーム（松葉小学校内）
			長山小保育ルーム（長山小学校内）
			馴馬台小保育ルーム（馴馬台小学校内）
			久保台小保育ルーム（久保台小学校内）
			八原小保育ルーム（八原小学校内・プレハブ）
			城ノ内小保育ルーム（城ノ内小学校内・プレハブ）
	児童福祉施設（その他児童福祉施設）	2	さんさん館
		駅前こどもステーション（民間施設借上）	
公営住宅等	公営住宅等	3	市営富士見住宅
			市営奈戸岡住宅
			市営砂町住宅
行政系施設	庁舎等	2	市役所庁舎（電算棟・新附属棟含む）
			第二庁舎
	庁舎等（出張所）	3	西部出張所
			東部出張所（さんさん館内）
			市民窓口ステーション（民間施設借上）
都市基盤系施設	公園（管理棟等を有する公園）	3	森林公園（管理棟等）
			ふるさとふれあい公園（アトリエ棟等）
			龍ヶ岡公園（管理棟）
	駐輪場	3	龍ヶ崎市駅東駐輪場
			佐貫中央第1駐輪場
			佐貫中央第2駐輪場
その他施設		2	市営斎場
			北竜台防犯ステーション

※ 本計画の対象とした施設については、インフラ長寿命化基本計画により、原則、「個別施設計画策定の対象とすること」とされていますが、本市の計画では、民間施設を賃貸している施設やリースしている施設等、事業運営費用が主な支出となっている施設も含めて対象施設としていることから、一部施設については、個別施設計画策定の対象外とする場合があります。

(2) インフラ

インフラは、令和3年度末時点で本市が保有・管理する次の施設とします。

なお、ごみ処理施設、上水道施設等のプラントは、近隣自治体と構成する一部事務組合が管理運営しているため本計画の対象外とし、本計画とは別に一部事務組合及び構成市町村と協議し、維持管理・更新等について計画的に取り組んでいきます。

ア 道路（市道）

分類		幅員				
		6.5m以上	4.5m以上 6.5m未満	2.5m以上 4.5m未満	1.5m以上 2.5m未満	1.5m未満
一級路線	延長	11,680.55	15,481.59	4,355.92	371.11	552.53
	面積	159,383.91	83,549.65	17,087.94	771.96	—
二級路線	延長	16,073.46	22,371.11	9,102.88	948.69	141.72
	面積	163,005.55	121,817.00	35,916.33	1,722.71	79.24
その他路線	延長	77,670.30	243,209.54	320,026.61	96,906.56	22,676.04
	面積	936,033.79	1,398,617.08	1,116,634.79	196,710.05	23,771.46
合計	延長	105,424.31	281,062.24	333,485.41	98,226.36	23,370.29
		841,568.61				
	面積	1,258,423.25	1,603,983.73	1,169,639.06	199,204.72	23,850.70
4,255,101.46						

※ 単位：延長「m」、面積「㎡」

イ 橋梁

分類		橋数	橋長(m)
15m以上橋	一級路線	1	114.50
	二級路線	1	35.50
	その他路線	25	1,095.50
	小計	27	1,245.50

分類		橋数	橋長(m)
15m以下橋	一級路線	11	72.11
	二級路線	16	89.25
	その他路線	164	805.74
	小計	191	967.10

合計		橋数	橋長(m)
一級路線	12	186.61	
二級路線	17	124.75	
その他路線	189	1,901.24	
全体	219	2,212.60	

ウ 横断歩道橋

種別		橋数	橋長(m)
市町村道1級	市道1-432号線	1	30.70

工 下水道

(ア)管路

分類	管径区分	口径別延長 (m)	分類	管径区分	口径別延長 (m)
汚水管きよ	150mm 以下	2,862.68	雨水管きよ	250mm 以下	5,560.800
	200mm	59,374.8		300mm 以上	27,312.643
	250mm	234,195.101		600mm 以上	30,752.003
	300mm 以上	22,453.530		1,000mm 以上	20,196.571
	800mm 以上	16,532.200		2,000mm 以上	5,125.068
	計	335,418.311		3,000mm 以上	1,254.300
農業集落排水	600mm 未満	8,616.120		計	90,201.385

(イ)管理棟

分類	名称	施設数	竣工年度	構造	面積(m ²)
汚水ポンプ場	地蔵後中継ポンプ場	1	昭和 62 年度	SRC または RC	571.97
雨水ポンプ場	佐貫排水ポンプ場	1	昭和 58 年度	SRC または RC	707.00
農業集落排水	板橋・大塚浄化センター	1	平成 11 年度	SRC または RC	146.295

オ 公園

種 別	箇所数	割合 (%)	面積 (m ²)	面積 (ha)	割合 (%)	
都市 公園	街区公園	95	66.90	149,223.31	14.92	15.92
	地区公園	3	2.11	249,385.48	24.94	26.61
	近隣公園	9	6.34	168,285.23	16.83	17.95
	運動公園	1	0.70	122,358.06	12.24	13.05
	風致公園	1	0.70	5,267.00	0.53	0.56
	都市緑地	25	17.61	234,359.91	23.44	25.00
	小計	134	94.36	928,878.99	92.89	99.10
その他の公園	4	2.82	406.90	0.04	0.04	
その他の緑地	4	2.82	8,001.93	0.80	0.85	
合計	142	100.00	937,287.82	93.73	100.00	

6 これまでの取組

(1) 公共施設マネジメントの変遷

本市では、平成 14（2002）年度にファシリティマネジメントを導入し、「公共施設マネジメント」と称して、仕様書及び単価の共通化による業務品質の向上と経費削減、予防保全の観点から計画的な改修による施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減を目標として全庁的に取り組んできました。平成 21（2009）年度からは、市の全施設について公共施設マネジメントを導入し、全庁統一した考えで経費の削減に努めています。

また、平成 24（2012）年には、公共施設を対象とした「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針」を県内でいち早く策定したほか、平成 26（2014）年度には、方針に基づき個別具体的な取組を示した「第 1 期行動計画」、さらに、平成 27（2015）年度には、基本方針にインフラを加えて本計画へ移行するなど、継続的な取組を進めています。

【主な取組内容】

年度	主な取組内容	備 考
平成 14 (2002)	・ 公共施設マネジメントの導入	・ 施設清掃や施設の保守点検にかかる委託費の占める割合が多い施設等を中心に「施設管理マネジメント業務」を外部に委託（平成 20 年度終了） ・ たつこのアリーナ、文化会館、歴史民俗資料館に導入
平成 15 (2003)	〃	・ 市役所庁舎、湯ったり館に導入
平成 18 (2006)	〃	・ 市営斎場、中央図書館、中央公民館、総合福祉センターなどに導入
平成 19 (2007)	・ 龍ヶ崎市公共施設建築保全業務積算要領を制定	・ 施設清掃や設備管理等を外部委託する場合の積算方法を統一
平成 20 (2008)	・ 「龍ヶ崎市公共施設の適正管理に関する規則」を制定	・ 「公共施設点検マニュアル」及び「公共施設チェックシート」に基づく施設の点検記録 ・ 設備等を設置又は取得したときの「設備管理カード」への記録などを義務付け
	・ 固定資産台帳整備	・ 財務諸表を総務省基準モデルにするための準備として固定資産台帳を整備（平成 20 年度～21 年度）
平成 21 (2009)	・ 中長期保全（改修等）計画を策定 ・ 公共施設マネジメントを全施設に導入	・ 各公共施設のライフサイクルコストを算定（過去の改修履歴等の洗い出し等、全施設において実施）
平成 24 (2012)	・ 「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」を施行	・ 公共施設再編成の取組を担保するため、公共施設の全体最適化のための基本方針の策定と公表を義務付け
	・ 「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針」策定	・ 計画期間 40 年、総量 3 割削減など
平成 26 (2014)	・ 「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針に基づく第 1 期行動計画」策定	・ 10 施設 5 事業のトライアル事業（複合化・多機能化等の検討） ・ これまでの公共施設マネジメントの徹底継続 ・ 平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度の計画
	・ 「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議規程」制定	・ 庁内検討組織の公共施設等マネジメント戦略会議を設置
	・ 「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント推進委員会条例」施行	・ 外部評価組織となる附属機関の設置
平成 27 (2015)	・ 龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」策定	・ インフラを加え「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針」を引継ぐ形で策定
平成 28 (2016)	・ 「龍ヶ崎市公共施設再編成の第 2 期行動計画」策定	・ 「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針に基づく第 1 期行動計画」からの継続及び他施設の取組を追加 ・ 平成 29（2017）年度から令和 4（2022）年度の計画
平成 30 (2018)	・ 「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」一部修正	・ 資産の圧縮に関する考え方等追加
令和 3 (2021)	・ 龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」一部修正	・ 国の要請に基づき、有形固定資産減価償却率を追加

(2) 計画策定時からの取組成果

本計画の対象施設とした公共施設について、令和3年度末までに実施した施設の統合等による建物の解体（一部を含む）に伴い、延床面積が減少した施設は、下表のとおりとなっています。施設数の減少は無く、延床面積のみ 5,270.1 m²の減少となりました。

なお、学校のエレベーター棟の増築やリース施設の無償譲渡を受けたこと等により、延床面積が増加している施設もあることから、対象施設全体の面積は、わずかな減少となっています。

施設分類		施設名称	対象建物	減少面積 (m ²)
市民文化・社会 教育系施設	コミュニティ関連 施設（地域コミュ ニティ施設）	長戸コミュニティ センター分館 （旧長戸小学校）	・第1～3期校舎	2,175.23
学校教育系施設	学校等（小学校）	旧北文間小学校	・第1～3期校舎 ・プール附属棟	1,807.16
学校教育系施設	その他教育施設	教育センター	・体育館	603
行政系施設	庁舎等	市役所庁舎	・旧附属棟	684.71

※ 北文間小学校は、令和3（2021）年度から「北文間運動広場」として新たに活用しています。

第2章 本市の現状と将来の見通し

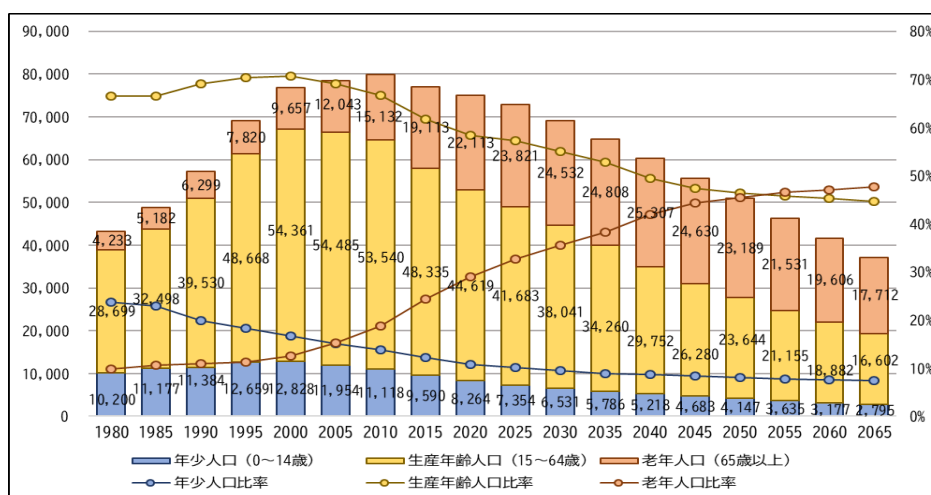
1 人口の現状と将来の見通し

(1) 人口の推移及び人口推計

本市の人口は、竜ヶ崎ニュータウンへの入居が開始された昭和 57（1982）年から大きく増加してきましたが、平成 22（2010）年の 80,334 人をピークに、近年は大幅な減少傾向へと移行しつつあります。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による推計に準拠し、今後の本市の人口推計を行ったところ、令和 47（2065）年で 37,110 人となり、令和 2（2020）年の 76,420 人と比較し、約 48.5%の大幅な減少が見込まれています。

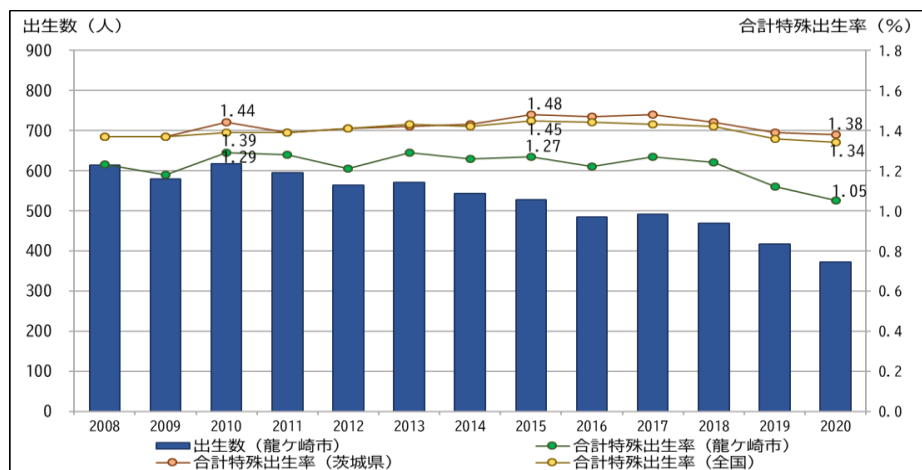
また、14 歳までの「年少人口」、15 歳から 64 歳までの「生産年齢人口」、65 歳以上の「老年人口」の年齢 3 区分別人口の推移を見ますと、令和 3（2020）年から令和 47（2065）年の 45 年間の対人口比で、年少人口が 3.3%減少、生産年齢人口が 13.7%減少する中で、老年人口は 18.8%の増加が見込まれています。



(2) 出生数と合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成 20（2008）年から平成 27（2015）年までは年間 500 人以上を維持してきましたが、それ以降は減少傾向となっており、令和 2（2020）年には 400 人を下回る状況となっています。

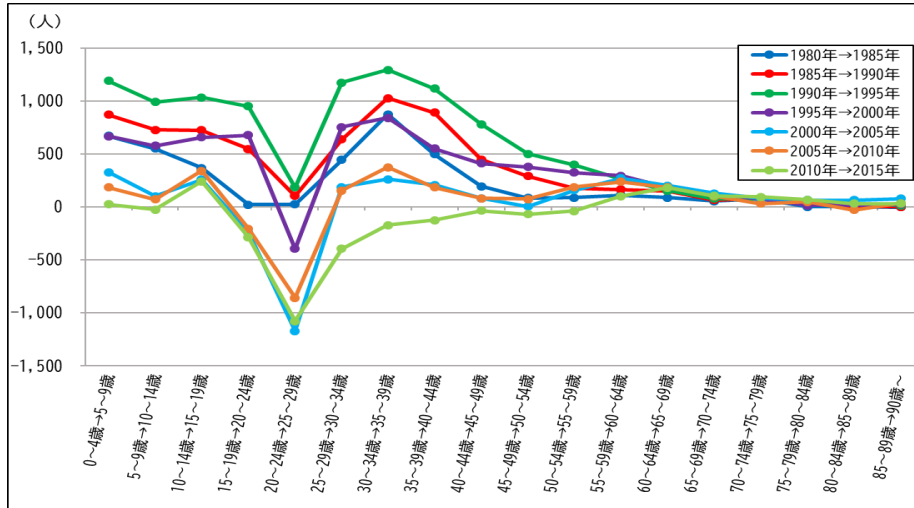
また、1 人の女性が一生に産む子どもの平均数である「合計特殊出生率」も、平成 30（2018）年までは概ね 1.3 で推移してきましたが、令和元（2019）年には 1.12、翌年には 1.05 となり、同年の国（1.34）や県（1.38）の水準と比べても大幅に低い状況となっています。



(3) 年齢階級別人口移動の推移

昭和 55（1980）年から 5 年ごとの年齢階級別の人口移動の推移を見ると、各年の移動傾向は変わらないものの、徐々にマイナスシフトしており、長期的に転入数が減少し転出数が増加する傾向にあることがわかります。

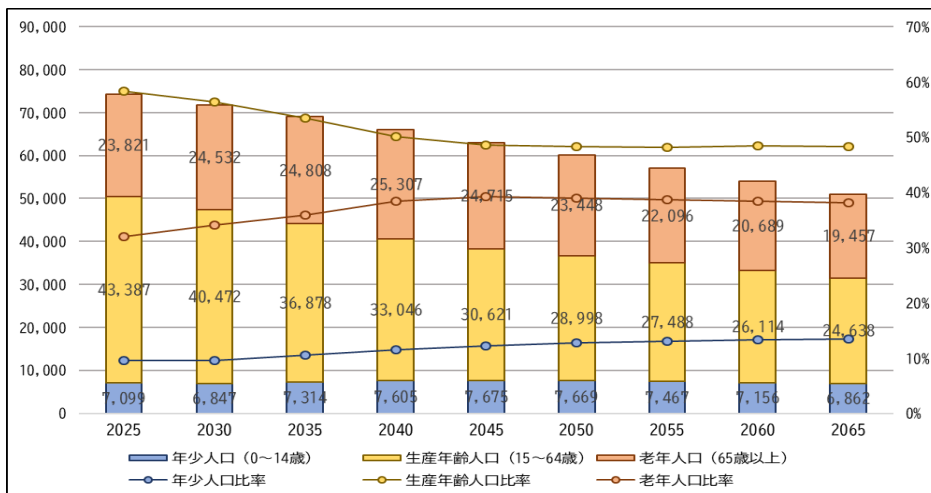
特に、「20～24 歳→25～29 歳」においては、1990 年代後半から転出超過の状況が続いており、2000 年代に入ってから、約 1,000 人の転出超過となっています。この要因としては、1 つ前の年齢階級（「15～19 歳→20～24 歳」）の状況を勘案すると、市内の学校等への就学のために転入した学生などが、就職に伴い転出していることによるものと考えられます。



(4) 目標人口

本市では、上記(1)から(3)を踏まえ、出生率の向上による人口規模の安定と人口構造の若返り、そして、定住促進などの取組による転入増加と転出抑制策を講じていくことにより、目標人口を令和 12（2030）年に 72,000 人、令和 27（2045）年に 63,000 人、令和 47（2065）年に 51,000 人と設定しています。

目標人口は、「龍ヶ崎市人口ビジョン（令和 4 年度改訂版）」で示しており、目標とする合計特殊出生率を、令和 12（2030）年に 1.5、令和 22（2040）年に 1.8、令和 32（2050）年に人口置換水準の 2.1 となるよう平均的に上昇させていくこと、また、目標とする人口の移動率を、最も減少幅の大きい 20 歳台後半を約 70 パーセントに抑制し、40 歳台までの年齢の移動率のマイナスをゼロ（均衡）にすることを目指しています。



2 財政の現状と将来の見通し

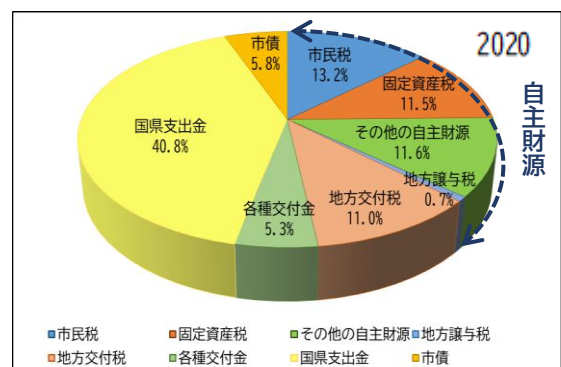
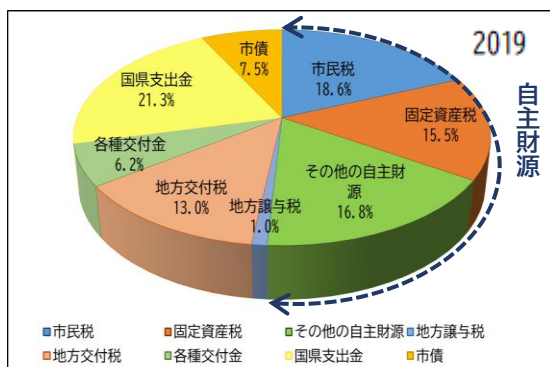
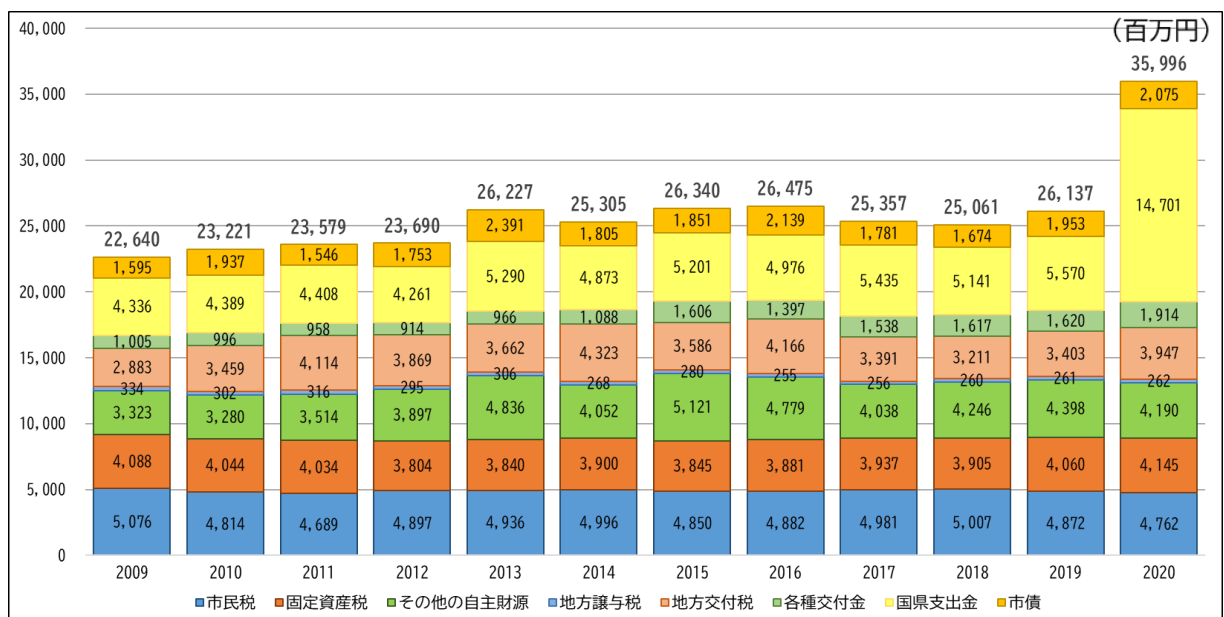
(1) 歳入決算の推移

令和2（2020）年度の普通会計の歳入決算は359.96億円となり、令和元（2019）年の261.37億円から大幅に増額し、過去最大の規模となっています。この拡大は、新型コロナウイルス感染拡大により実施した「特別定額給付金給付事業」や「感染対策費の財源として交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業」が主な要因となっています。

自主財源と依存財源の割合を見ますと、国県支出金の割合が近年の概ね20%から40.8%と大幅に増加したことから、自主財源の割合は、これまでの概ね51%から36.3%と大幅に減少し、例年の概ね50%から大きく変動しています。これらは、一時的な変動と考えられますが、依然として、地方交付税など国への依存度が高い状況となっています。

また、歳入決算額で最も大きな割合を占める市民税等自主財源のこれまで推移を見ていきますと、世界的な金融危機を契機とした企業業績の低迷による法人税割の大幅な減収等により、平成20（2008）年度に減少に転じて以降やや減少傾向が続いていましたが、平成25（2013）年度に、企業業績の回復傾向による「市民税（個人の市民税所得割、法人税割）の増収」、「企業の設備投資等による固定資産税の増収」により全体として増収に転じています。それ以降、「その他の自主財源」の影響を受け、全体として増減はあるものの、市民税、固定資産税については、概ね堅調に推移しています。

しかし、令和2（2020）年度においても、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による法人市民税の減少等、全体としては減少しており、今後も新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せず、厳しい経済状況による影響が懸念されています。

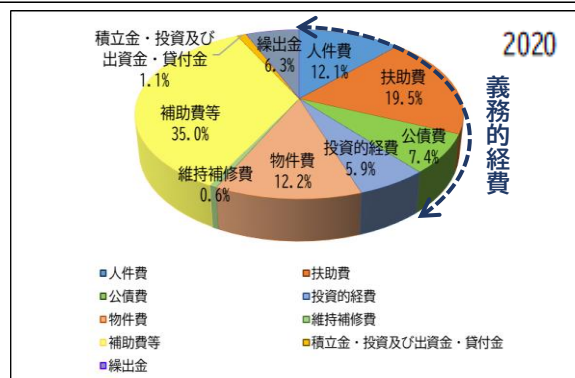
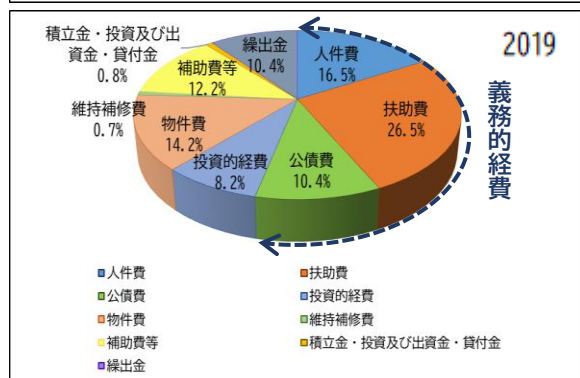
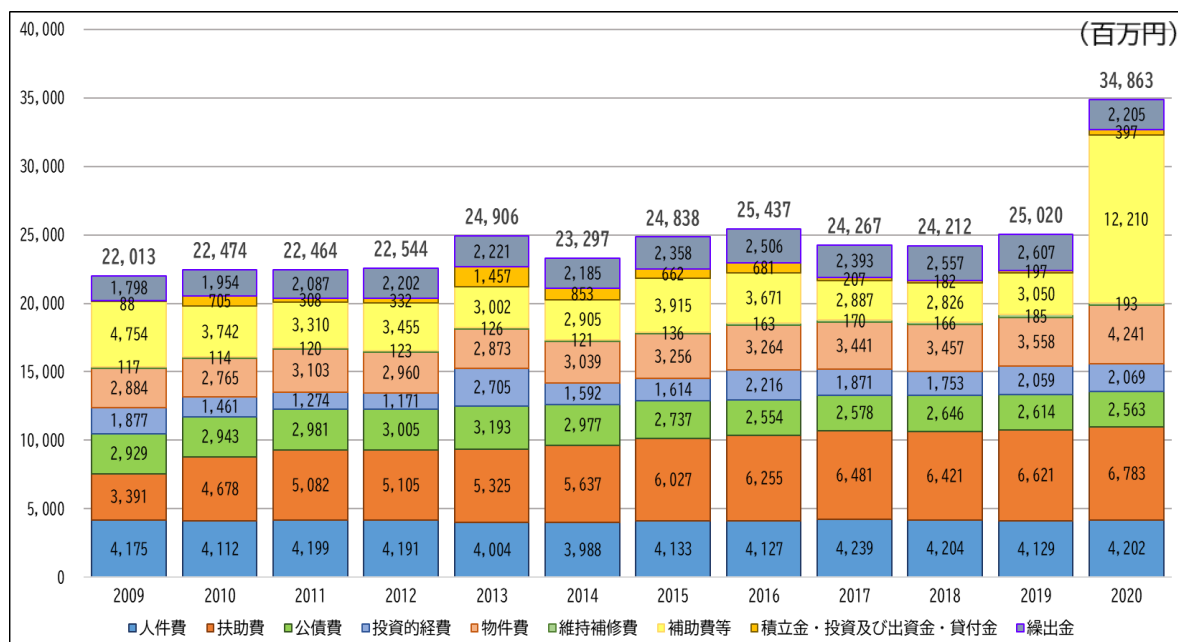


(2) 歳出決算の推移

令和2（2020）年度の普通会計の歳出決算は348.63億円となり、令和元（2019）年の250.20億円から大幅に増額し、歳入決算と同様に過去最大の規模となりました。この拡大は、特別定額給付金給付事業などが主な要因となっています。

歳出決算（性質別）を見ますと、補助費等が近年の12%前後から35.0%へ大幅に増加したことから、義務的経費の割合は、これまでの概ね54%から39.0%と大幅に減少しています。これらは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策などの臨時事業などによる増加が主な要因となっており、一時的な変動と考えられますが、依然として義務的経費の割合が高く、中でも社会保障関係に要する扶助費が増加傾向となっています。義務的経費以外では、物件費が増加傾向にあり、学童保育ルームの運営を民間事業者に委託したことや、直近では、GIGAスクール構想に伴う小中学校の備品整備などが主な要因となっています。

今後の見通しについては、高齢化に伴う医療・介護の自然増やなど、喫緊の課題にも取り組まなければならない中で、新型コロナウイルス感染症に伴う景気への影響の長期化が見込まれるなど、厳しい財政運営が予想されます。

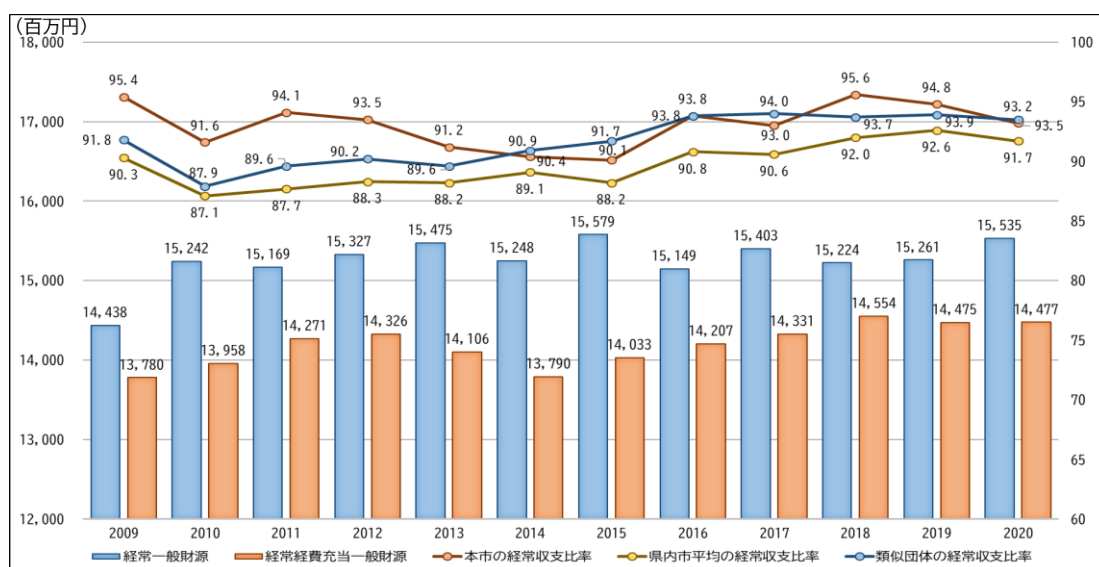


(3) 経常収支比率の推移

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、ここ数年の傾向としては改善傾向にあります。この指標は、人件費や扶助費等、毎年経常的に支出される経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源）の割合で算出されます。

推移を見ますと、市債の償還ピーク期の平成 20（2008）年度に 98.0%に達しましたが、普通交付税の増加や財政健全化の取組により、平成 27（2015）年度には目標値である 90%以内に最も近づく 90.1%まで改善しました。平成 28（2016）年度以降は、実質的な普通交付税の減少や扶助費、繰出金の増加などにより再び上昇に転じて一進一退を繰り返しており、令和 2（2020）年度は、税率改正に伴う地方消費税交付金の大幅な増収により分母となる経常一般財源が伸長したことから、経常収支比率は改善しています。

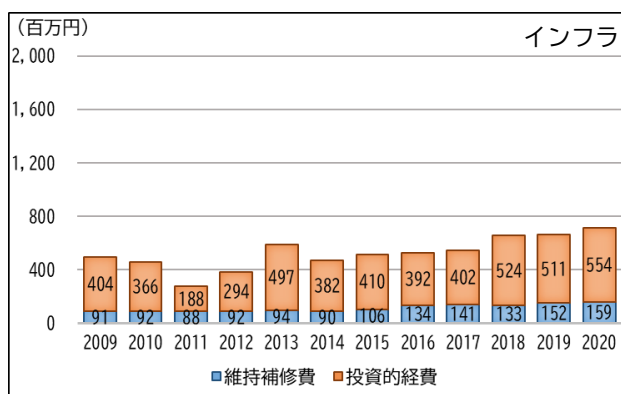
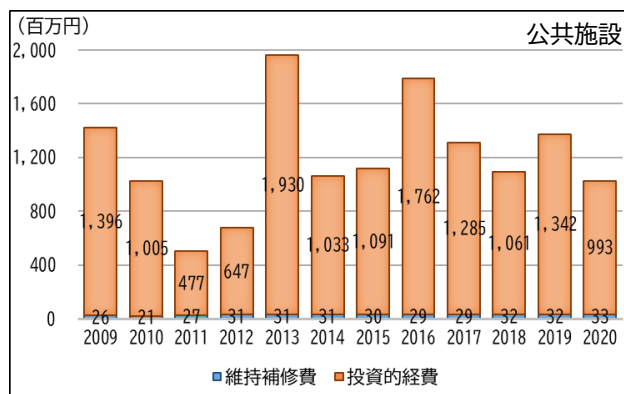
県内他市や類似団体と比較すると、平成 26（2014）年度には県内市平均に近づくとともに、類似団体の数値を下回りましたが、平成 28（2016）年度には、実質的な普通交付税の減少や高齢化の進行に伴う扶助費の増加などに伴い、県内市平均とまた差が広がるなど、一進一退の状況となっており、近年では、その差は縮まりつつあります。



(4) 投資的経費の推移

投資的経費は、施設の用地費や建設費等、社会資本の整備に要する経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費等が含まれます。

下図のとおり、公共施設に要する経費の方が多くなっており、平成 25（2013）年度は、小中学校の空調機整備等、平成 28（2016）年度は、総合運動公園のリニューアルに伴う照明塔建設工事等により大幅に増加しています。近年では、公共施設においては、小中学校の情報通信ネットワーク環境構築や特別教室への空調機整備等、インフラにおいては、例年の道路改良工事に加え、佐貫 3 号線の整備が主な内容となっています。

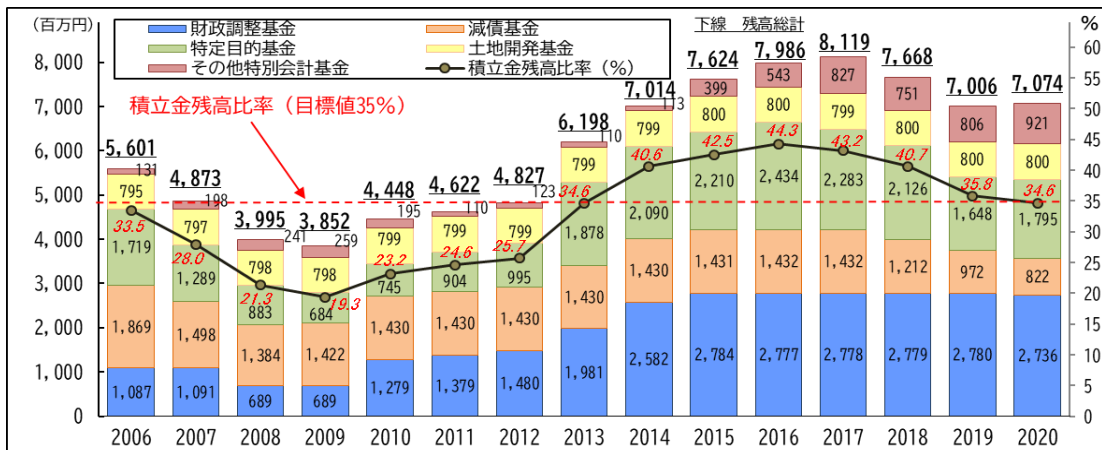


(5) 基金残高の推移

基金残高は、一般家庭で例えると「貯金」に該当します。

本市では、平成 20（2008）・21（2009）年度に 40 億円を下回って以降、累次の積増しを行い、平成 26（2014）年度には「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例施行規則」に規定した、積立金残高比率 35%以上という目標を達成しましたが、令和 2（2020）年度には 34.6%となり、6 年ぶりに目標値を下回る水準となっています。

積立金残高比率は、基金残高の標準財政規模に対する割合で算定されることから、比率を上げていくためには、変動する標準財政規模を上回る基金を積立てていく必要がありますが、人口減少社会の進行や景気変動による不安定な歳入環境、少子高齢化の進行による社会保障関係費の増加等、積立原資を確保するのが難しい局面に来ており、当面、基金残高は減少傾向が見込まれ、将来的に枯渇する可能性も含んでいます。



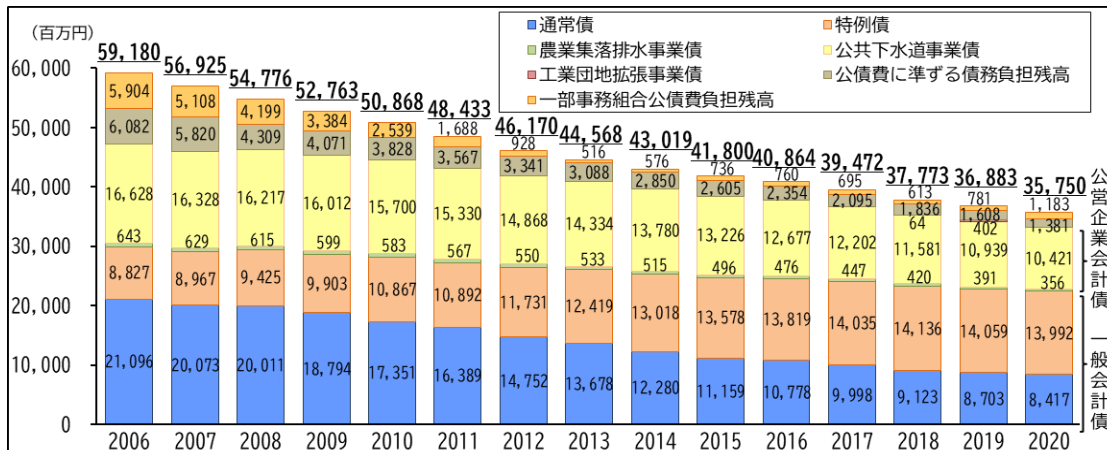
(6) 地方債残高の推移

地方債残高は、一般家庭で例えると「ローン（借金）」に該当します。

本市では、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債の増加に伴い特例債の残高が増える一方、財政健全化の取組による新規借入れの抑制などにより通常債残高は減少したため、平成 26（2014）年度に特例債の残高が通常債を上回っています。

令和 2（2020）年度は、国の方針により臨時財政対策債が縮減されたことに伴い、特例債の残高も減少しましたが、一般会計債に占める特例債の割合が高い傾向は続いています。一般会計債全体は、緩やかに減少しており、令和 2（2020）年度末で 224 億 900 万円となっています。公営企業会計債も、公共下水道事業債や農業集落排水事業債の償還進捗に加え、令和 2（2020）年度に工業団地拡張事業債は土地の売却に伴い、繰上償還を実施したことにより減少しています。

その他の将来の財政負担も順調に推移していますが、公共施設等の再編成や施設の長寿命化による需要が高まることから、財源調整を図っていくことが重要になります。



3 市民の意識

(1) アンケート調査概要

令和4年8月末調査完了のため、後日掲載

(2) 調査結果（一部抜粋）

令和4年8月末調査完了のため、後日掲載

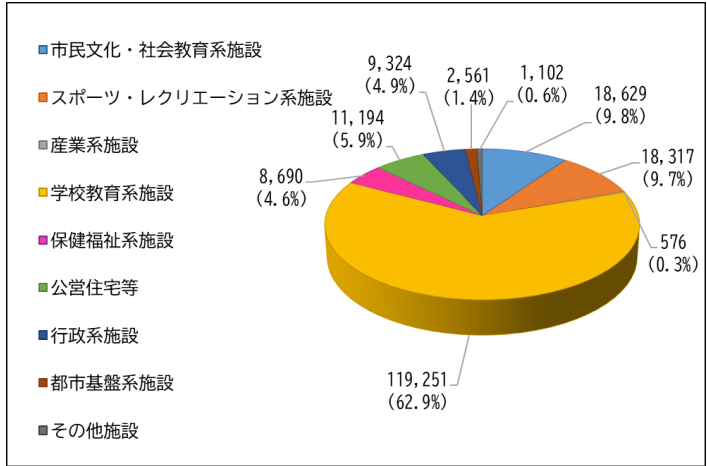
第3章 公共施設等の現状と課題

1 公共施設の現状

(1) 保有状況

本市が保有・管理している公共施設は、令和3（2022）年度末時点で87施設、民間施設の借上等も含めた全体の延床面積が約19.2万㎡となっています。

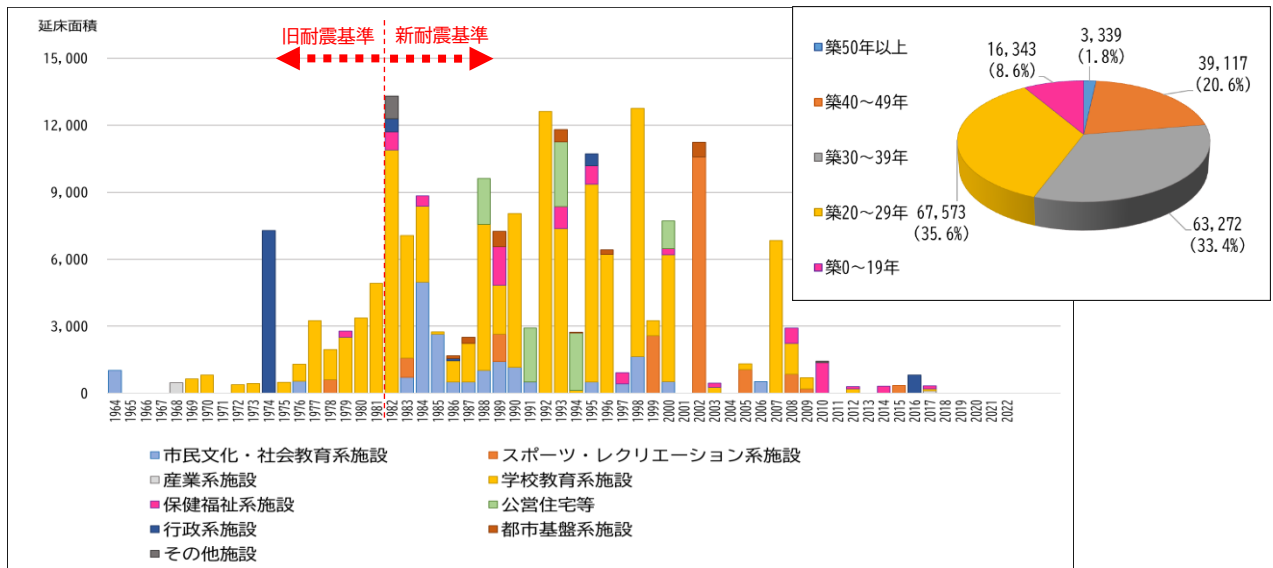
施設分類による内訳では、小中学校等の「学校教育系施設」が全体の6割（62.9%）を占めており、次いで、コミュニティセンター等の「市民文化・社会教育系施設」が9.8%、総合運動公園等の「スポーツ・レクリエーション系施設」が9.7%と順に多くなっています。



(2) 施設整備の推移と耐震化状況

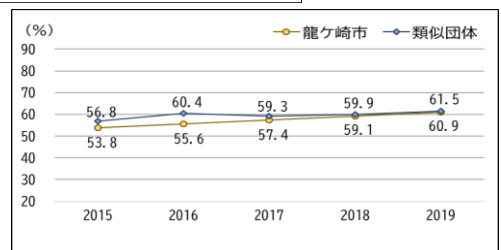
本市では、昭和49（1974）年の市庁舎の建設を皮切りに、ニュータウン開発により人口が急増した昭和50年代後半から平成10年代前半にかけて、小中学校や文化会館、図書館などの施設を集中的に整備してきました。このため、築30年以上の施設が55.8%と半数以上を占めています。

また、耐震化の状況については、本市の公共施設の多くは昭和56年以降の新耐震基準で整備されており、震度6強から7程度の揺れでも倒壊しない構造基準となっています。旧耐震基準の施設についても、阪神・淡路大震災を契機として、学校施設を最優先に耐震化改修を推進した結果、耐震補強が必要な公共施設は実質ゼロとなっており、民間団体が全面的に管理運営を行っている「職業訓練共同施設」のみが旧耐震基準となっています。



【参考】有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の推移

有形固定資産について、一定の耐用年数により減価償却を行った結果として、資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができる指標で、100%に近いほど、老朽化の程度が高いこととなります。

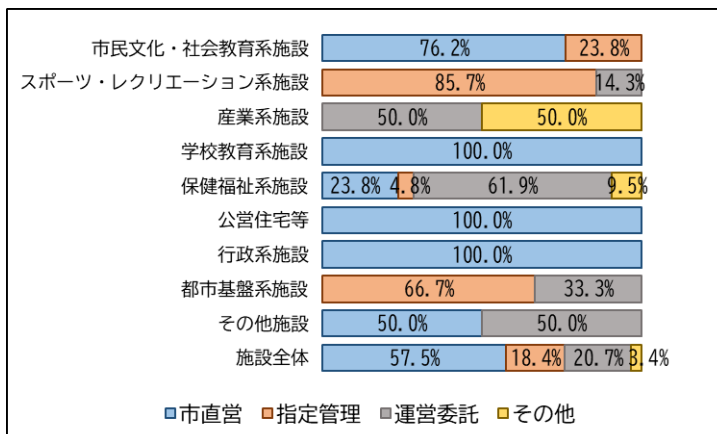


(3) 運営形態

施設の運営形態は、「市直営」、民間事業者が管理運営主体となる「指定管理」、管理運営主体が市のまま民間事業者に業務を委託する「運営委託」、民間事業者への貸付等の「その他」と大きく分けられます。

施設全体では、市直営が全体の6割(57.5%)を占め、順に運営委託が20.7%、指定管理が18.4%、その他が3.4%となっています。また、施設分類別では、学校教育系施設、公営住宅等、行政系施設が100%市直営となっていますが、スポーツ・レクリエーション系施設と都市基盤系施設に市直営施設はなく、指定管理施設がそれぞれ6割以上を占めています。

本市では、それぞれの施設に合った管理運営の在り方を検討しており、民間の技術・ノウハウ・資金等の活用(以下「民間活力の活用」という。)による利便性の向上や効率化によるコスト削減を目指し、指定管理の導入に取り組んでいます。

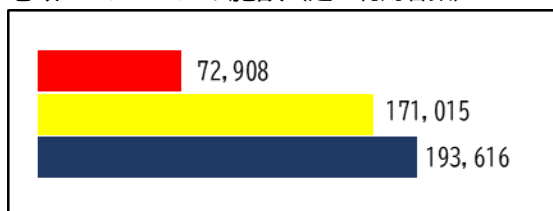


(4) 利用状況

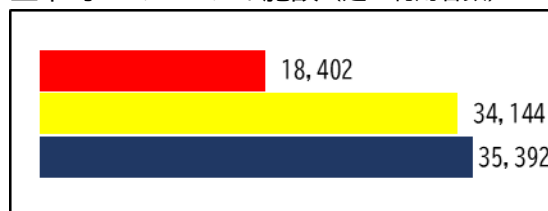
令和2年度までの各施設の利用状況は、次のとおりとなっています。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、近年、施設の休館等により大幅に利用者が減少していることから、影響前の利用状況と比較するため、平成30(2018)年度からの3か年を示しています。

■ 2020 ■ 2019 ■ 2018

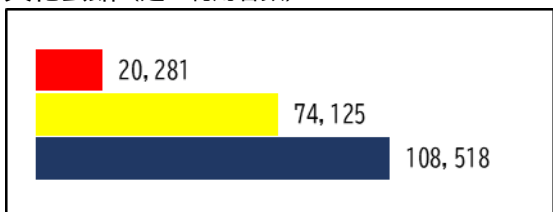
地域コミュニティ施設 (延べ利用者数)



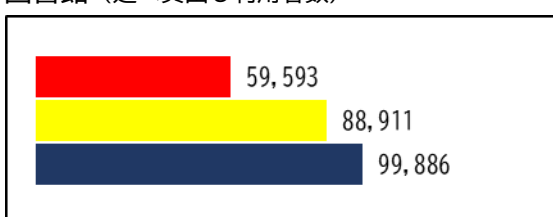
全市的コミュニティ施設 (延べ利用者数)



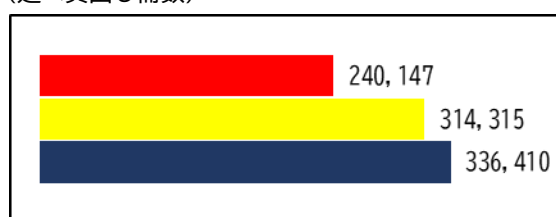
文化会館 (延べ利用者数)



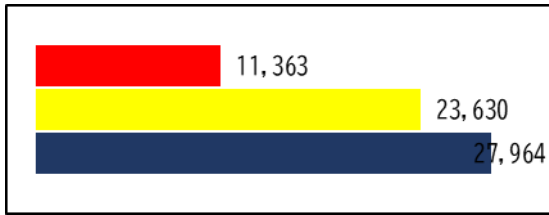
図書館 (延べ貸出し利用者数)



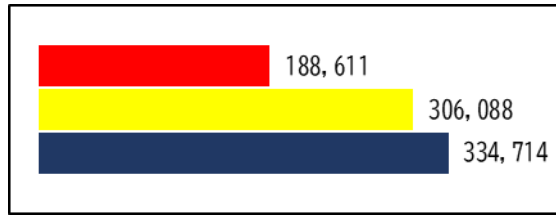
(延べ貸出し冊数)



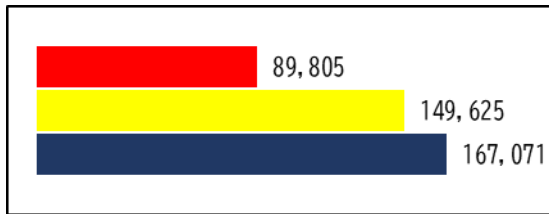
歴史民俗資料館（延べ利用者数）



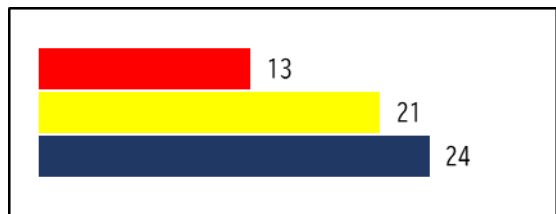
体育館等（延べ利用者数）



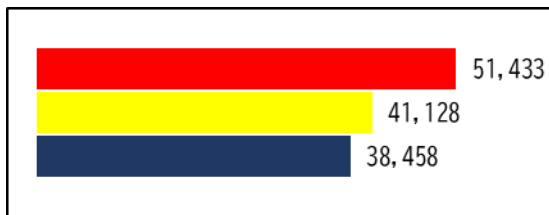
レクリエーション施設・観光施設（延べ利用者数）



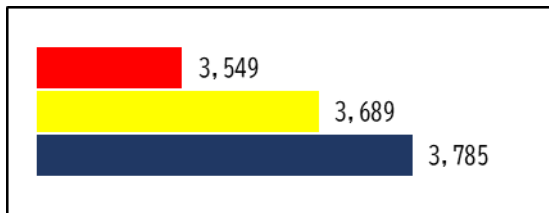
職業訓練共同施設（生徒数）



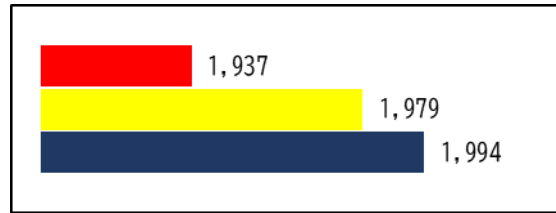
農産物等直売所（延べ利用者数）



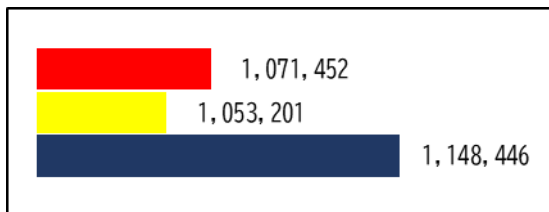
小学校（各年5月1日時点児童数）



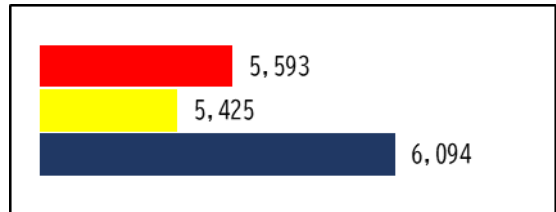
中学校（各年5月1日時点生徒数）



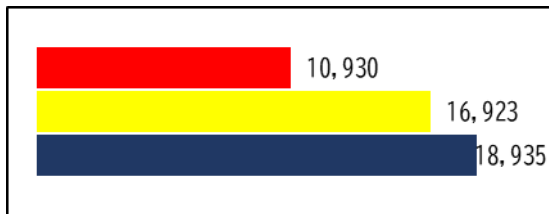
給食センター（年間給食提供食数）



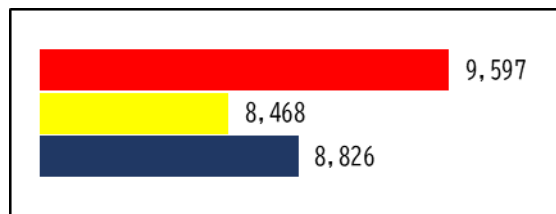
教育センター（教育相談事業回数）



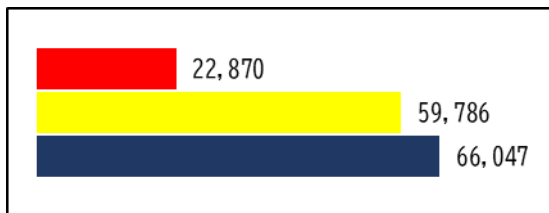
保健センター（各種検診等延べ利用者数）



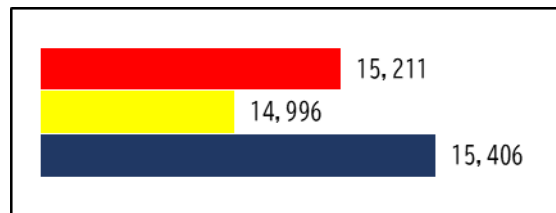
地域福祉会館（各種事業延べ利用者数）



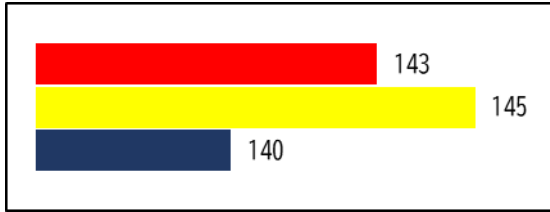
高齢福祉施設（延べ利用者数）



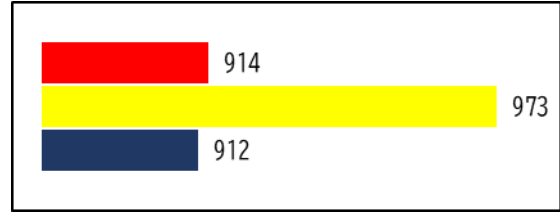
障がい福祉施設（延べ利用者数）



八原保育所（入所者数）



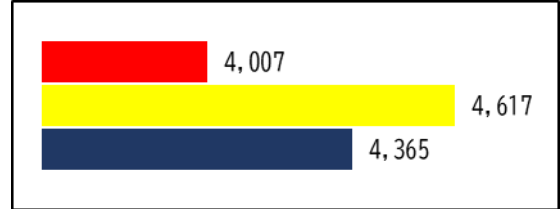
学童保育ルーム（各年5月1日時点入所児童数）



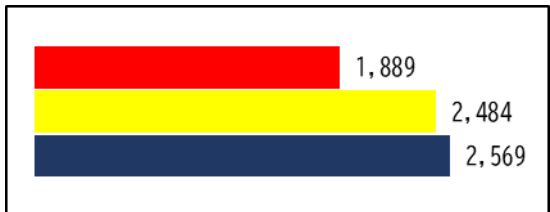
さんさん館（子育て支援センター延べ利用者数）



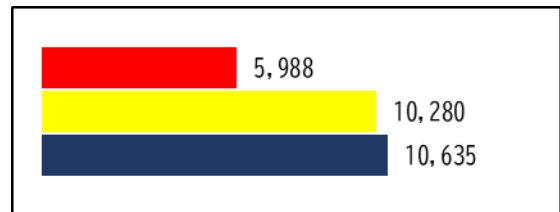
（ファミリーサポートセンター延べ利用者数）



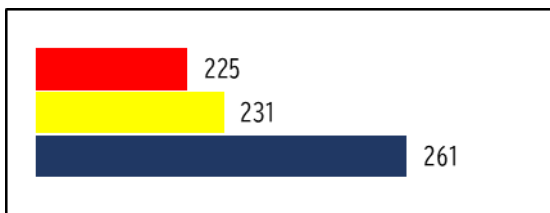
（保育ルーム（リフレッシュ保育）延べ利用者数）



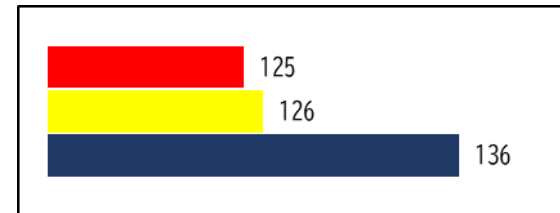
駅前こどもステーション（延べ利用者数）



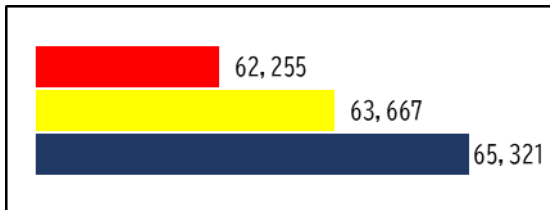
公営住宅（居住者数）



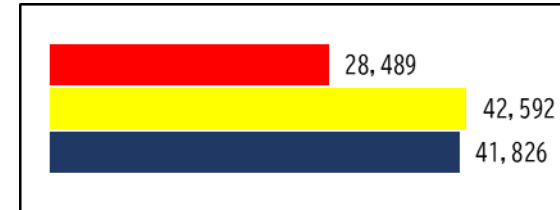
（利用戸数）



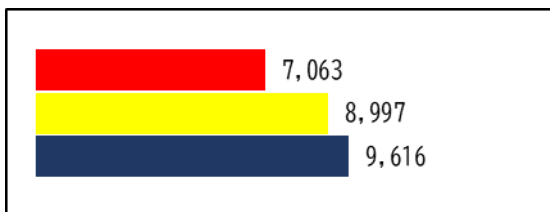
出張所（延べ取扱件数）



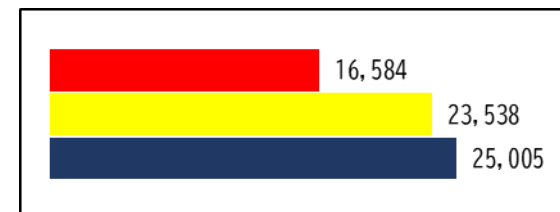
ふるさとふれあい公園（延べ利用者数）



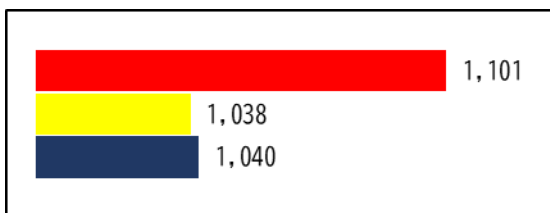
駐輪場（延べ定期利用者数）



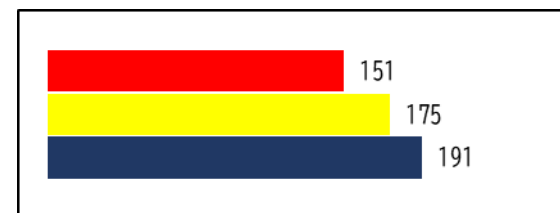
（延べ一時利用者数）



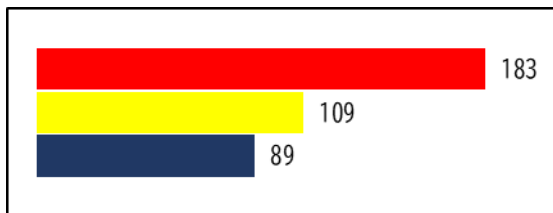
市営斎場（火葬件数）



（通夜・告別式件数）



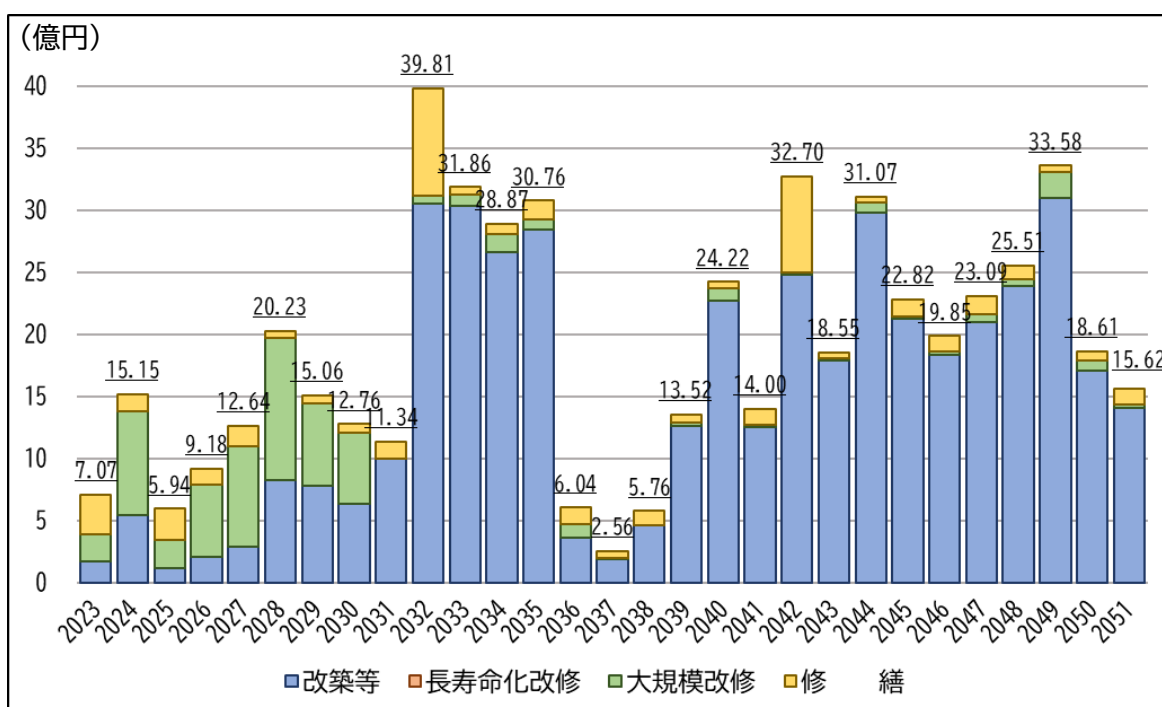
北竜台防犯ステーション



(5) 維持管理・更新等費用

ここでは、対象施設について、施設の標準耐用年数で更新していく「従来型」で維持管理・更新等していった場合の費用を試算しています。

試算の結果、計画最終年度である令和 33（2051）年度までに必要な費用は 548.17 億円、年間平均で 18.90 億円となっており、令和 2 年度までの 5 年間に掛かった大規模新規事業を除く、公共施設の維持補修費及び投資的経費の年間平均 12.55 億円と比較すると、年間 6.35 億円不足することが試算されています。



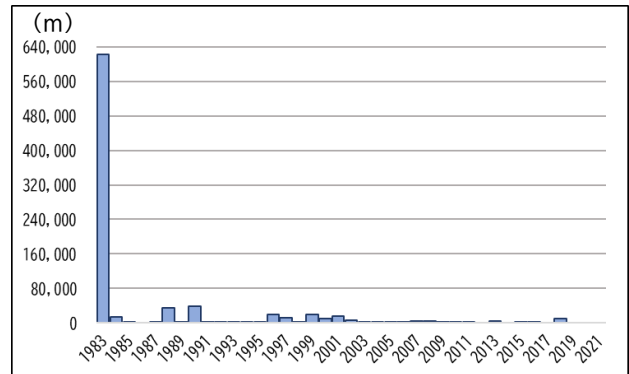
2 インフラの現状

(1) 施設整備の推移

ア 道路（市道）

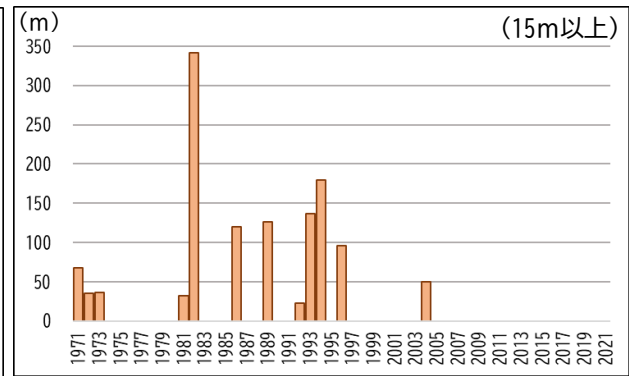
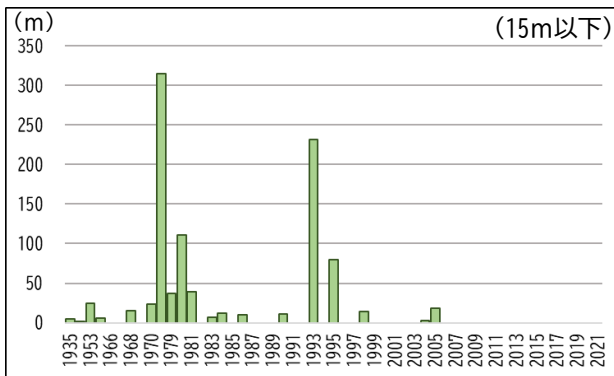
本市の道路は、道路台帳の整備等に伴い、昭和 58（1983）年度に 7 割の道路を一斉に認定し供用が開始されており、その後、ニュータウン開発等に合わせて、平成 20（2008）年度頃までに多くの道路が整備されています。

昭和 58（1983）年に認定された道路は、認定以前から使用されており、少なくとも 40 年程度使用されています。



イ 橋梁

本市の橋梁は、1970 年代から 1990 年代前半にかけて多く整備され、架設後 30 年から 40 年経過しています。

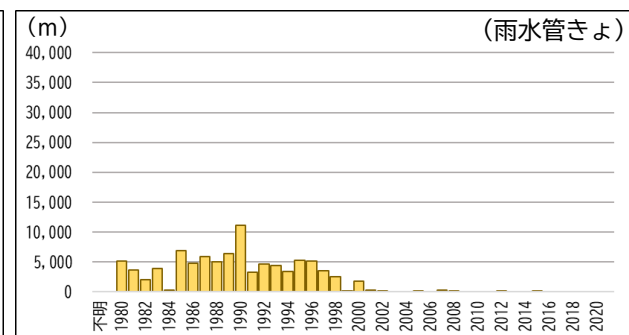
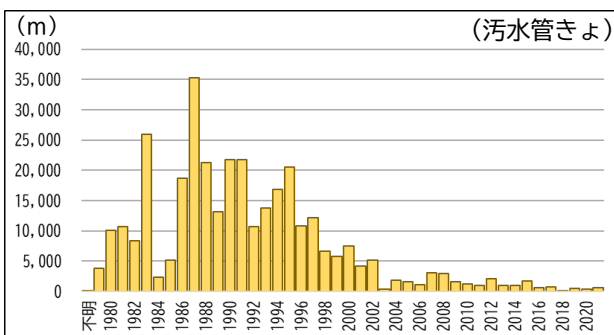


ウ 横断歩道橋

本市の横断歩道橋は、平成 2（1990）年度に架設したと推察されている 1 箇所を管理しています。

エ 下水道

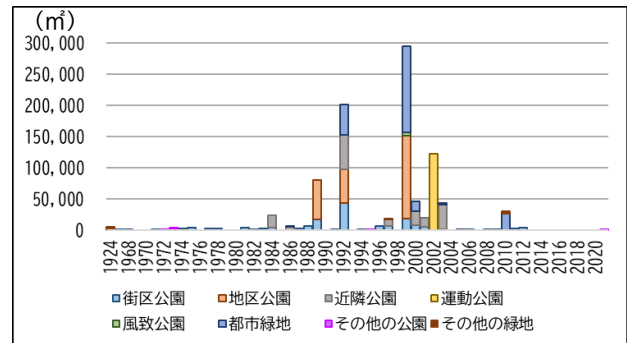
本市の下水道は、昭和 52（1977）年 12 月の公共下水道事業着手以来整備を進めてきており、平成 12（2000）年頃までに多くの污水管きよ・雨水管きよが整備されています。



オ 公園

本市の都市公園は、身近な公園である「街区公園」が7割を占めており、昭和33（1958）年度に「新町住宅内公園」を開設して以降、街の発展に合わせて開設しています。

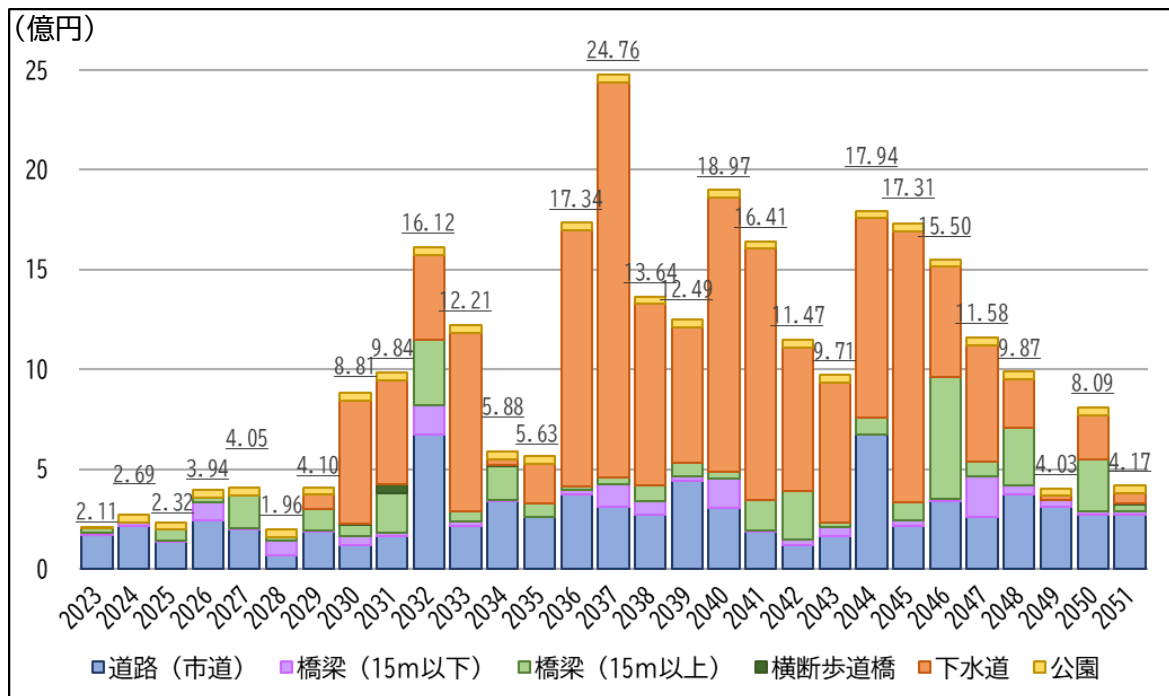
その他主な公園では、平成4（1992）年度に北竜台公園や蛇沼公園、平成11（1999）年に森林公園や龍ヶ岡公園を開設しています。



(2) 維持管理・更新等費用

ここでは、対象施設について、施設の標準耐用年数で更新していく「従来型」で維持管理・更新等していった場合の費用を試算しています。

試算の結果、計画最終年度である令和33（2051）年度までに必要な費用は292.93億円、年間平均で10.10億円となっており、令和2年度までの5年間に掛かったインフラの維持補修費及び投資的経費の年間平均6.20億円と比較すると、年間3.75億円不足することが試算されています。



3 公共施設等の課題

これまで示してきた本市の現状や今後の見通し等を踏まえ、「公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営の両立を目指す」に当たっての課題を整理します。

【課題1】人口減少・少子高齢化への対応

- ◆ 総人口や年齢階級別にみる生産年齢人口の減少に伴い、将来世代が維持できる施設（建物）に限りがあることから、施設の総量を削減していく必要があります。
- ◆ コンパクトシティを念頭に、市全体のバランスに配慮しながら、各地域や年齢階級別の人口動態を踏まえ、地域に必要な機能（行政サービス）をベースとした施設規模の見直しや既存施設の有効活用など、施設の適正配置を行っていく必要があります。
- ◆ 縮充を念頭に、子育て環境の充実や高齢化を踏まえた福祉や地域交流機能の充実等、市民ニーズの変化や多様なライフスタイルに対応していく必要があります。

【課題2】持続可能な財政運営に向けたトータルコストの縮減・平準化

- ◆ 人口減少に伴い、市民税等の自主財源の減少が予想される中で、少子高齢化の進行に伴う福祉や医療などの社会保障費が増加していくことが見込まれており、財政運営は難しい舵取りが求められます。このような中で、これから一斉に更新時期を迎える公共施設等の維持管理・更新等に掛かる費用負担は非常に大きいものになります。このため、施設総量の削減と併せて、官民連携（PPP/PFI）も踏まえた施設の効果的・効率的な維持管理や事業運営の最適化による、トータルコストの縮減や支出時期の分散による平準化を図っていく必要があります。

【課題3】老朽化への対応と施設機能の強化・充実

- ◆ 本市の公共施設は、築年数が30年以上の施設が5割を超えており、老朽化してきていることから、日常点検等により施設状態を見極めながら適切な時期に改修等を行うなど、事故防止のため、安全確保にさらなる注意を払っていく必要があります。
- ◆ 公共施設の再編成の検討を踏まえ、今後も維持管理・更新等していく施設については、コストの平準化を踏まえた適切なタイミングで、長寿命化の改修や更新を行っていくことになります。この際、現状の施設機能を維持するだけでなく、ユニバーサルデザインの導入やカーボンニュートラルの取組などについて検討し、施設の利便性や価値の向上に取り組んでいく必要があります。

【課題4】市民等との情報や意識の共有による問題解決の実現

- ◆ 公共施設等は、長い間市民に利用され親しまれていることにより、特に近隣の地域において身近な施設が再編成されることに対し、少なからず抵抗を感じてしまいます。また、職員においても継続性を重視し、施設の廃止や移転に二の足を踏んでしまい、施設の機能（行政サービス）を維持・拡充するという方向に進んでしまいがちです。このため、市民への情報発信等による問題意識の共有、そして、職員の意識啓発に取り組み、市の現状や将来を見据えて、同じ方向を向いて議論が深められる土壌を育てていく必要があります。

【補足】インフラについて

- ◆ 上記1～4の考え方を基本としながらも、インフラは市民生活や経済活動を支える重要な施設であり、「施設維持」が基本的な選択となります。このため、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握しながら、効果的・効率的な維持管理を行っていくとともに、改修時等には、新技術の導入や長寿命で維持管理が容易な構造を選択する等、将来的な維持管理等コストの縮減・平準化につながる取組を行っていく必要があります。

第4章 課題解決に向けた公共施設等のマネジメント

1 公共施設等の管理に関する基本方針

これまで本市では、多くの自治体が直面している「公共施設等の更新問題」をはじめ、本市の人口や財政状況などに起因する課題を踏まえ、その解決に向けた「公共施設等のマネジメント」に取り組んできました。公共施設等のマネジメントは、数年という単位では目に見える成果にはつながりにくく、中長期の視点で、継続性を持って確実に取り組んでいくことが何より重要であり、大きな成果につながっていくことになります。

本市では、これまで公共施設とインフラそれぞれ別の基本方針としていましたが、これまでの考え方を継続しながらも、市としての基本となる軸を明確にするため、実際の検討（取組）順に整理し、次のとおりとします。

【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理

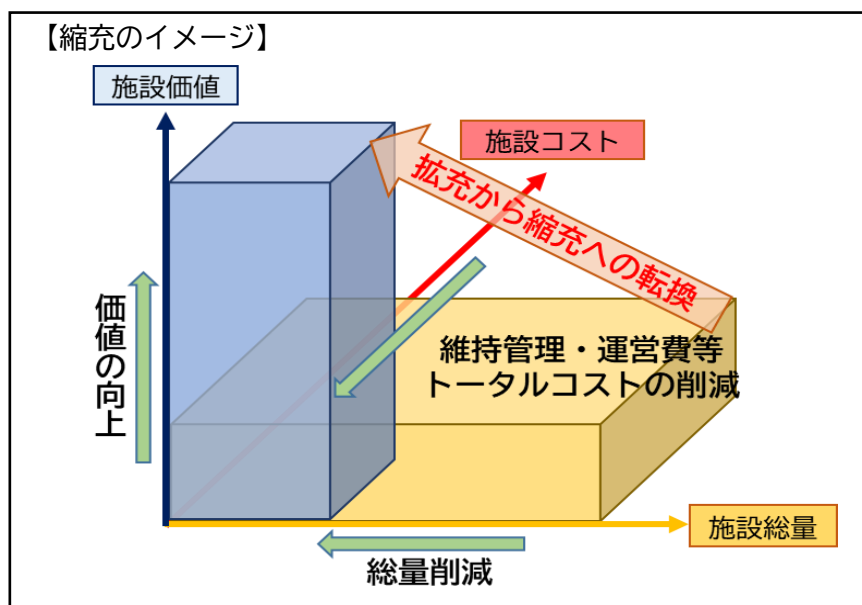
【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化

【基本方針3】 施設配置・総量の最適化

この方針に基づき、「【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理」を継続しながら、「【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化」と【基本方針3】 施設配置・総量の最適化」を並行して検討し、取り組んでいきます。

公共施設においては、「機能（行政サービス）の充実＝施設建設」という「拡充」の考え方から完全に脱却し、これまでどおり、施設面積の縮小やトータルコストの縮減を図りながら、施設・行政サービス両面の機能を強化・充実させる「縮充」の視点を重視し、「【基本方針3】 施設配置・総量の最適化」を最優先に取組を進めていきます。

また、インフラについては、「【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理」を最優先に、民間活力の活用等、官民連携（PPP/PFI）の視点による「【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化」の取組を優先的に進めていきます。



2 公共施設の管理に関する実施方針（取組）

(1) 【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

ア 日常的な点検・診断等の実施

施設の安全性の確保や施設の状態を確認するため、日常点検及び定期点検を基本に、必要に応じて臨時点検や診断等を実施して施設の安全性を確認するとともに、その履歴を集積・蓄積し、計画的な維持管理・更新等を含む老朽化対策や本計画の見直し等に活用していきます。

具体的には、「龍ヶ崎市公共施設の適正管理に関する規則」に規定する「公共施設点検マニュアル」及び「公共施設点検チェックシート」に基づく点検等を行っていきます。

イ 施設情報の整備

(ア)公共施設保全マネジメントシステム（BIMMS）活用による情報の集積

建物の基本情報や設備機器情報、修繕・改修等の工事履歴や燃料費等の情報を「公共施設保全マネジメントシステム（BIMMS）」に随時入力し、情報を集積・蓄積することにより、施設横断的な分析等に活用します。

(イ)施設カルテ等の作成・活用

(ア)で集積した情報に加え、貸館機能を有する施設の稼働状況調査により集積した、貸館機能を有する施設の部屋ごとの利用率や利用者数の情報のほか、施設の維持管理に関する行政コスト情報をまとめた施設カルテを3年に1回を目途に作成し、施設の評価ツールとして活用します。また、市公式ホームページ等に掲載し、広く市民に情報共有します。

(ウ)固定資産台帳の活用

統一的な基準による財務書類を作成する上で必要な固定資産台帳を毎年度適切に更新していくとともに、点検・診断や詳細な維持管理・更新等の履歴など、公共施設マネジメントに資する情報を必要に応じて追加するなど、公共施設保全マネジメントシステム（BIMMS）と住み分けしながら両者を紐付けることにより、保有する公共施設に関する情報の管理を効率的に行い、効果的・効率的な対策の検討に活用します。

ウ 計画的な維持管理・更新等の実施

(ア)維持管理・更新等の実施

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することにより、施設機能の保持・回復を図る管理手法である「予防保全型」の維持管理を基本に、施設の状態や築年数、将来的な更新の有無等を考慮し、施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法である「事後保全型」の維持管理を併用しながら、点検・診断の結果や工事履歴等の施設情報を基に最適な手法を選択し、トータルコストの縮減・平準化を目指します。

また、再編成を行うことが決定していない施設や将来的に維持管理・更新していくことが決定した施設については、「目標使用年数」、「改修・更新周期」を目標に、「予防保全型」を基本としながら、施設の長寿命化に向けて、長寿命化改修や更新を行っていきます。

なお、本市の公共施設については、「【基本方針3】施設配置・総量の最適化」を最優先に、施設の更新や廃止、多機能化・複合化など、再編成の取組を進めて行くことから、トータルコストの縮減・平準化などの財政面や複合化施設の築年数等のタイミングを考慮し、施設の実情に応じた経済的・機能的な観点から、早めに施設の廃止や多機能化・複合化のための改修等を行うことがあります。

a 目標使用年数

施設が年月の経過に伴って老朽化し、事実上使用できなくなるまでの年数を施設の「標準耐用年数」と言います。本市が保有する公共施設の構造は、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）、木造（W造）などがありますが、耐用年数は構造によって異なります。

本市では、下図を参考に、標準耐用年数 60 年（軽量鉄骨造及び木造は 40 年）、目標使用年数 80 年（軽量鉄骨造及び木造は 50 年）を基本とします。

【参考】望ましい目標使用年数

（社団法人日本建築学会編・発行『建築物の耐久計画に関する考え方』を基本に本市で一部追記）

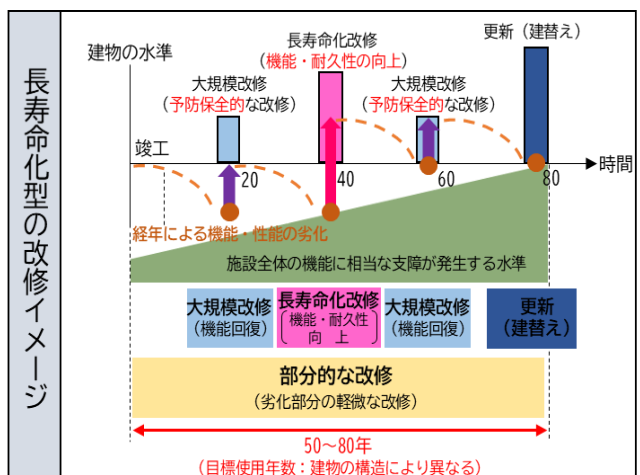
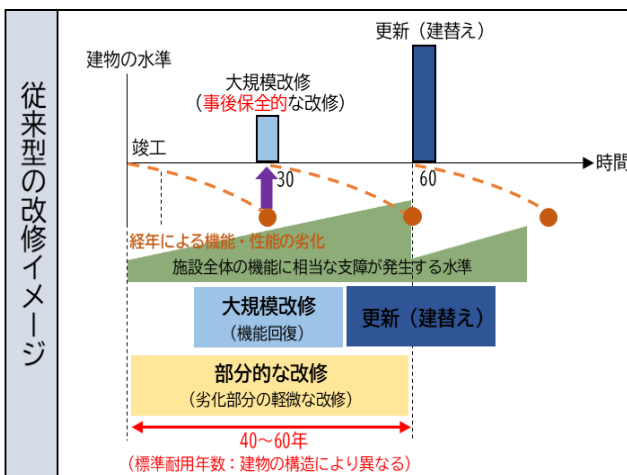
構造 用途		RC造、 SRC造		S造			CB造 れんが造	W造
		高品質 の場合	普通の品質 の場合	重量S造		軽量S造		
				高品質 の場合	普通の品質 の場合			
学校	代表値	100年	60年	100年	60年	40年	60年	40年
官庁	範囲	80~120年	50~80年	80~120年	50~80年	30~50年	50~80年	30~50年
住宅	下限値	80年	50年	80年	50年	30年	50年	50年
事務所								
病院								

b 改修・更新周期

目標使用年数が 80 年の施設は、建設から 20 年と 60 年に機能を回復する「大規模改修」を行い、中間の 40 年に機能面の向上を含む「長寿命化改修」、80 年で「更新」を行うことを基本とします。

また、目標使用年数が 50 年の施設は、「長寿命化改修」は行わず、中間の 25 年に「大規模改修」のみを行い、50 年で「更新」を行うことを基本とします。

標準耐用年数	目標耐用年数	改修・更新周期			
		20年	40年(25年)	60年	80年(50年)
60年	80年	大規模	長寿命化	大規模	更新
40年	50年	—	大規模	—	更新



(イ)中期5か年保全計画（中期事業計画）の作成・実行

公共施設の所管課において、毎年、点検・診断等の結果や集積・蓄積している工事履歴等の施設情報を基に、公共施設マネジメントを統括する「企画課」や営繕等を担当する「都市施設課」との協議を行った上で「中期5か年保全計画」を作成します。

「中期5か年保全計画」は、「施設の改修・更新周期」や再編成の検討状況を踏まえ、「予防保全型」の維持管理などの視点で、「企画課」、「都市施設課」、「財政課」等による一次査定・二次査定を経て、予算に反映させます。

(ウ)官民連携（PPP/PFI）の推進

本市では、市職員の知識の集積・継承のため、専門的な保守点検等について個別に業務委託を行いながら、市直営の形による維持管理を基本としてきましたが、現在では、民間事業者が一括して管理を行う「包括管理」の手法を導入する自治体も少しずつ増えてきています。

「包括管理」など、施設の維持管理に民間資金・ノウハウを取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる手法の導入を推進していきます。

また、施設の更新等を行う際には、民間事業者の資金やノウハウを活用するPFI手法等の官民連携の取組を検討するほか、民間施設への移転など、施設を保有せずに行政サービスを展開する取組についても推進していきます。

エ 施設の安全確保及び施設機能の向上

(ア)施設の安全確保

公共施設は、日常利用に加え、多くが指定避難所として指定される等、地域の防災拠点として、災害時に市民の生命や財産を守る重要な役割を担っています。このため、日常的な点検・診断等の実施により、日々施設の安全性を確認するとともに、大規模改修等を行う際は、本市の「地域防災計画」や「国土強靱化計画」等の災害対策関連計画を踏まえ、災害時の拠点施設としての耐震性能の維持・向上のほか、発電設備や給水設備等のライフラインの確保に関する機能の維持・向上に努めます。

なお、点検等により高度の危険性が認められた施設については、応急修繕を行うとともに、速やかに施設の持つ社会的役割（機能）や利用状況等を勘案した上で総合的な判断を行い、施設の更新・廃止や他施設への多機能化・複合化等の判断を行います。

(イ)ユニバーサルデザイン化の推進

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、施設の改修等を行う際には、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

【ユニバーサルデザインの街づくりの考え方】

身体障害（聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等）、知的障害、精神障害（発達障害を含む）等様々な障害のある人（身体障害者補助犬を同伴した人を含む）も移動しやすく生活しやすいユニバーサルデザインの街づくり

- ・ 街なかの段差の解消
- ・ 狭い通路の解消
- ・ バリアフリー化された駐車場の確保
- ・ トイレの利用環境改善
- ・ わかりにくい案内表示等の見直し

(ウ)脱炭素化（カーボンニュートラル）の推進

施設の改修等を行う際には、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を目指し、温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」の考え方を踏まえ、費用対効果を考慮しながら、創エネルギー技術及び省エネルギー技術（パッシブ技術、アクティブ技術）の導入を検討します。これらの技術（設備）の導入により、建物内の環境を適切に維持するために必要なエネルギー量を抑制するとともに、どうしても必要となるエネルギーについては、効率的な利用に加え、太陽光発電等の創エネルギーにより賄うことにより、施設の温室効果ガス排出量の削減につながります。さらに、施設の運用段階においては、エネルギーマネジメント技術により、継続的なエネルギー消費量の削減を図ります。

なお、脱炭素化の取組については、「龍ヶ崎市環境基本計画（龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、及び同計画に基づき地球温暖化対策の本市の率直的な行動を示す「龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」との整合に留意します。

(2)【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化

ア あるべき機能（行政サービス水準）の検討

本市では、ニュータウンの開発等により、1982（昭和57）年から人口が大きく増加し、2010（平成22）年をピークに、近年は大幅な減少傾向へと移行しつつありますが、同時期に公共施設の整備と併せて、機能（行政サービス）を拡充してきた経緯があります。

これから人口減少・少子高齢化が進行していく中で、需要の変化への対応や本市の人口・財政の見込みから、どの機能を維持・充実させ、どの機能を廃止するのか、利用状況や情報技術の発展によるサービスの在り様の変化等も勘案しながら取捨選択し、本市に合った持続可能な「あるべき行政サービス水準」を検討していきます。

なお、検討においては、そのサービスが「公共で行うべきサービスであるか」、「民間で代替可能なサービスであるか」、また「その併用で行うべきサービスであるか」という3つの視点で考え、そのサービスが公共施設を維持しなければ提供できないサービスであるかなど、施設（建物）と機能（行政サービス）の関係に留意して検討します。

イ 効果的・効率的な事業運営

(ア)官民連携（PPP/PFI）の推進

民間事業者のノウハウを活用することにより、運営経費の縮減や利用者のニーズに対応した質の高いサービスの提供が期待できる「指定管理者制度」の導入を推進していくほか、ネーミングライツ事業の活用により、施設の愛称を命名する権利を民間事業者に付与するなど、公共施設に民間資金・ノウハウを取り入れる手法について継続して調査研究を行い、効果的・効率的な事業運営につながる手法の導入を推進していきます。

(イ)情報技術の活用

施設予約や施設利用へのデジタル技術の活用を推進し、利便性の向上や業務効率化、運営経費の縮減を図るとともに、事務スペース等の縮小による総量の削減にもつなげていきます。

(ウ) 使用料・手数料の適正化

使用料・手数料は、地方自治法により、市民相互の公平性の観点から「行政サービスの対価」として利益を受ける者（受益者）が、受益の範囲内で応分の経済的負担をすることが定められており、これを「受益者負担の原則」と言います。

本市では、「龍ヶ崎市使用料・手数料等の設定基準」に基づき、施設の維持管理や役務の提供に対し、施設の人件費等から計算した「原価」に、行政サービスの性質ごとの分類による「受益者負担率」を乗じて算定することを基本としています。社会情勢の変化に対応した適正な料金水準を維持していくため、原則3年ごとに定期的な見直しを行い、受益者負担の適正化に努めます。

(3) 【基本方針3】 施設配置・総量の最適化

ア 基本的な考え方

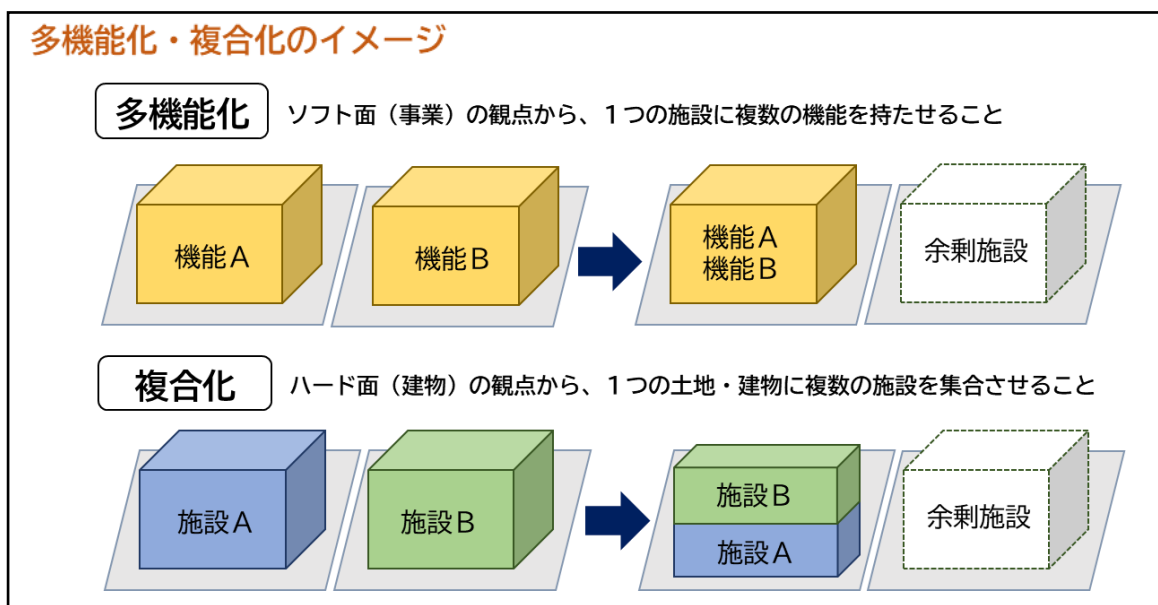
本市では、「施設＝機能」という固定観念を持たず、市全体のバランスや地域特性に配慮しながら、「あるべき機能（行政サービス水準）の検討」や「効果的・効率的な事業運営」の考え方を基本に、フラットな視点で必要な機能や適正な施設配置・規模等の検討を行い、施設（ハコ）と機能（行政サービス）の組み合わせを最適化していきます。

なお、最適化により余剰施設が生じた場合には、土地や建物の民間事業者等への売却による財源確保に努めるとともに、利用見込みの無い施設については、計画的に解体・撤去（除却）を行うなど、遊休資産の適切な処分及び除却を推進します。

イ 最適化の手法

(ア) 多機能化・複合化

機能が類似している複数の施設を1つの施設として集約する「多機能化」や機能が異なる複数の施設を1つの建物に集約する「複合化」を推進していきます。



(イ) 他用途への転用

必要な機能（行政サービス）を担っているものの、施設の設置場所や利用時間帯及び物理的・構造的な面から、稼働率が低い施設や維持管理コストが高い施設については、利用形態及び運営形態の改善を図りつつ、他施設との多機能化・複合化を検討します。

なお、移転により空き施設となる場合には、最初に新たな機能（行政サービス）での活用など、他用途への転用を検討します。

(ウ)新設の抑制

施設の新設は極力抑制し、政策的に必要となった場合のみ、長期的な総量の最適化の範囲内で、費用対効果を検証して行うこととします。

この場合においては、多機能化・複合化の視点を踏まえ、利用形態及び運営形態の改善、他用途への転用など将来の変化を見据え、スケルトン・インフィル方式により、自由度の高い設計とします。

(エ)広域連携の推進

これからは、「無いから造る」ではなく、「国や他の自治体が管理する施設（機能）を使用する」、「他の自治体と一緒に造って使用する」というような発想が必要になります。国や複数の自治体と互いに公共施設の機能を補完し合っていけるよう、国が管理する施設の活用や近隣自治体との広域連携の推進について検討します。

ウ 適正な施設総量

(ア)将来人口から見た施設総量

令和 32（2050）年における本市の人口は 50,979 人と推計されており、令和 4 年（2022）年 4 月 1 日の住民基本台帳人口の 76,009 人と比較すると、25,030 人減少することが予想され、人口 1 人当たりの延床面積を現状維持とすると、施設総量を 32.9%削減する必要があります。

なお、社人研による推計人口は、5 年ごとに推計されていることから、計画最終年の前年である令和 32（2050）年における推計人口から算定しています。

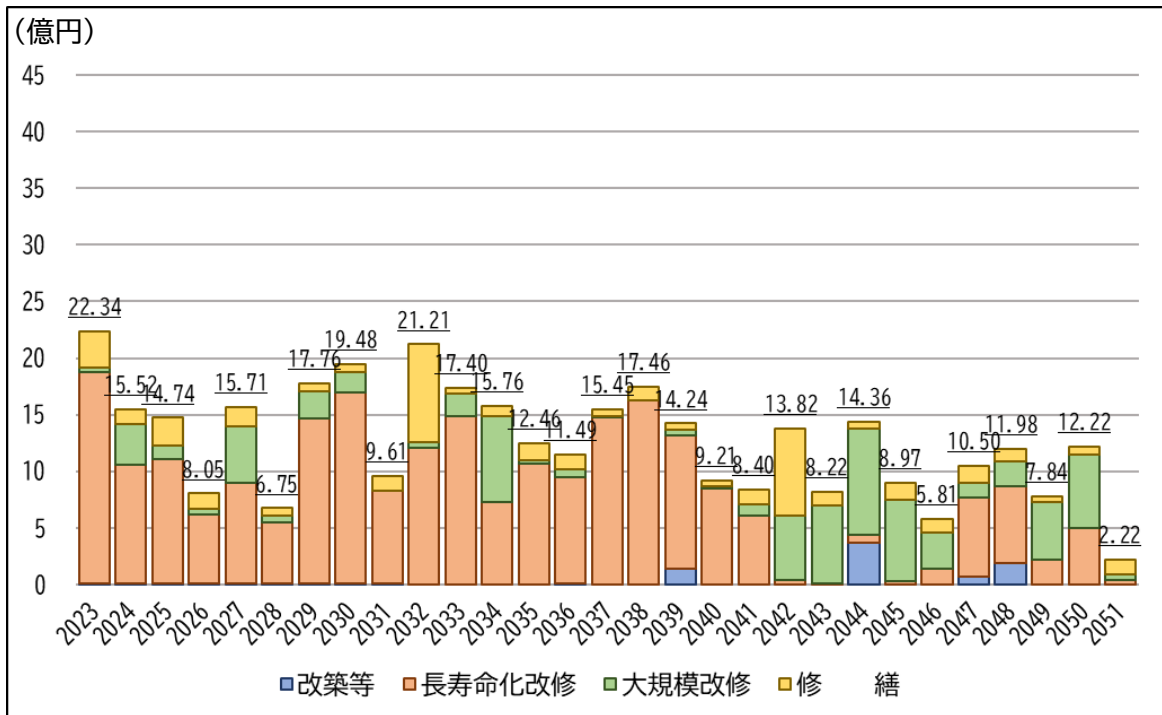
適正な施設総量	=	$\frac{\text{令和 4 年の人口 (76,009 人)} - \text{令和 32 年の推計人口 (50,979 人)}}{\text{令和 4 年の人口 (76,009 人)}}$	=	32.9%削減
---------	---	--	---	---------

(イ)改修・更新費用から見た適正な施設総量

a 長寿命化による計画期間内の改修・更新費の削減効果

対象施設を計画期間まで、「従来型」で維持していった場合に必要な改修・更新費用は、総額 548.17 億円、年間平均で 18.90 億円要すると試算されているのに対し、「従来型」同様に、対象施設を計画期間まで長寿命化した「長寿命化型」で維持していった場合に必要な改修・更新費用は、総額 368.98 億円、年間平均で 12.72 億円と試算されており、総額で 179.19 億円、年間平均 6.18 億円の削減効果があります。

「長寿命化型」の場合には、構造により異なりますが、更新までの期間を 20 年程度先に延ばすことができることから、計画期間内では、年間平均額の削減や施設の長寿命化と再編成を組み合わせた取組により、費用の平準化が図れるなどのメリットがあります。「長寿命化型」にすることにより、計画期間内に発生する改修・更新費用は、令和 2 年度までの 5 年間に掛かった大規模新規事業を除く、公共施設の維持補修費及び投資的経費の年間平均 12.55 億円と比較するとほぼ同額となることから、再編成の取組をしなくても対象施設を維持できる試算となりますが、本市の施設の建築年度の関係から、対象施設を目標使用年数まで使用することができた場合であっても、本庁舎等、計画期間直後に更新となる施設が多く存在していることから、施設総量の削減は避けては通れません。



b 改修・更新費から見た適正な施設総量

本市では、再編成を最優先に長寿命化を組み合わせながら最適化を図っていくこととしており、「長寿命化型」も一長一短であることから、「長寿命化型」の考え方を主として適正な施設総量を検討することは、厳しい財政状況を鑑みると適当ではありません。このため、ここでは、「従来型」から適正な総量を試算します。

「従来型」で改修・更新した場合に必要な事業費年間平均 18.90 億円に対して、令和 2 年度までの 5 年間に掛かった大規模新規事業を除く維持補修費及び投資的経費の年間平均 12.55 億円を支出可能額と設定すると、施設総量を 33.6%削減する必要があります。

適正な施設総量	=	$\frac{\text{従来型で維持した場合 (18.90 億円)} - \text{支出可能額 (12.55 億円)}}{\text{従来型で維持した場合 (18.90 億円)}}$	=	33.6%削減
---------	---	---	---	---------

(ウ)計画期間内の施設総量の目標

平成 27 年度に策定した本計画では、令和 33 (2051) 年度の施設総量 (延床面積) を 30%削減することを目標としています。

また、将来人口や改修・更新費用からの試算では、

- ◆ 将来人口から見た施設総量：32.9%削減
- ◆ 改修・更新費から見た適正な施設総量：33.6%削減

が必要と算出されており、ともに概ね 33%となっていることから、施設の長寿命化と再編成の組み合わせによる 30%削減という目標は妥当であると考えられます。

なお、30%の総量削減という目標は変更しないものの、本計画の見直しに伴い対象施設及び各施設の延床面積の精査を行い、施設面積が変更となったことから令和 3 年度末時点の延床面積を基準として、見直し後の計画開始年度である令和 5 (2023) 年度から 30%削減に改めて取り組んでいくこととします。

3 インフラの管理に関する実施方針（取組）

(1) 道路（市道）

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

◆ 点検及び診断

「龍ヶ崎市道路パトロール計画」に基づき、視認による確認を月3回程度実施するほか、道路状態による分類に応じて、路面性状調査を5年に1回程度行います。

◆ 施設情報の整備

道路台帳・地下埋設物台帳の整備や点検・診断結果についての記録を整理し、施設の維持管理・更新等に活用します。

◆ 計画的な維持管理・更新等

従来の損傷後に修繕を行う「事後対策型」から、損傷が軽微な段階で早めに必要な修繕を行う「予防保全型」の維持管理へ管理手法を転換し、長寿命化と維持管理コストの縮減を図ります。

また、維持管理・更新等を行う際は、耐久性など施設の安全性に配慮した上で、費用対効果などを総合的に判断し、長寿命化やコストの縮減につながる「維持管理が容易な構造」や「新技術」の採用に努めます。

◆ 目標使用年数

道路舗装における目標使用年数は、暫定で10年に設定します。

◆ 官民連携（PPP/PFI）の推進

「包括管理」や「指定管理者制度」、「PFI手法」など、施設の維持管理や整備に係る民間資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる手法の導入を推進します。

◆ 施設機能の向上

施設の改修・更新時に、ユニバーサルデザインの導入や脱炭素化（カーボンニュートラル）の推進に努めます。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

社会情勢や市民ニーズの変化に応じて、市の都市計画との整合を図りながら、災害時の役割にも留意して新設・廃止等を行い、全体の適正配置・総量の最適化を図ります。

(2) 橋梁

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

◆ 点検及び診断

徒歩等により目視による日常的な点検を実施するほか、橋梁の架設年度や立地条件等を十分に考慮し、橋梁点検車等による定期点検を5年に1回程度行います。

◆ 施設情報の整備

橋梁台帳の整備や点検・診断結果についての点検調書等の記録を整理し、施設の維持管理・更新等に活用します。

◆ 計画的な維持管理・更新等

従来の損傷後に修繕を行う「事後対策型」から、損傷が軽微な段階で早めに必要な修繕を行う「予防保全型」の維持管理へ管理手法を転換し、長寿命化と維持管理コストの縮減を図ります。

また、維持管理・更新等を行う際は、耐久性など施設の安全性に配慮した上で、費用対効果などを総合的に判断し、長寿命化やコストの縮減につながる「維持管理が容易な構造」や「新技術」の採用に努めます。

◆ 目標使用年数

予防保全型の目標使用年数は、架設後 41 年以上の鋼橋で 70 年、コンクリート橋で 85 年、架設後 40 年以内で 100 年に設定します。

◆ 官民連携（PPP/PFI）の推進

「包括管理」や「指定管理者制度」、「P F I 手法」など、施設の維持管理や整備に係る民間資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる手法の導入を推進します。

◆ 施設機能の向上

施設の改修・更新時に、ユニバーサルデザインの導入や脱炭素化（カーボンニュートラル）の推進に努めます。

【基本方針 3】施設配置・総量の最適化

社会情勢や市民ニーズの変化に応じて、市の都市計画との整合を図りながら、災害時の役割にも留意して新設・廃止等を行い、全体の適正配置・総量の最適化を図ります。

(3) 歩道橋

【基本方針 1】効果的・効率的な維持管理

◆ 点検及び診断

視覚による調査近接目視による日常的な点検を実施するほか、横断歩道橋の架設年度や立地条件等を十分に考慮し、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等による定期点検を 5 年に 1 回程度行います。

◆ 施設情報の整備

台帳の整備や点検・診断結果についての点検調書等の記録を整理し、施設の維持管理・更新等に活用します。

◆ 計画的な維持管理・更新等

従来の損傷後に修繕を行う「事後対策型」から、損傷が軽微な段階で早めに必要な修繕を行う「予防保全型」の維持管理へ管理手法を転換し、長寿命化と維持管理コストの縮減を図ります。

また、維持管理・更新等を行う際は、耐久性など施設の安全性に配慮した上で、費用対効果などを総合的に判断し、長寿命化やコストの縮減につながる「維持管理が容易な構造」や「新技術」の採用に努めます。

◆ 目標使用年数

目標使用年数は、70 年に設定します。

- ◆ 官民連携（PPP/PFI）の推進
「包括管理」や「指定管理者制度」、「PFI手法」など、施設の維持管理や整備に係る民間資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる手法の導入を推進します。
- ◆ 施設機能の向上
施設の改修・更新時に、ユニバーサルデザインの導入や脱炭素化（カーボンニュートラル）の推進に努めます。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

社会情勢や市民ニーズの変化に応じて、市の都市計画との整合を図りながら、新設・廃止等を行い、全体の適正配置・総量の最適化を図ります。

(4) 下水道

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

- ◆ 点検及び診断
マンホールや本管について、管路施設の機能（流下機能等）が確保されているか異常箇所等を発見するために目視を基本とした視覚調査による日常的な点検を実施するほか、リスク評価による管路の重要度に応じて、点検頻度を5～15年、調査頻度を10～30年に設定し、管口カメラや調査員による潜行目視調査等を行います。
- ◆ 施設情報の整備
下水道台帳の整備や点検・診断結果についての点検調書等の記録を整理し、施設の維持管理・更新等に活用します。
- ◆ 計画的な維持管理・更新等
施設の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理手法である「状態監視保全」や、施設の特성에 応じて予め定めた周期により対策を行う管理手法である「時間計画保全」を基本に、計画的な維持管理と維持管理コストの縮減を図ります。
また、維持管理・更新等を行う際は、耐久性など施設の安全性に配慮した上で、費用対効果などを総合的に判断し、長寿命化やコストの縮減につながる「維持管理が容易な構造」や「新技術」の採用に努めます。
- ◆ 目標使用年数
目標使用年数は定めず、予算を平準化して可能な限り（標準耐用年数50年以上）使用していくこととします。
- ◆ 官民連携（PPP/PFI）の推進
「包括管理」や「指定管理者制度」、「PFI手法」など、施設の維持管理や整備に係る民間資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる手法の導入を推進します。
- ◆ 施設機能の向上
施設の改修・更新時に、ユニバーサルデザインの導入や脱炭素化（カーボンニュートラル）の推進に努めます。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

社会情勢や市民ニーズの変化に応じて、市の都市計画との整合を図りながら、新設・廃止等を行い、全体の適正配置・総量の最適化を図ります。

(5) 公園

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

◆ 点検及び診断

一般施設等の日常点検については、都市公園法第3条の2に定める都市公園の管理基準に適合するよう国土交通省「公園施設の安全点検に係る指針」に基づき、随時実施します。

また、遊具については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」等に基づき、公園施設製品整備技師等の専門技術者による定期点検を年1回実施します。

このほか、その他設備については関連法に定める定期点検を年1回実施するほか、定期点検を実施しない一般施設等は、5年に1回以上健全度調査を実施し、施設の更新等を判断します。

◆ 施設情報の整備

公園台帳の整備や点検・診断結果についての点検調書等の記録を整理し、施設の維持管理・更新等に活用します。

◆ 計画的な維持管理・更新等

従来の損傷後に修繕を行う「事後対策型」と、損傷が軽微な段階で早めに必要な修繕を行う「予防保全型」の維持管理手法を施設の種類に応じて使い分け、計画的な補修による施設の長寿命化と維持管理コストの縮減を図ります。

また、維持管理・更新等を行う際は、耐久性など施設の安全性に配慮した上で、費用対効果などを総合的に判断し、長寿命化やコストの縮減につながる「維持管理が容易な構造」や「新技術」の採用に努めます。

◆ 目標使用年数

目標使用年数は定めず、施設の種類に応じて、定期点検結果や健全度、予算の平準化等を考慮して更新していくこととします。

◆ 官民連携（PPP/PFI）の推進

「包括管理」や「指定管理者制度」、「PFI手法」など、施設の維持管理や整備に係る民間資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる手法の導入を推進します。

◆ 施設機能の向上

施設の改修・更新時に、ユニバーサルデザインの導入や脱炭素化（カーボンニュートラル）の推進に努めます。

【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化

民間資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、規模や地域性等に応じて、にぎわいや交流人口の増加につながる新たな公園の活用手法について検討します。

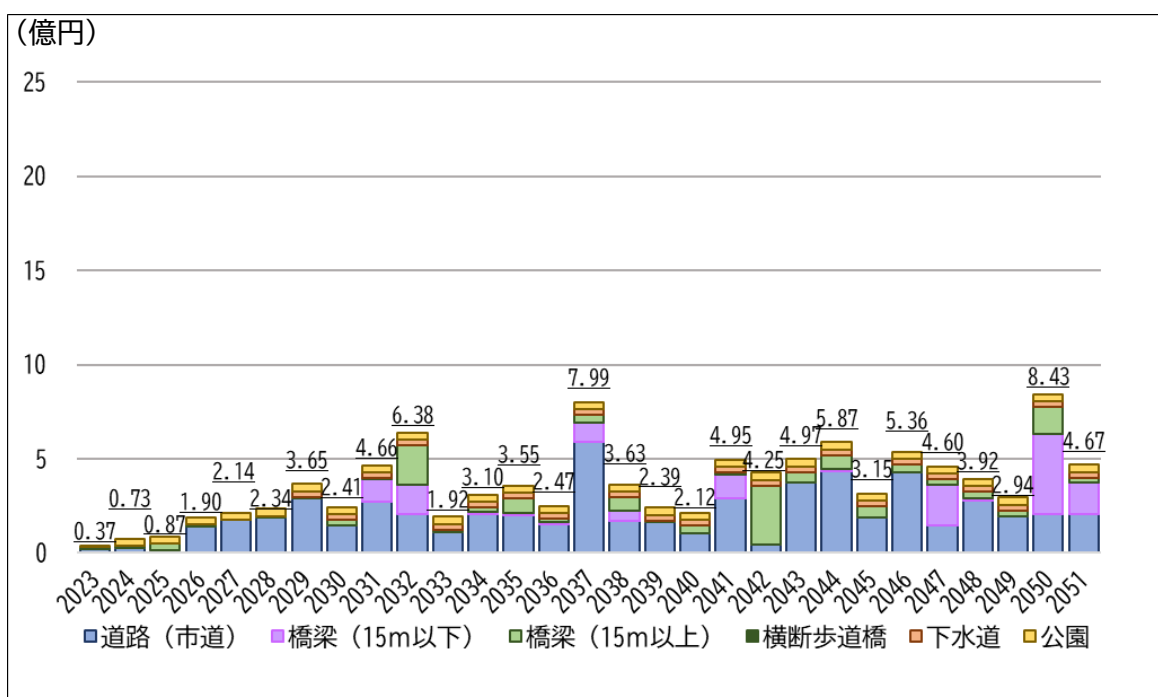
【基本方針3】施設配置・総量の最適化

社会情勢や市民ニーズの変化に応じて、市の都市計画との整合を図りながら、災害時の役割にも留意して、全体の適正配置・総量の最適化を図ります。

インフラ施設の長寿命化による計画期間内の改修・更新費の削減効果

対象施設を計画期間まで、「従来型」で維持していった場合に必要な改修・更新費用は、総額 292.93 億円、年間平均で 10.10 億円要すると試算されているのに対し、施設分類ごとに検討を加え、点検・診断等の結果から、緊急性の高い施設に予算の投入を絞るなどの対策を施し（長寿命化型）、対象施設を計画期間まで維持していった場合に必要な改修・更新費用は、総額 105.75 億円、年間平均で 3.7 億円と試算されており、総額で 187.18 億円、年間平均 6.4 億円の削減効果があります。この試算では、令和 2 年度までの 5 年間に掛かったインフラの維持補修費及び投資的経費の年間平均 6.20 億円で維持することが可能となります。

しかし、この試算は厳しい財政状況を踏まえ、抑制的に計画しているものであり、下水道施設においては、予算の平準化により年間平均 2.9 億円、従来型よりコストを縮減する試算となっています。このため、インフラについては、今後の施設の点検・診断等により、維持管理費が増える可能性を含んでいます。



第5章 公共施設の施設分類別の管理に関する基本方針

前章で示した公共施設全体の方針である「公共施設の管理に関する実施方針（取組）」を踏まえ、施設分類ごとの現状や特性などに応じた基本的な考え方を示します。

1 市民文化・社会教育系施設

(1) コミュニティ関連施設（地域コミュニティ施設）

施設	施設数	基本方針
コミュニティセンター	13	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 地域の拠点として多世代が気軽に利用できるよう、行政サービスのデジタル技術の活用による新たな機能の付加など、市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、機能の在り方や事業運営における民間活力の活用について検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 市内13のコミュニティ地区に立地し、地域住民の交流や生涯学習等、地域社会づくりに寄与する拠点として、原則、施設を更新します。 更新の際には、災害時の地域拠点としての機能などを踏まえて立地や規模を検討するとともに、他施設との多機能化・複合化を検討します。</p>

(2) コミュニティ関連施設（全市的コミュニティ関連施設）

施設	施設数	基本方針
市民活動センター	4	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 市民活動センターは、市民の社会貢献活動（市民活動）の支援拠点、市民交流プラザは、市民交流や市民活動の推進を目的としており、両施設の機能は類似し、コミュニティセンターとの互換性が高くなっています。このため、利用状況等を勘案しながら、コミュニティセンター等他施設への一部機能の集約を検討します。 また、市民交流プラザについては、指定管理者による運営を検討するなど、市民活動センターを含め、市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。</p>
市民交流プラザ		

	<p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 一部機能の集約の検討などを踏まえ、将来的な他施設との多機能化・複合化を検討します。</p>
<p>まいん「健幸」サポートセンター</p>	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 入居する建物は、耐震改修等大規模改修を実施しているものの、昭和39（1964）年度の建築で老朽化してきていることから、建物の点検を行いながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 指定管理者による施設運営を検討するなど、市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。 また、介護予防事業等、本市の健康づくりに関する事業の在り方の検討を踏まえ、利用状況等を勘案しながら、機能の充実を前提として、他施設への機能の集約について検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 施設の老朽化状況や介護予防事業等の在り方の検討を踏まえた上で、他施設との多機能化・複合化を基本に、同じ建物に入居する商工会との関係に留意しながら、更新する場合の立地や規模についても併せて検討します。</p>
<p>農業公園豊作村（総合交流ターミナル）</p>	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 本市の貸農園としての機能は、龍ヶ岡市民農園も含めて人気が高いものの、総合交流ターミナルの建物は、構造上使用に制限を掛けていることもあり、利用者は少なくなっています。 本施設は、湯ったり館と併せた「農業公園豊作村」として指定管理者が運営していますが、両施設ともに利用者が減少傾向であり、運営コストの負担が課題となっています。このため、機能の移転や廃止も含め、施設の在り方について早期に検討するとともに、施設の魅力向上に取り組めます。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 施設の在り方の検討を踏まえ、民間事業者等への売却や廃止も含めて検討します。</p>

(3) 文化施設

施設	施設数	基本方針
文化会館	1	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 地域社会の芸術文化向上のための拠点であることから、機能を維持していくことを基本としますが、大ホール・小ホールともに50%に満たない稼働状況であるため、相乗効果を発揮する他施設の機能の受入れなどを検討します。 また、指定管理者による運営を継続し、今後も市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図ります。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化 他市町村の施設を利用する広域連携の可能性も踏まえつつ、原則、施設を更新します。 更新の際には、他施設との多機能化・複合化を基本に、立地や規模を検討します。</p>

(4) 図書館

施設	施設数	基本方針
中央図書館	2	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 図書の貸出し機能について、将来的な電子図書館への移行を検討し、その他貴重な資料の収集や読書活動を通じた市民の教養・文化の向上に関する機能については、利用状況等を勘案しながら、他施設への機能の集約を検討します。 また、指定管理者による運営を継続し、今後も市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図ります。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化 一部機能の集約の検討などを踏まえた上で、図書館機能の新しい形を見据え、他施設への多機能化・複合化を検討するとともに、更新する場合の立地や規模について検討します。</p>
図書館北竜台分館		【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理

		<p>賃貸施設であることから、市が管理する内装部分について、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 新刊を主とした小規模な展開で、タブレットでの閲覧も含めて本を身近に感じられ、且つ勉強や仕事に集中できる落ち着いたスペースとしての機能は、これからの時代に合った図書館の在り方として可能性のある形であることから、機能を維持していきながら、さらなる機能の付加等について検討します。</p> <p>また、指定管理者による運営を継続し、今後も市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図ります。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 本施設は、北竜台市街地の都市機能誘導区域内の商業施設に立地し、多様な年代への読書活動を通じた市民の教養・文化の提供が期待できることから、施設配置・規模を維持していきます。</p>
--	--	---

(5) 博物館

施設	施設数	基本方針
歴史民俗資料館	1	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 平成30（2018）年度まで指定管理者が運営していましたが、現在では、専門知識を有する者の育成や調査・研究等の継続性などに配慮し、市直営で運営しています。</p> <p>展示方法や利用者が限定的となっていることが課題であることから、展示方法やイベント等における民間活力の活用を検討し、利用者の拡大を図ります。</p> <p>また、図書館所蔵の歴史的文書や公文書館の機能受入れなど、歴史に関する機能の集約について検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 本市の歴史及び民俗等の資料収集、調査・研究等の拠点であることから原則、施設を更新します。</p> <p>更新の際には、他施設との多機能化・複合化を基本に、立地や規模を検討します。</p>

2 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 体育館等

施設	施設数	基本方針
総合運動公園（総合体育館（たつのこアリーナ））	5	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 スポーツ活動の拠点であることから、機能を維持していくことを基本とします。 各施設ともに同一の指定管理者が運営しており、様々なイベントの展開やスケールメリットを発揮し、多世代の健康づくりに寄与しています。今後も市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、指定管理者による運営を継続します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 スポーツ活動の拠点として定着していることから、原則、立地を変更せず、施設を更新します。 更新の際には、ハード・ソフト両面における本市のスポーツ環境を考慮し、施設規模を検討します。</p>
総合運動公園（陸上競技場（たつのこフィールド））		
総合運動公園（野球場（たつのこスタジアム））		
高砂運動広場（高砂体育館）		<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 両施設ともに同一の指定管理者が運営しており、総合運動公園等その他スポーツ施設の1つとして、スケールメリットを発揮し、効率的な運営を行っています。今後も市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、指定管理者による運営を継続します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 本市全体でのスポーツ施設の配置状況を踏まえ、利用用途などを勘案しながら、他施設への多機能化・複合化も含めて検討します。 更新の際には、ハード・ソフト両面における本市のスポーツ環境を考慮し、立地や規模を検討します。</p>
北文間運動広場（北文間体育館・スポーツサロン北文間館）		

(2) レクリエーション施設・観光施設

施設	施設数	基本方針
農業公園豊作村（湯ったり館）	2	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計</p>

		<p>画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 本施設は、指定管理者により運営を行っていますが、民間の温浴施設との競合による利用者の減少等により、施設の維持管理や運営コストの負担が課題となっています。このため、機能の移転や廃止も含め、施設の在り方について早期に検討するとともに、施設の魅力向上に取り組めます。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 機能や事業運営の検討を踏まえ、民間事業者等への売却や廃止も含めて検討します。</p>
観光物産センター		<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 賃貸施設であることから、市が管理する内装部分について、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を継続します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 観光情報の発信や物産品の宣伝等を担っていることから、龍ヶ崎市駅前の立地は適正であると考えていますが、より利便性が高く、効果的な情報発信につながる立地や規模について検討していきます。</p>

3 産業系施設

(1) 産業振興施設

施設	施設数	基本方針
職業訓練共同施設	2	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 本施設は、茨城県の認定を受けた職業訓練校として、「職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練校協会」が管理運営しています。 昭和39（1964）年度の建築で、旧耐震基準の建物であることから、施設の移転等、今後の在り方も含めて検討を進めています。このため、方向性が決定するまでの間、建物の点検を行いながら、事後保全型による維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 機能維持や事業運営の在り方等について、協会や関係市町と協議を行い、早期に今後の方向性について検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 施設の老朽化状況や協会等との協議を踏まえ、他施設</p>

		<p>への多機能化・複合化を基本に、更新の可能性も排除せず、立地や規模について検討します。</p>
<p>農産物等直売所（たつのご産直市場）</p>		<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 市内を中心に生産された農産物等の特産品の提供により、地産地消を促進し、農業振興を図る本施設の機能は維持していく必要があると考えていますが、観光物産センターやその他施設との多機能化・複合化によるスケールメリットを活かした、事業運営の効率化や情報発信など、民間活力の活用も含めて検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 文化会館駐車場に立地しており、プレハブの建物により運営されていることから、機能や事業運営の検討を踏まえ、利用状況等を勘案しながら、他施設への多機能化・複合化も含めて検討します。 更新の際には、ハード・ソフト両面における本市の農産物等特産品の情報発信などを考慮し、立地や規模を検討します。</p>

4 学校教育系施設

(1) 学校等（小学校）

施設	施設数	基本方針
<p>小学校</p>	<p>11</p>	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、小中一貫教育の進展による施設一体型小中一貫校への移行の検討状況を踏まえながら、計画的な維持管理を行います。 また、維持管理手法について、包括管理等の民間活力活用の可能性を検討します。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 本市の小学校では、現在、学校教育としての機能のほか、空き教室やグラウンドなどを利用して、学童保育や地域スポーツなどへの施設の開放が行われています。 学校教育への影響の無い範囲で、民間も含めた教育やスポーツ、福祉関連機能との多機能化・複合化の可能性について検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 少子化に伴う児童数減少への対応と教育環境充実のため、小学校同士の統合や小中一貫教育の進展による施設</p>

		<p>一体型小中一貫校への移行を進めていきます。</p> <p>統合等により廃校となった施設については、総量の最適化を最優先に、行政需要や公共的需要の検討や民間事業者等への売却・貸付、地域への開放、解体等、維持管理コスト等を踏まえた上で、まちづくりの視点で総合的な検討を行います。</p>
--	--	--

(2) 学校等（中学校）

施設	施設数	基本方針
中学校	6	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理</p> <p>コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、小中一貫教育の進展による施設一体型小中一貫校への移行の検討状況を踏まえながら、計画的な維持管理を行います。</p> <p>また、維持管理手法について、包括管理等の民間活力活用の可能性を検討します。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>本市の中学校では、現在、学校教育としての機能のほか、屋内運動場やグラウンドなどを利用して、地域スポーツなどへの施設の開放が行われています。</p> <p>学校教育への影響の無い範囲で、民間も含めた教育やスポーツ、福祉関連機能との多機能化・複合化の可能性について検討します。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化</p> <p>少子化に伴う児童数減少への対応と教育環境充実のため、中学校同士の統合や小中一貫教育の進展による施設一体型小中一貫校への移行を進めていきます。</p> <p>統合等により廃校となった施設については、総量の最適化を最優先に、行政需要や公共的需要の検討や民間事業者等への売却・貸付、地域への開放、解体等、維持管理コスト等を踏まえた上で、まちづくりの視点で総合的な検討を行います。</p>

(3) その他教育施設

施設	施設数	基本方針
学校給食センター第一調理場	3	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理</p> <p>新学校給食センターへの機能移転に伴い、廃止となることが決定していることから、建物の点検を行いながら、事後保全型による維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>—————</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化</p>
学校給食センター第二調理場		

		<p>本施設は、市街化調整区域に立地しており、民間事業者等の活用は制限を受けることから、施設廃止後は、借地となっている他施設からの機能移転等、費用対効果が見込める公共利用を基本に検討します。</p> <p>総量の最適化を最優先に、費用対効果が見込めない場合には、建物を解体します。</p>
教育センター		<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 教育相談や適応指導教室等、本施設の機能は、様々な事情を抱える児童生徒やその家族等に対し、きめ細やかな支援を行うことにより、社会的自立へ向けての進路の選択肢を広げる役割等を担っています。</p> <p>事業の性質上、機能の見直しや事業運営の効率化には適さない部分も多くありますが、市民ニーズの変化への対応や利便性向上のための機能の見直し等、時代の要請に合わせて検討していきます。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 原則、施設を更新していきます。</p> <p>更新の際には、児童生徒が社会との交流につながる施設との多機能化・複合化を視野に入れながら、立地や規模を検討します。</p>

5 保健福祉系施設

(1) 保健衛生施設

施設	施設数	基本方針
保健センター	1	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 整備を進めている新保健福祉施設への移転後の解体が決定している施設であることから、解体までの間、建物の点検を行いながら、事後保全型による維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 市民に密着した健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスの拠点であり、市民の健康づくりの推進及び自主的な保健活動の場として唯一の役割を担っている施設であることから、機能を維持していくこととします。</p> <p>事業運営については、健康診断や栄養指導等のソフト事業について、市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。</p>

		<p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 新保健福祉施設へ移転後、施設を解体し、土地を所有者に返却します。</p>
--	--	--

(2) 社会福祉施設

施設	施設数	基本方針
地域福祉会館	1	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 「福祉のまちづくり」の実現を目指す社会福祉協議会の活動拠点として、様々な関係機関協力のもと、福祉事業やボランティア事業等で使用されています。 これらの機能は、市の生活困窮者支援とも関連が深いことから、本庁舎内への機能移転も含め、社会福祉協議会と検討していきます。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 本館と新館の2つの建物により構成され、本館は1979（昭和54）年度、新館は1997（平成9）年度と、築年数に18年の差があります。 本館については、標準耐用年数60年での解体を基本とし、新館については、庁舎を補完する施設として、他施設との多機能化・複合化を基本に更新を検討します。</p>

(3) 高齢福祉施設

施設	施設数	基本方針
総合福祉センター	2	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 総合福祉センターについては、コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。 また、松葉小学校内の施設を使用している元気サロン松葉館については、施設が管理する内装部分について、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 両施設を持つ、高齢者の生きがいづくりや健康づくり等の機能については、必要な機能であり維持していくことを基本とするものの、個々の機能は他施設との類似性があることから、他施設との多機能化・複合化を検討します。 また、総合福祉センターでは、身体障がい者の支援機能として、障害福祉事業所あざみを展開していますが、</p>
元気サロン松葉館		

		<p>障がい者の自立支援施設は民間施設も充実してきていることから、利用状況や通所者の状況を確認しながら、民間施設への移行など今後の在り方を検討します。</p> <p>事業運営については、総合福祉センターが指定管理者、元気サロン松葉館は市直営により運営しています。市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、指定管理者による運営の継続等、民間活力を活用します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>ふるさとふれあい公園と隣接しており、高齢者の拠点として適した場所に立地していますが、地盤が悪いことに加え、小貝川が氾濫した際には1.7mの浸水が想定されています。</p> <p>このため、当面の間は、高齢者のいきがいくりの拠点として使用した上で、コミュニティセンター等貸館の稼働状況が低いことを踏まえ、他施設との多機能化・複合化を図ることを検討し、更新せずに解体することを基本とします。</p>
--	--	---

(4) 障がい福祉施設

施設	施設数	基本方針
障害福祉サービス事業所 ひまわり園 地域活動支援センター	3	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理</p> <p>コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>障害福祉サービス事業所ひまわり園では、主に知的に障がいのある方を対象に生活訓練や家族の就労支援等のための一時預かり等を実施しており、地域活動支援センターでは、障がいにより働く事が困難な方の日中の活動をサポートする事業を実施しています。</p> <p>両施設ともに障がい者の自立支援を目的とした重要な機能を有していますが、障がい者の自立支援施設は民間施設も充実してきていることから、利用状況や通所者の状況を確認しながら、民間施設への移行など今後の在り方を検討します。</p> <p>事業運営については、両施設ともに業務委託等により民間事業者が運営しており、今後も市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を継続します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>民間施設への移行状況を踏まえ、将来的に廃止することを検討します。更新となった場合には、障がい福祉関</p>

	<p>連施設同士の多機能化・複合化を基本に、適正な配置や規模を検討します。</p>
<p>こども発達センターつば み園</p>	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所として、心身の発達に何らかの不安のある児童向けの学童保育のようなサービスで、発達支援や自立支援など療育指導を行う機能を担っています。本施設は、将来的に職員体制等を見直し、児童発達支援センターへの移行を検討します。</p> <p>事業運営については、市直営により運営しています。民間施設においても類似する施設はありますが、個別療育のための専門職員を雇用する負担が大きく、同様のサービスを提供することは困難であるため、将来的にも市直営を基本とし、部分的に業務委託等による民間活力の活用を検討します。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化 原則、施設を更新していきます。 事業の性質上、他施設との多機能化・複合化は限られることから、単独施設としての更新を基本に、適正な立地や規模を検討することとします。</p>

(5) 児童福祉施設（保育所）

施設	施設数	基本方針
<p>八原保育所</p>	<p>1</p>	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 出生率の低下による少子化が深刻な社会問題となっており、共働き世帯が増加している中で、働きながら安心して子育てができる環境の整備は重要な課題となっています。このため、保育所の機能は維持することを基本とします。</p> <p>また、本施設は市内唯一の公立保育所となっており、当面の間は公立のまま運営していきますが、将来的には、指定管理者による公設民営方式による運営や施設・運営ともに民間に委ねる完全な民営化、いずれかの方式による民営化を基本に検討します。民営化を見据え、保育士の採用を行っていないことから、職員の年齢等による移行期限を考慮し、時期や方法等について検討していきます。</p>

		<p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>事業運営の検討の結果、公設を維持する場合には、市全体の保育所配置や定員等を考慮し、他施設との多機能化・複合化も含め適正な配置や規模を検討します。</p>
--	--	---

(6) 児童福祉施設（学童保育ルーム）

施設	施設数	基本方針
保育ルーム	11	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理</p> <p>専用のプレハブを使用している馴染・八原・城ノ内小学校保育ルームについては、コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、計画的な維持管理を行います。</p> <p>また、学校の余裕教室を使用している施設については、施設が管理する内装部分について、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>出生率の低下による少子化が深刻な社会問題となっており、共働き世帯が増加している中で、働きながら安心して子育てができる環境の整備は重要な課題となっています。このため、保育ルームの機能は維持することを基本とします。</p> <p>また、業務委託により運営していますが、今後も民間活力の活用を継続し、最適化を図ります。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>各小学校に1施設配置しており、配置・総量ともに最適化されていますが、プレハブを使用している3施設については、教室に余裕ができた場合には移転し、施設を解体します。</p>

(7) 児童福祉施設（その他児童福祉施設）

施設	施設数	基本方針
さんさん館	2	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理</p> <p>コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>共働き世帯の増加や核家族化などにより、育児相談やリフレッシュする時間や機会が失われ、地域との関わりも希薄になってきており、子育て支援センターでの子どもを交えた交流は大事な機能となっています。</p> <p>また、同施設ではこのほか、ファミリーサポートセンターでの一時保育（リフレッシュ保育）や行政窓口機能も入っており、多機能化・複合化され、利便性の高い施設</p>

		<p>設となっています。</p> <p>これらの機能は、原則、維持することを基本としますが、子育て支援センターや一時保育は、保育所等でも実施していることから、今後の在り方について検討します。</p> <p>事業運営については、子育て支援センターが市直営、一時保育が業務委託により運営されています。市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>本施設は、人気の高い龍ヶ岡公園や民間商業施設に隣接し、利便性の高い場所に立地していることから、同立地で子育て支援の拠点として更新していくことを基本とします。</p> <p>更新の際は、他施設との多機能化・複合化を検討し、適正な規模を検討します。</p>
駅前こどもステーション		<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理</p> <p>賃貸施設であることから、市が管理する内装部分について、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>就労等時間に余裕のない保護者にとって、保育所への送迎は大きな負担になっています。このため、送迎保育ステーション機能は、維持していくことを基本とします。</p> <p>事業運営については、業務委託により運営を行っていますが、市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を継続します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>現在、龍ヶ崎市駅前に立地していますが、テレワークの浸透等による電車利用の減少により、立地について再検討が必要となっています。</p> <p>相乗効果を発揮する他施設との多機能化・複合化を基本に、立地や規模について最適化を図ります。</p>

6 公営住宅等

(1) 公営住宅等

施設	施設数	基本方針
市営住宅	3	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理</p> <p>コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>所得等何らかの障がいにより、適正な水準の住宅に居</p>

		<p>住することが困難な「住宅困窮者」の生活安定を図るため、セーフティネットとしての公営住宅の供給は今後も必要であるため、機能を維持していくことを基本とします。</p> <p>事業運営については、業務委託により行っており、今後も市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を継続します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>現在、市営住宅は、奈戸岡・富士見・砂町に、県営住宅は、長山・小柴・奈戸岡に立地しています。</p> <p>セーフティネットとしての機能は維持し、一定数の供給は行っていく必要がありますが、民間賃貸住宅への補助による入居等、様々な手法を検討し、総量の最適化を図っていく必要があります。このため、奈戸岡住宅については用途廃止に向けた検討を行うこととし、富士見・砂町住宅については、県営住宅の動向を見ながら今後の在り方について検討します。</p> <p>なお、施設更新の際は、適正な立地や規模の検討を行います。</p>
--	--	---

7 行政系施設

(1) 庁舎等

施設	施設数	基本方針
市役所庁舎	2	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理</p> <p>コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>行政サービスのデジタル技術の活用による新たな機能の付加など、市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、機能や事業運営の在り方について検討します。</p> <p>施設更新の際は、他施設の機能の集約や民間事業者の入居等、官民連携（PPP/PFI）手法の活用による利便性や魅力の向上に努めます。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>現庁舎は本市の中心に位置し、市内全域からアクセスしやすい立地であることから、現在地での更新を基本とし、様々な角度から検討した上で決定します。</p> <p>なお、現在地で更新する場合には、現在整備している新保健福祉施設や附属棟との位置関係に留意し、適正な規模を検討します。</p>
第二庁舎		<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理</p> <p>借地であることから、廃止となる施設等への移転を検</p>

		<p>討しています。このため、当面の間、建物の点検を行いながら、事後保全型により維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 本市の施設管理事務所と公益社団法人シルバー人材センターが使用しています。</p> <p>施設管理事務所は、道路の維持補修や除草、災害時の倒木への対応等インフラの維持管理の業務を担っていますが、将来的な委託等への移行を見据え、職員の新規採用を行っていません。このため、所管業務に支障が生じないように、包括管理や業務委託等による民間活力の活用を早期に検討していきます。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 本施設は、施設管理事務所と公益社団法人シルバー人材センターの移転後、建物を解体し借地を返却します。</p>
--	--	---

(2) 庁舎等（出張所）

施設	施設数	基本方針
出張所	3	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 西部出張所は、今後の在り方を検討していることから、当面の間、建物の点検を行いながら、事後保全型により維持管理を行い、存続する場合には、予防保全型に切り替えて計画的な維持管理を行います。</p> <p>また、東部出張所は他施設との複合施設、市民窓口ステーションは賃貸施設であることから、施設が管理する内装部分について、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 窓口機能を有する行政施設（出張所）は、「龍ヶ崎市立地適正化計画（平成31年3月）」において、本庁舎が立地する龍ヶ崎市街地を除く佐貫・北竜台・龍ヶ岡の各市街地の誘導施設に設定されていますが、市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、行政サービスのデジタル技術の活用を踏まえた無人化も視野に在り方について再検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 佐貫市街地のみ出張所が立地していないことから、行政サービスの在り方を再検討し、必要な場合には、西部出張所を移転配置します。</p> <p>この際、多機能化・複合化の視点や適正規模についても検討します。</p>

8 都市基盤系施設

(1) 公園（管理棟等を有する公園）

施設	施設数	基本方針
森林公園（管理棟等）	3	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 都市公園である「森林公園」と「龍ヶ岡公園」、地域住民が自然の中で創作活動やスポーツを通じて福祉の向上を図ることを目的とした広場としての「ふるさとふれあい公園」では、それぞれの設置目的が異なりますが、管理棟等の建物を設置して事業を行っている施設部分を公共施設として位置付けています。</p> <p>これらの施設のレクリエーションを主とした機能は、必ずしも行政が担うべき機能ではありませんが、交流人口の増加や地域活性化につながる可能性を秘めています。このため、都市公園である「森林公園」と「龍ヶ岡公園」については、民間事業者等との連携を視野に、それぞれの特徴を活かしながら魅力ある施設の再整備に向けた検討を行います。</p> <p>また、「ふるさとふれあい公園」については、指定管理者により運営を行っていますが、市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、機能や事業運営の在り方について検討します。民間活力の活用を継続しながら、今後の機能の在り方について検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 機能や事業運営の検討を踏まえ、特に都市公園においては、公園としてのインフラ機能以外の施設について、市では施設を持たず、民間事業者等による投資等、民間活力を活用していくことを基本とします。</p>
ふるさとふれあい公園（アトリ工棟等）		
龍ヶ岡公園（管理棟）		

(2) 駐輪場

施設	施設数	基本方針
市営駐輪場	3	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 周辺の民間駐輪場も含めた利用状況等を検証し、将来的な廃止も含めて、公共駐輪場としての機能の在り方について検討します。</p>

		<p>事業運営については、3施設のスケールメリットを活かして指定管理者により運営していますが、今後も市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を継続します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 龍ヶ崎市駅前に3施設設置していますが、在宅ワーク等社会情勢の変化に伴い、利用者が減少しており、民間駐輪場も充実していることから、統合による削減を目指します。</p>
--	--	--

(3) その他施設

施設	施設数	基本方針
市営斎場	2	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 本市唯一の斎場機能であることから、原則、機能を維持していきませんが、将来的な広域連携も視野に、継続的に調査研究を行います。 また、事業運営については、業務委託により行っていますが、その他の民間活力の活用について、調査研究を行います。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 原則、施設を更新していきます。 更新の際には、適正な立地や規模を検討します。</p>
北竜台防犯ステーション		<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 パトロールの実施や警察署等の連携により、市民の安全に資する機能として、重要な機能であることから、機能を維持することを基本とします。 事業運営については、市直営により運営していますが、人員配置や稼働時間等、効率的な在り方を検討するとともに、民間活力の活用についても検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 竜ヶ崎警察署や交番との位置関係上、北竜台市街地への配置は、市民の安心・安全確保の観点から適正と考えています。 現在、単独の建物となっていますが、更新の際には、</p>

		民間施設や他施設との多機能化・複合化を基本として検討します。
--	--	--------------------------------

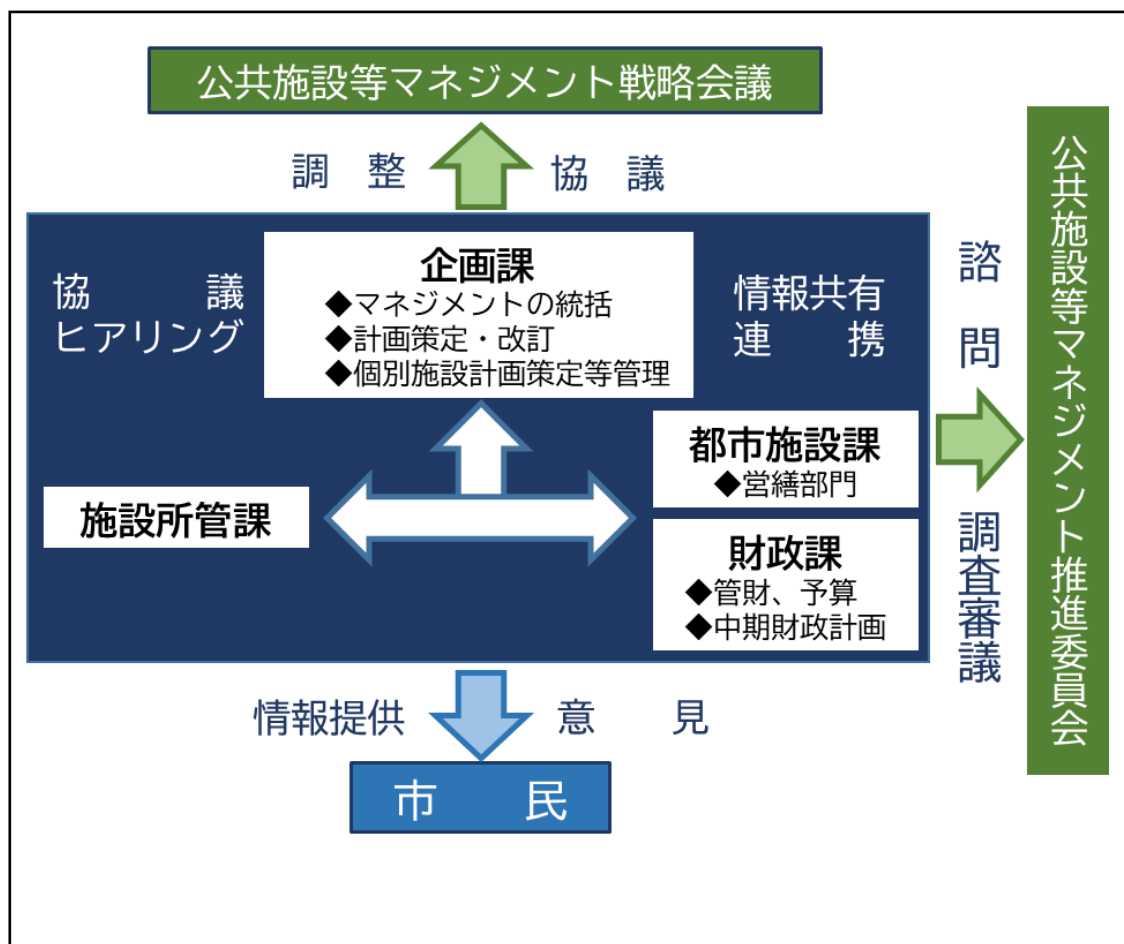
第6章 公共施設等マネジメントの実行

1 推進体制

公共施設等の管理を組織横断的に行うための管理部門を設置し、各公共施設を効率的に維持管理するための公共施設等マネジメントの推進体制を整備しています。

本市では、企画課において、公共施設の設備等の劣化状況や稼働状況、管理運営費用等について、所管課との協議・ヒアリングを通じた情報の集約や整理を行うなど、公共施設等のマネジメントを統括し、管財・予算・中期財政計画等を担当する財政課、営繕部門を担当する都市施設課と情報を共有するなど、庁内連携を強化しています。

また、公共施設等再編成の推進に当たり、計画の進捗管理や施設の有効活用に関する検討などについて、幅広い視点から行っていくため、行政内部において「公共施設等マネジメント戦略会議」を設置しているほか、外部会議として、関係団体や学識経験者、公募の市民を委員とする「公共施設等マネジメント推進委員会」を設置しています。

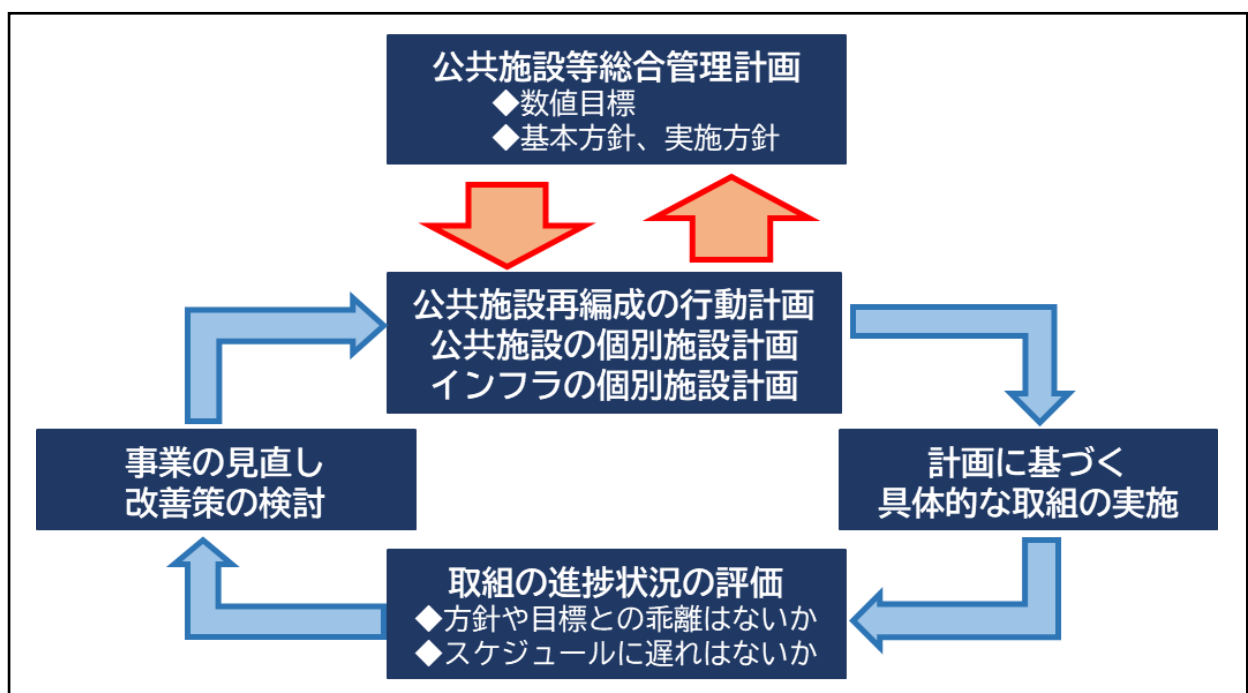


2 フォローアップの実施

公共施設等のマネジメントを着実に進めていくためには、PDCAサイクル（計画→実行→点検→改善のサイクル）を活用した業務サイクルを定着させることが重要となります。

業務サイクルは、最初に本計画に基づき、公共施設については「公共施設再編成の行動計画」や「個別施設計画」、インフラについては「個別施設計画」を策定し、次に、これらの計画に基づく取組を行いながら、年に1回を目途に進捗状況の評価を実施します。最後に、評価に基づき、事業の見直しや改善策の検討を行い、その結果を次の計画の策定（改訂）に反映していきます。

また、本計画についても、評価の結果や社会経済情勢の変化、施設の点検・診断結果等により不断の見直しを実施し順次充実させていくとともに、本計画の改訂に伴い必要となる関連計画の見直しについても、各計画の見直し時期や周辺状況等を考慮しながら適時行い、公共施設等マネジメントの実効性のある確実な推進を図ります。



3 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

(1) 職員研修の実施

公共施設等のマネジメントを推進するに当たり、施設所管課の職員だけでなく、将来的に施設を所管する可能性のある職員も含め、全職員が施設の維持管理や官民連携（PPP/PFI）手法等の施設を取り巻く知識の修得をはじめ、財政状況等の市の現状や課題を理解し、一丸となって公共施設等のマネジメントに取り組んでいく必要があります。このため、目途に知識の修得や意識の醸成を図るための職員研修を定期的実施するとともに、国や県、民間事業者等が主催する様々な研修へ積極的に参加します。

(2) 民間事業者等との情報交換

公共施設等を取り巻く課題解決に向けて、地域の企業や金融機関等と不定期に情報や意見交換を行っていくとともに、定期的な情報交換の場の設置等、連携の在り方について検討していきます。

公共施設配置図

※ A3 横サイズ

令和3年11月1日 庁議資料

公共施設等総合管理計画の見直し方針

令和3年10月
市長公室企画課

目次

1	総合管理計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	【参考1-1】インフラ長寿命化基本計画の体系	
	【参考1-2】総合管理計画策定までの本市の取組	
	【参考1-3】基本方針から公共施設等総合管理計画への移行	
	【参考1-4】本市の個別施設計画策定状況	
2	総合管理計画策定・見直しに係る国からの要請（助言）・・・・・・・・	6
	【参考2-1】公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要（平成30年2月）	
	【参考2-1-①】総合管理計画の推進体制等	
	【参考2-1-②】総合管理計画の見直し・改訂	
	【参考2-2】令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項（令和3年1月）	
3	国からの要請（助言）を踏まえた記載事項の整理・・・・・・・・	11
4	記載事項を踏まえた計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・	18
5	計画体系の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・	19
6	計画見直し体制・スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	22

1 総合管理計画とは

1 背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。



- ① 国において、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定。
- ② 各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。
- ③ ②の総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

2 公共施設等総合管理計画（行動計画）の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により要請）※平成26～28年度の3年間で策定

<公共施設等総合管理計画の内容>

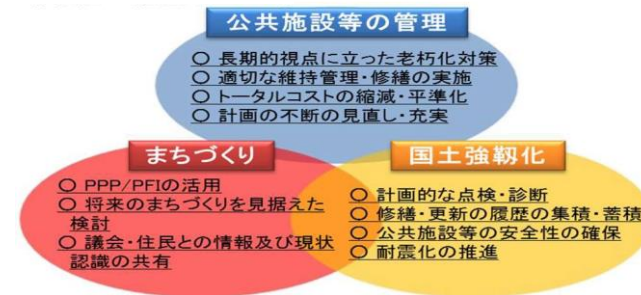
公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、**所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。**

<公共施設等総合管理計画の策定状況>

令和2年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

➡ **本市では、平成28年3月策定（平成31年3月一部修正）**

【取組の推進イメージ】



3 個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定）※令和2年度までに策定

<個別施設計画の内容>

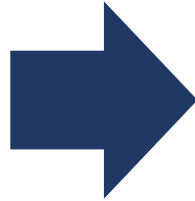
公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、**点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用**を定めるもの。

※維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【参考1-1】インフラ長寿命化基本計画の体系

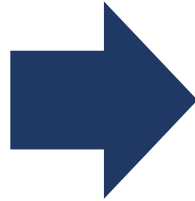
「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」決定



インフラ長寿命化基本計画（基本計画）
【国が策定】（平成25年11月策定済）

（行動計画）

基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画



【国】

各省庁が策定
（平成28年度までに策定）

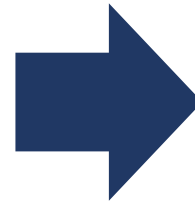
【地方】

公共施設等総合管理計画

（個別施設計画）

※「基本計画」より

行動計画に基づき、個別施設計画毎の具体的な対応方針を定める計画
※令和2年度頃までの策定を目標



道路 河川 学校

道路 河川 学校

※各府省庁は、地方公共団体等に対し、行動計画及びこれに基づく個別施設計画の速やかな策定及び公表並びにこれらの計画に基づく取組の推進を要請する。その際、行動計画や個別施設計画の策定・推進上の留意点、活用可能な支援策等についても通知し、地方公共団体等への支援に努める。
（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申し合わせ（平成25年11月29日）の内容を要約）

【参考1-2】 総合管理計画策定までの本市の取組

【主な取組内容】

年 度	取組内容	備 考
平成14 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> 「公共施設マネジメント」の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 施設清掃や施設の保守点検にかかる委託費の占める割合が多い施設等を中心に「施設管理マネジメント業務」を外部に委託（平成20年終了） たつのこアリーナ、文化会館、歴史民俗資料館に導入
平成15 (2003)	//	<ul style="list-style-type: none"> 市役所庁舎、湯ったり館に導入
平成18 (2006)	//	<ul style="list-style-type: none"> 市営斎場、中央図書館、中央公民館、総合福祉センターなどに導入
平成19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市公共施設建築保全業務積算要領」を制定 	<ul style="list-style-type: none"> 施設清掃や設備管理等を外部委託する場合の積算方法を統一
平成20 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市公共施設の適正管理に関する規則」を制定 「固定資産台帳」整備 	<ul style="list-style-type: none"> 「公共施設点検マニュアル」及び「公共施設チェックシート」に基づく施設の点検記録 設備等を設置又は取得したときの「設備管理カード」への記録などを義務付け 財務諸表を総務省基準モデルにするための準備として固定資産台帳を整備（平成20年度～21年度）
平成21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> 中長期保全（改修等）計画を策定 公共施設マネジメントを全施設に導入 	<ul style="list-style-type: none"> 各公共施設のライフサイクルコストを算定（過去の改修履歴等の洗い出し等、全施設において実施）
平成24 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」を施行 「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設再編成の取組を担保するため、公共施設の全体最適化のための基本方針の策定と公表を義務付け 計画期間40年、総量3割削減
平成26 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針に基づく第1期行動計画」策定 「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議規程」制定 「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント推進委員会条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 10施設5事業のトライアル事業（複合化・多機能化等の検討） これまでの公共施設マネジメントの徹底継続 庁内検討組織の公共施設等マネジメント戦略会議を設置 外部評価組織となる附属機関の設置
平成28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針」を引継ぐ形で策定 計画期間37年

【参考1-3】 基本方針から公共施設等総合管理計画への移行

~~公共施設再編成の基本方針~~

移行

龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画
(平成27～令和33(2051)年度)

施設分類別編

公共施設等白書

【公共施設】

龍ヶ崎市公共施設再編成の
第1期行動計画
(平成26～28年度)

平成29から移行

龍ヶ崎市公共施設再編成の
第2期行動計画
(平成29～令和4年度)

【インフラ】

長寿命化計画
(個別施設計画)
※既策定類似計画可

長寿命化計画（個別施設計画）

総合管理計画に基づき、個別施設計画毎の具体的な対応方針を定める計画 ※総合管理計画策定時は未策定。既策定類似計画可。

【参考1-4】本市の個別施設計画策定状況

28分類計画

計画名	策定年月
【公共施設】 21分類	
龍ヶ崎市旧北文間小学校個別施設計画	平成31年3月
龍ヶ崎市公営住宅等長寿命化計画	平成31年3月
龍ヶ崎市社会教育施設長寿命化計画	令和2年8月
龍ヶ崎市立小中学校施設長寿命化計画	令和2年8月
龍ヶ崎市農業公園豊作村長寿命化計画（個別施設計画）	令和3年2月
龍ヶ崎市スポーツ施設長寿命化計画（個別施設計画）	令和3年3月
龍ヶ崎市庁舎施設長寿命化計画（個別施設計画）	令和3年3月
龍ヶ崎市コミュニティ施設・教育センター長寿命化計画（個別施設計画）	令和3年3月
龍ヶ崎市保健衛生施設長寿命化計画（個別施設計画）	令和3年3月
龍ヶ崎市地域福祉会館・ふるさとふれあい公園長寿命化計画（個別施設計画）	令和3年3月
龍ヶ崎市障がい福祉施設長寿命化計画（個別施設計画）	令和3年3月
龍ヶ崎市高齢福祉施設長寿命化計画（個別施設計画）	令和3年3月
龍ヶ崎市児童福祉施設長寿命化計画（個別施設計画）	令和3年3月
龍ヶ崎市学童保育ルーム長寿命化計画（個別施設計画）	令和3年3月

計画名	策定年月
龍ヶ崎市行政系施設（出張所）長寿命化計画（個別施設計画）	令和3年3月
龍ヶ崎市営駐輪場・防犯施設長寿命化計画（個別施設計画）	令和3年3月
龍ヶ崎市営斎場長寿命化計画（個別施設計画）	令和3年3月
龍ヶ崎市まいん「健幸」サポートセンター長寿命化計画（個別施設計画）	令和3年3月
龍ヶ崎市農産物直売所長寿命化計画（個別施設計画）	未策定
龍ヶ崎市職業訓練校長寿命化計画（個別施設計画）	未策定
龍ヶ崎市学校給食センター長寿命化計画（個別施設計画）	未策定
【インフラ】 7分類	
龍ヶ崎市下水道長寿命化計画【第4処理区分（工業団地分区）】	平成25年3月
龍ヶ崎市下水道長寿命化計画（佐貫排水ポンプ場・地藏後中継ポンプ場）	平成28年3月
龍ヶ崎市都市公園長寿命化計画	平成30年3月
龍ヶ崎市橋りょう長寿命化修繕計画	平成30年3月
龍ヶ崎市舗装維持修繕計画 個別施設計画（舗装）	令和2年3月
龍ヶ崎市橋りょう（15m以下橋）長寿命化修繕計画	令和2年7月
龍ヶ崎市農業集落排水処理施設長寿命化計画（仮称）	未策定

2 総合管理計画策定・見直しに係る国からの要請（助言）

1 策定時

- 「**公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について**」（平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）
 - ⇒ **総合管理計画策定を要請**
※ 国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定に取り組むよう依頼
- 「**公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について**」（平成26年4月22日付総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知）
 - ⇒ **本指針や「インフラ長寿命化基本計画」を参考に総合管理計画を策定するよう助言**
- 「**国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について**」（平成26年8月29日付総財第149号総務省自治財政局財務調査課長通知）
 - ⇒ 総合管理計画策定に当たり、**国と連携した国公有財産の最適利用について検討するよう助言**
- 「**【抜粋】地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について**」（平成27年8月28日付）総行経第29号総務大臣通知）
 - ⇒ **総合管理計画策定促進、統一的な基準による地方公会計の整備促進（平成29年度まで）、官民連携（PPP/PFI）の積極的な活用等に努めるよう助言**

2 策定後の見直し・充実

- 「**公共施設マネジメントの一層の推進について**」（平成28年11月7日付総財務第167号総務省自治財政局財務調査課長通知）
 - ⇒ 策定された**総合管理計画や固定資産台帳を基に、総合管理計画及び個別施設計画に基づく施設の点検・診断や集約化・複合化等の取組を着実に実施する**とともに、実施した取組の結果等を踏まえ、**計画の不断の見直しを行い一層の充実を図るよう助言**
 - ⇒ **固定資産台帳による資産情報の公表と資産の有効活用を図るよう助言**
- 「**公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について**」（平成30年2月27日付総財務第28号総務省自治財政局財務調査課長通知）
 - ⇒ 策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、**計画の不断の見直しを実施し、充実させていくための指針の改定**
- 「**公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について**」（平成30年2月27日付事務連絡総務省自治財政局調整課・地方債課・財務調査課）
 - ⇒ 改訂指針に基づき、総合管理計画の推進のための取組を実施するに当たっての**留意事項**
- 「**公共施設等の適正管理の更なる推進について**」（平成30年4月25日付事務連絡総務省自治財政局財務調査課）
 - ⇒ **上記留意事項の変更・追加**
- 「**令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について**」（令和3年1月26日付総財務第6号総務省自治財政局財務調査課長通知）
 - ⇒ 「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」（令和元年6月21日閣議決定）等も踏まえつつ、**令和3年度中に個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを行うことが重要**。総合管理計画の見直しに際し、**計画への記載事項の考え方等について、改めて周知**

【参考2-1】公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要（平成30年2月）

各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂（平成30年2月）。

総合管理計画の推進体制等について

1 全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましい。

(例)

- 公共施設等の情報の管理・集約
- 個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約
- 部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設

2 PDCAサイクルの確立（改定前：フォローアップの実施方針）

総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましい。

また、PDCAサイクルの期間や手法などについても記載することが望ましい。

※「必要に応じ改訂する旨記載」⇒「評価結果に基づき改訂する旨記載」

総合管理計画の充実について

3 総合管理計画の不断の見直し・充実

総合管理計画の策定後も、計画の改訂や個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である。

4 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましい。
※これらの経費については、充当可能な地方債・基金等の財源の見込みについても記載することが望ましい。

- 期間：30年程度以上
- 会計区分：普通会計及び公営事業会計
- 建物区分：建築物及びインフラ施設
- 経費区分：維持管理・修繕、改修及び更新等

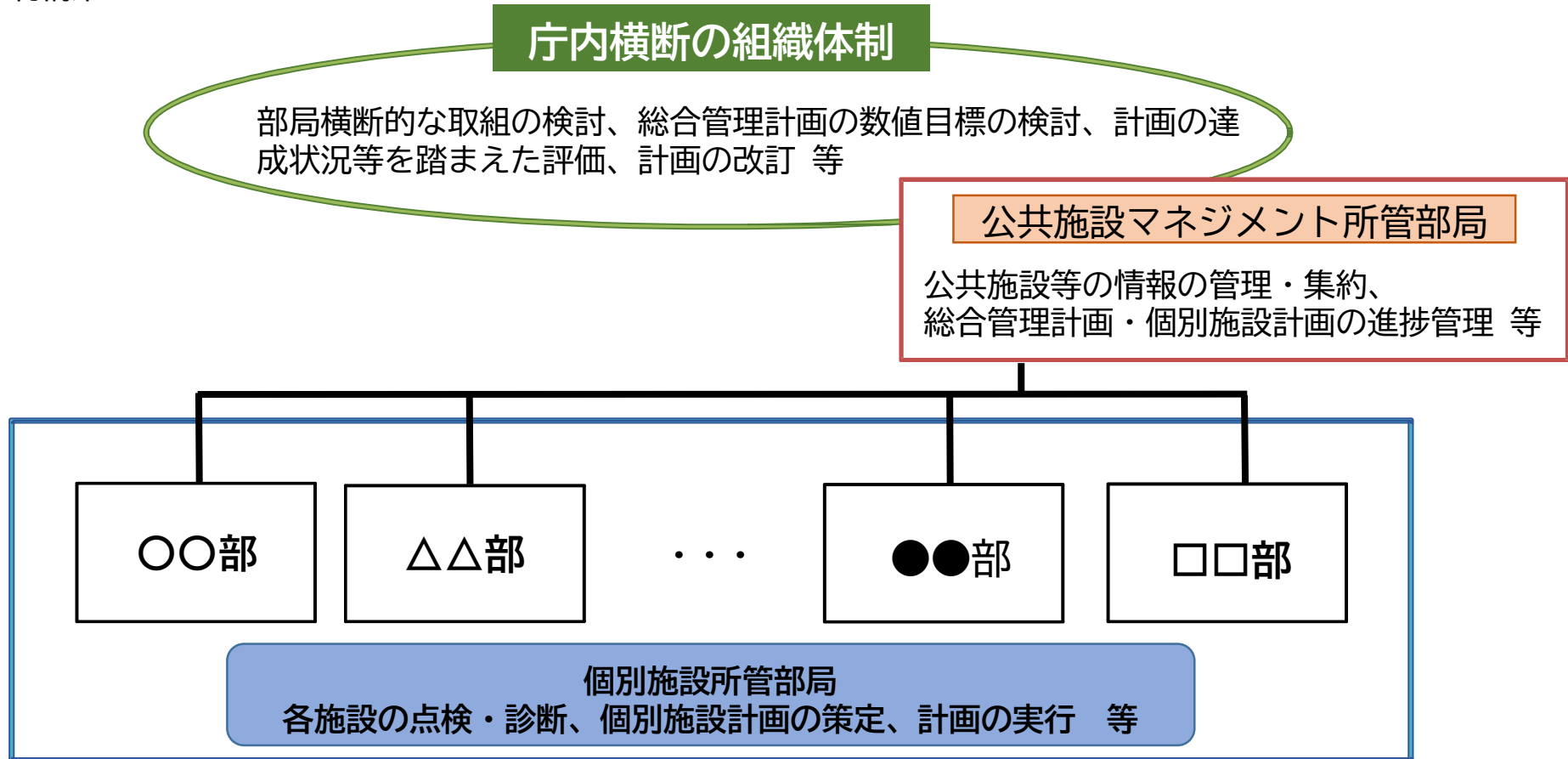
5 ユニバーサルデザイン化の推進方針

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載すること。

【参考2-1-①】総合管理計画の推進体制等

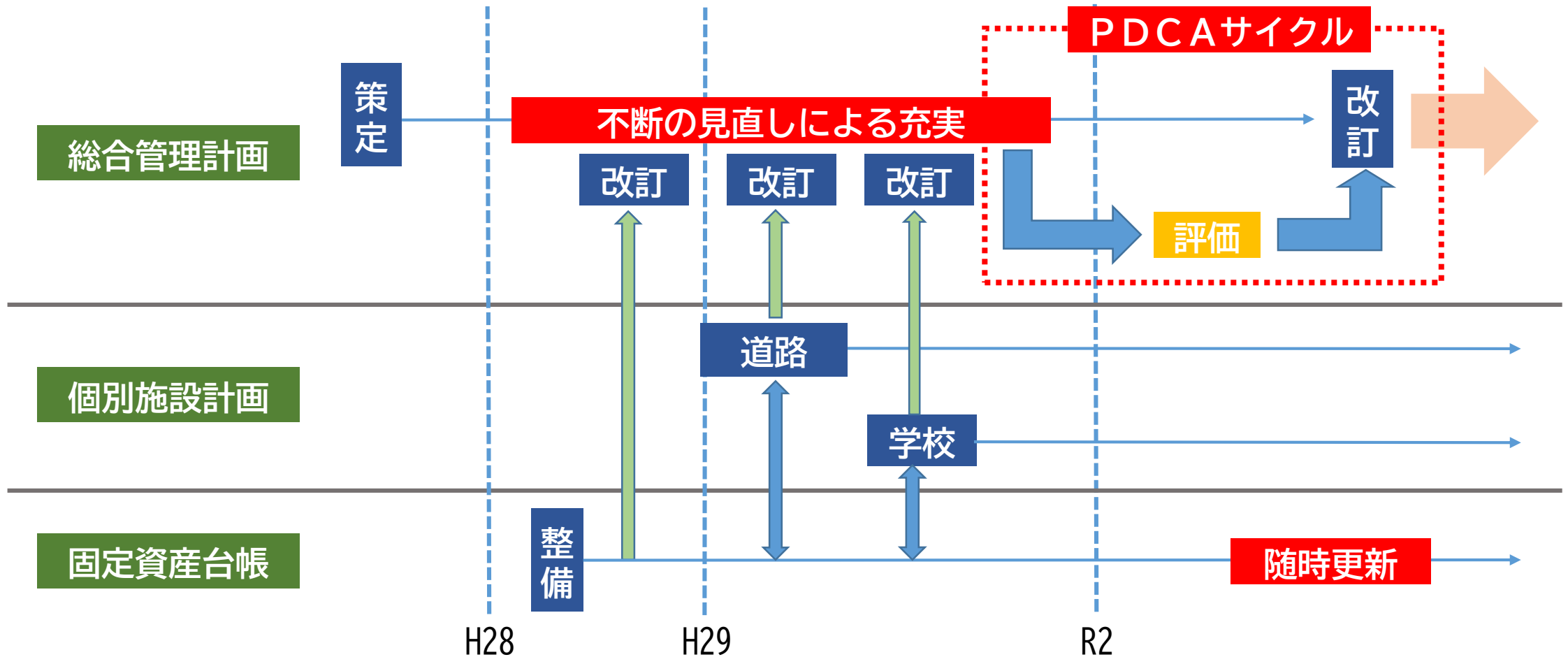
- 総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むこと。
- 具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けることなどが想定される。

<全庁的な体制構築のイメージ>



【参考2-1-②】総合管理計画の見直し・改訂

- 総合管理計画については、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくこと。
- 総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。



【参考2-2】令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項（令和3年1月）

1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

2 計画の見直しに当たって記載すべき事項

※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

1 必須事項

① 基本的事項

- ・計画策定年度及び改訂年度 ・計画期間 ・施設保有量 ・現状や課題に関する基本認識 ・過去に行った対策の実績
- ・施設保有量の推移 ・有形固定資産減価償却率の推移

② 維持管理・更新等に係る経費（総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえて精緻化を図ること）

- ・現在の維持管理経費 ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
 - ・対策の効果額
- ※見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等）に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項

- ① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ② 施設類型（道路、学校、病院等）ごとの管理に関する基本的な方針
- ③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方
- ④ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

3 団体の状況に応じて記載する事項

- ① 広域連携の取組
- ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

3 財政措置

令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費（専門家の招聘に要する経費（旅費、報償費等）、計画の見直しに要する経費（委託料、印刷費等））について、特別交付税措置を講じることとしたこと（措置率0.5）。

3 国からの要請（助言）を踏まえた記載事項の整理

1 必須事項

(1) 基本的事項

ア 計画策定年度及び改訂年度 記載済

公共施設等総合管理計画策定年度及び改訂年度を記載する。

イ 計画期間 記載済

計画期間を記載する。

ウ 施設保有量 記載済

公共施設等総合管理計画本文に記載されている区分に応じて記載する。

※ 公営企業を含む。本市は、令和2年4月から「公共下水道事業」、「農業集落排水」が地方公営企業法適用事業となっている。
例) 公共施設及びインフラ（道路、橋梁、公園等）

エ 現状や課題に関する基本認識 記載済

- ◆ 充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか
- ◆ 総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるか など

オ 過去に行った対策の実績 新規

公共施設等総合管理計画に基づき、過去に行った公共施設マネジメントに係る具体的な取組を実施年度とともに記載する。

カ 施設保有量の推移 新規

公共施設等総合管理計画本文に記載されている区分に応じた保有量の推移を記載する。

3 国からの要請（助言）を踏まえた記載事項の整理

1 必須事項

キ 有形固定資産減価償却率の推移

新規

平成31年2月22日付け「平成29年度財政状況資料集の作成等について」（公会計指標分析・財政指標組み合わせ分析表）に基づき公表している数値の推移を記載する。

【有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）とは】

有形固定資産について、一定の耐用年数により減価償却を行った結果として、資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができる指標で、100%に近いほど、老朽化の程度が高いことになる。

(2) 維持管理・更新等に係る経費

ア 現在の維持管理経費

記載済

現在要している経費を記載する。

※ 直近の単年度、複数年度の年平均どちらでも可

【(2)ア～Iに反映する内容】

- 個別施設計画の内容を反映
- 期間：30年程度以上
- 会計区分：普通会計及び公営事業会計
- 建物区分：建築物及びインフラ施設
- 経費区分：維持管理・修繕、改修及び更新等

イ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

記載済

施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みを記載する。

※ 単純更新とは、長寿命化改修等を行わず、右図の代表値で更新すること。

ウ 長寿命化対策を反映した場合の見込み

記載済

※総量30%削減した場合

長寿命化、集約化、複合化等の対策を反映した見込みを記載する。

※ 長寿命化とは、長寿命化改修等を行い、右図の範囲右側下線の年数まで維持し更新すること。

【施設の耐用年数と目標使用年数】 例) RC造の建物の場合
耐用年数：60年、目標使用年数：80年

構 造 用 途	RC造、SRC造		S造			CB造 れんが造	W造	
	高品質 の場合	普通の品質 の場合	重量S造		軽量S造			
			高品質 の場合	普通の品質 の場合				
学校 官庁 住宅 事務所 病院	代表値	100年	60年	100年	60年	40年	60年	40年
	範囲	80～120年	50～80年	80～120年	50～80年	30～50年	50～80年	30～50年
	下限値	80年	50年	80年	50年	30年	50年	30年

3 国からの要請（助言）を踏まえた記載事項の整理

1 必須事項

工 対策の効果額

記載済

前ページ「イ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み」と「ウ 長寿命化対策を反映した場合の見込み」の差し引きにより、計画期間内に削減可能な経費の見込みを記載する。

(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

ア 公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン等に係る方針）

記載済

(ア)点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

(イ)維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等の実施方針（予防保全型維持管理の考え方を取り入れる、トータルコストの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新の方針については、「(キ)統合や廃止の推進方針」との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

【予防保全型維持管理とは】

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）

【トータルコストとは】

中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

3 国からの要請（助言）を踏まえた記載事項の整理

1 必須事項

(ウ)安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

(I)耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

(オ)長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進方針について記載すること。

【ユニバーサルデザインの街づくりの考え方】

身体障害（聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等）、知的障害、精神障害（発達障害を含む）等様々な障害のある人（身体障害者補助犬を同伴した人を含む）も移動しやすく生活しやすいユニバーサルデザインの街づくり

- ・ 街なかの段差の解消
- ・ 狭い通路の解消
- ・ バリアフリー化された駐車場の確保
- ・ トイレの利用環境改善
- ・ わかりにくい案内表示等の見直し

3 国からの要請（助言）を踏まえた記載事項の整理

1 必須事項

(キ)統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

(ク)総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

イ 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

記載済

◆ 全庁的な取組体制の構築

公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されるよう、全庁的な取組体制を記載すること。次の内容等を示すことが望ましい。

- ・ 情報の洗い出しの段階から、具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めること。
- ・ 部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けることなどが想定されること。

◆ PDCAサイクルの推進方針

公共施設等総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、評価の結果に基づき計画を改定する旨記載（※新規）すること。PDCAサイクルの期間や手法などについても記載することが望ましい。

3 国からの要請（助言）を踏まえた記載事項の整理

2 記載が望ましい事項

(1) 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標

記載済

「公共施設の数」、「延床面積等に関する目標」、「トータルコストの縮減」、「平準化」などに関する目標を記載することが望ましい。

※ 本市では、「延床面積等に関する目標」を採用し、計画策定当初の面積から**総量30%削減を目標**としている。

(2) 施設類型（道路、学校、病院等）ごとの管理に関する方針

記載済

「1 必須事項」の「(3)公共施設等の管理に関する基本的な考え方」アで示した考え方から、施設分類ごとの管理に関する方針を記載することが望ましい。

(3) 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方

記載済

地方公会計（固定資産台帳）をどのように活用するかを記載することが望ましい。

(4) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

記載済

保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針について記載することが望ましい。

3 団体の状況に応じて記載する事項

(1) 広域連携の取組

記載済

広域連携に関する取組を記載することが望ましい。

※ 市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、広域的視野をもって計画を検討することが望ましい。

(2) 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

記載済

都市計画等各種計画との連携や国等が管理する施設との連携についての考え方を記載することが望ましい。

3 国からの要請（助言）を踏まえた記載事項の整理

4 その他留意事項

- 当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましい。
- 公共施設等で提供しているサービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるかなど、公共施設等とサービスの関係について十分留意すること。
- 計画策定後も不断の見直しを行い充実させていくこと。
- 官民連携（PPP/PFI）の積極的な活用を検討することが望ましい。また、公共施設等の情報を公開することにより、民間活力の活用につながることを予想されるため、情報公開に努めること。

4 記載事項を踏まえた計画の構成

現計画の構成

1 背景と計画

1.1 計画

- ◆目的
- ◆位置づけ
- ◆計画期間
- ◆対象施設

1.2 背景

- ◆公共施設等の更新問題

1.3 国の動向

- ◆インフラ長寿命化計画
- ◆公共施設等総合管理計画

1.4 これまでの取組

- ◆これまでの取組
- ◆龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針
- ◆第1期行動計画

2 本市の現状と課題

2.1 人口と財政

- ◆人口動向
- ◆財政状況

2.2 市民ニーズ

2.3 公共施設等の現状と課題

- ◆公共施設の現状
- ◆公共施設等の問題点

3 公共施設等のマネジメント

3.1 基本方針のコンセプト

3.2 マネジメントの基本方針

- ◆公共施設の管理に関する基本方針
- ◆インフラの管理に関する基本方針

3.3 マネジメントの実施方針

- ◆公共施設の管理に関する実施方針
- ◆インフラの管理に関する実施方針

3.4 マネジメントの実行

- ◆マネジメントの実施体制
- ◆行動計画の策定
- ◆計画的・効率的な維持管理

4 施設分類別の基本方針

4.1 公共施設の基本方針

4.2 インフラの基本方針

4.3 公共施設の位置図

現計画の構成を基本に、「計画概要」、「これまでの取組内容・実績」、「本市の現状や課題の整理（取り巻く環境、人口、財政、維持管理経費等の見込み）」、「課題解決のための取組方針」など、**記載項目の追加**や**記載内容の充実に努め、具体的かつわかりやすい計画を目指して見直し**を行う。

5 計画体系の見直し

1 現計画の体系

龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画

施設分類別編

総合管理計画第4章「施設分類別の基本方針」を基に、次の項目を掲載

- 施設概要（建築年度、改修状況等）
- 施設の現状（老朽化、利用・運用状況等）
- 基本方針への考え方（総量の削減、既存施設の有効活用、効果的・効率的な管理運営）

公共施設等白書

総合管理計画策定時の調査報告書のような位置付け。次の項目を掲載

- 市の現状（地勢、歴史、産業等）
- 公共施設等の現状と将来見通し（財源不足、将来推計、施設評価指標、公共施設配置の考え方等）

【付録】

- **施設カルテ（施設概要等）**

※ 3年に1度更新

5 計画体系の見直し

2 体系の整理

「施設分類別編」及び「公共施設等白書」は、「総合管理計画」や「施設カルテ」に掲載している内容と重複している項目も多く、また、「総合管理計画」に記載されていない考え方が記載されているなど、情報が分散していることから、**「総合管理計画」と「施設カルテ」に統合して整理する。**

龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画

- 基本方針への考え方（総量の削減、既存施設の有効活用、効果的・効率的な管理運営）
- 公共施設等の現状と将来見通し（財源不足、将来推計、施設評価指標、公共施設配置の考え方等）

施設カルテ

- 施設概要（建築年度、改修状況等）
- 施設の現状（老朽化、利用・運用状況等）
- 施設カルテ（施設概要等）

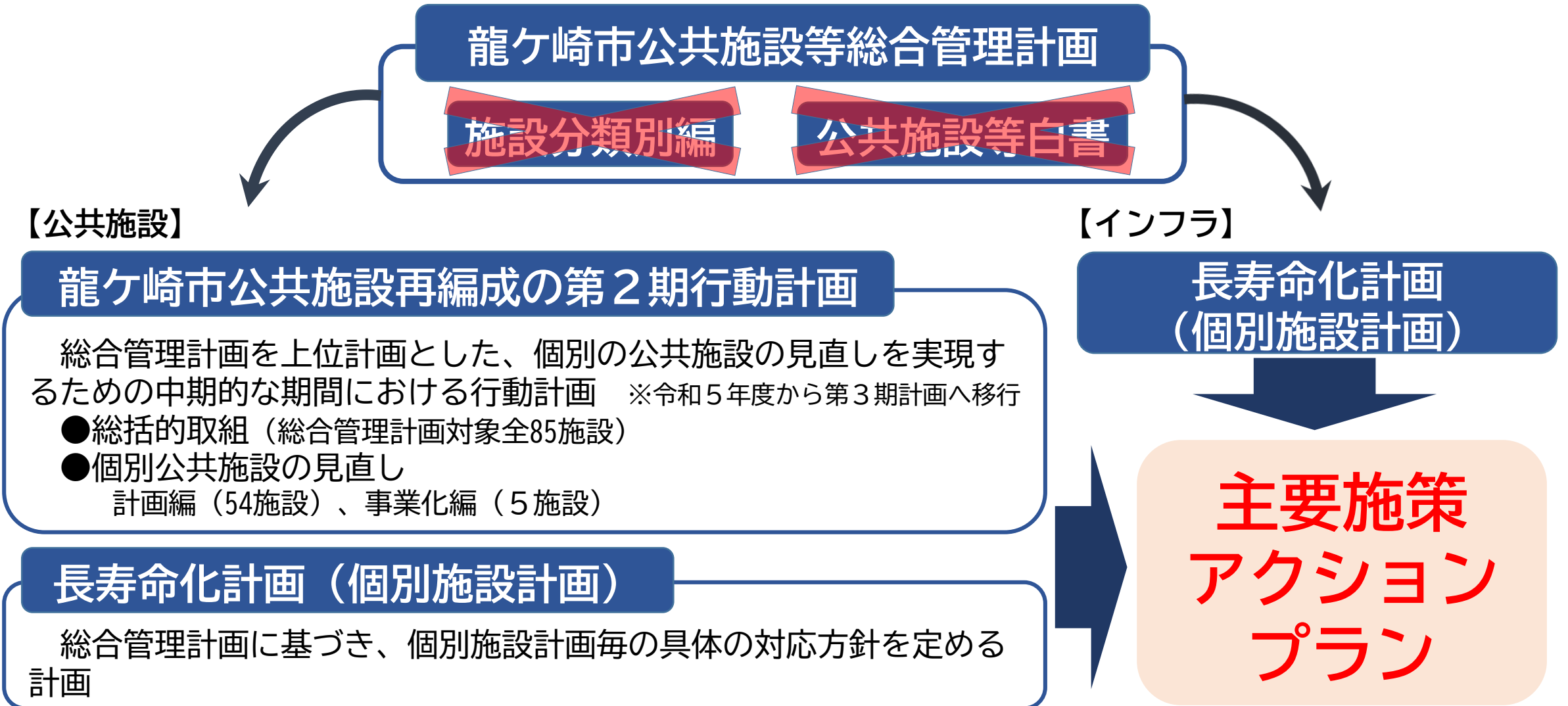
~~施設分類別編~~

~~公共施設等白書~~

- 市の現状（地勢、歴史、産業等）

5 計画体系の見直し

3 見直し後の体系



6 計画見直し体制・スケジュール

1 計画見直し体制

(1) 庁内体制

ア 庁議

イ 公共施設等マネジメント戦略会議

公共施設等の全体最適化と財政運営の両立を目指した公共施設等の再編成その他ファシリティマネジメントの推進を図るため設置している内部会議

- ◆ 構成委員は、各部等の副部長及び会長が必要と認める者 12名

ウ 関係課ヒアリング

(2) 市民参画

ア 公共施設等マネジメント推進委員会

戦略会議と同様に、公共施設等の全体最適化と財政運営の両立を目指した公共施設等の再編成その他ファシリティマネジメントの推進を図るため設置している、外部組織による専門的な視点や市民の視点から調査審議する審議会

- ◆ 関係団体の代表者又はその指名する者 4名、学識経験者 4名、公募の市民 4名、計12名

イ 市民アンケートの実施

令和4年度に「公共施設の再編成に係る市民アンケート」を実施し、その結果をグラフ等使用して掲載する。

【対象者】

本市居住の満18歳以上2,000名を無作為抽出し、アンケートを郵送して返信をもらう形で実施する。

6 計画見直し体制・スケジュール

1 計画見直し体制

ウ シンポジウム開催

令和4年度に「公共施設の再編成に係るシンポジウム」を開催する。

【対象者】

市内の小・中・高・大学生を招待し、そのほか一般からも募集する方向で検討している。

エ パブリックコメントの実施

令和4年度12月から1月の実施を想定している。

オ その他

市公式ホームページ等による情報発信・意見聴取を行う。

6 計画見直し体制・スケジュール

2 スケジュール

作業内容										令和4年度											
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
【計画策定】																					
1 国指針等による計画記載事項整理	■																				
2 現行計画の検証、課題整理	■																				
3 白書等関連資料との関係性整理		■																			
4 計画の見直し骨子(案)作成		■作成		■再整理	★決定																
5 計画の見直し(案)作成			■作成													■再整理	★決定			■再整理	★決裁
【市民参画】																					
1 公共施設等マネジメント推進委員会				■資料準備 ●骨子案(11/20前後)				●計画見直し状況報告								●計画見直し状況報告			●計画見直し(案)		●パブリックコメント報告
2 市民等意識調査(市民アンケート)										■準備 ●実施		■集計									
3 シンポジウム										■準備 ●実施											
4 パブリックコメント																		■準備	■実施		
【庁内検討】																					
1 公共施設等マネジメント戦略会議			■資料準備 ●骨子案					●計画見直し状況報告								●計画見直し状況報告			●計画見直し(案)		●パブリックコメント報告
2 庁議			■資料準備 ●骨子案(11/1定例)					●計画見直し状況報告(1/26臨時)								●計画見直し状況報告(上旬定例)			●計画見直し(案)(上旬定例)		●パブリックコメント報告(上旬定例)
【議会】																					
				■資料準備 ●全協															■資料準備 ●全協(パブリックコメント前)		

公共施設等マネジメント推進委員会 付議事項概要書

No. 3

件名	旧城南中学校の跡地活用の進め方について	
区分	1 公共施設等総合管理計画の策定等 2 上記1に基づく取組推進等 i 個別施設計画の策定 ii 公共施設の新設 iii 公共施設の用途廃止・変更 iv 公共施設の管理運営方法 v 進行管理 3 市有財産の取得, 財産の借受 4 市有財産の売却・貸付 5 その他	
協議の論点	(協議すべきポイントを簡潔に記載すること) 令和4年2月の庁議で決定した本市の方針に基づき実施してきた、これまでの取組みを情報共有するとともに、今後の進め方について意見をいただく。 【主なポイント】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流通経済大学との協議経過報告 ・ 跡地活用の手法検討 ・ 売却等のスケジュール ・ 現在の取組み 	
協議事項の具体的内容	(現状・課題, これまでの協議経過, 今後の予定, 他自治体の状況等) ※具体的な内容については, 添付資料により説明します。	
添付資料	【資料3】旧城南中学校の跡地活用の進め方について	
部課等名	市長公室 企画課 再生戦略グループ	

情報公開の区分 (該当事項を○で囲む, 又は適宜記入すること。)

公開 部分公開 非公開	非公開 (部分公開を含む。)とする理由	龍ヶ崎市情報公開条例第9条第2号及び5号該当個人情報、意思決定過程情報
	公開が可能となる時期 (可能な範囲で記入)	

旧城南中学校の跡地活用の進め方について

1 施設概要

【所在地】龍ヶ崎市 1736 番地

【敷地面積】28,924.16 m² (学校用地外 26 筆)

【建物】延床面積計 9,848.39 m²

棟名	建築年度	延床面積(m ²)	構造	階層
校舎	平成4(1992)年 (築30年)	6,734.01	鉄筋コンクリート(RC)	地上3階
屋内運動場	平成8(1996)年 (築26年)	2,989.38	鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)	地上3階
プール付属棟	平成6(1994)年 (築28年)	125.00	鉄筋コンクリート(RC)	地上1階

※ 駐輪場は、平成9(1997)年建築、鉄骨(S)、262.08 m²

2 跡地活用の方向性

令和4年2月の庁議で決定した本市の考え方(資料の一部抜粋)

これまでの調査・検討の過程から、民間事業者による住宅用地としての活用及び流通経済大学等による施設の活用の2案が現実的な選択肢として挙げられる。

いずれの案も跡地活用方針に合致するものであり、今後はこの2つの案をベースに、総量削減(土地建物を含めた譲渡・売却)を念頭に、市民ニーズを踏まえた政策的視点や跡地利用の確実性を加味しながら、早急に検討を進める。

その中で、まずは、市との連携事業の実績がある流通経済大学等とスポーツを活用した健康長寿社会づくり等での具体的な活用方策や同大学による土地建物取得の可能性等について協議を行い、今後の方針決定の判断材料とする。

3 流通経済大学との協議結果

令和4年5月27日、流通経済大学 XXXXXXXXXX と跡地活用に関する意見交換を実施。

<市からの伝達事項>

- ・市街化区域であり、活用の可能性が高い立地である。そのため、売却を基本に、貸付の場合には、相応の価格を設定したいと考えている。
- ・市民の利便性や健康づくり、課題となっている人口減少や商店街の活性化等、「まちづくりの視点」で地域の活性化につながることを期待している。
- ・跡地活用には、市民の理解(納得性)に配慮する必要がある。
- ・事業者の決定手法は、公募型プロポーザル方式により公平・公正に行う。予定としては、令和5年度上半期に候補者の決定を行う意向である。

【参考価格】

◆想定される売却額 土地 15,000 円/㎡と仮定すると、4 億 3,500 万円
建物 2 億円～6 億円

◆想定される貸付額 土地 1,740 万円 (年額)
建物 3,080 万円 (年額)

※貸付額は、「行政財産使用料徴収条例」別表 1 に基づく式で算出

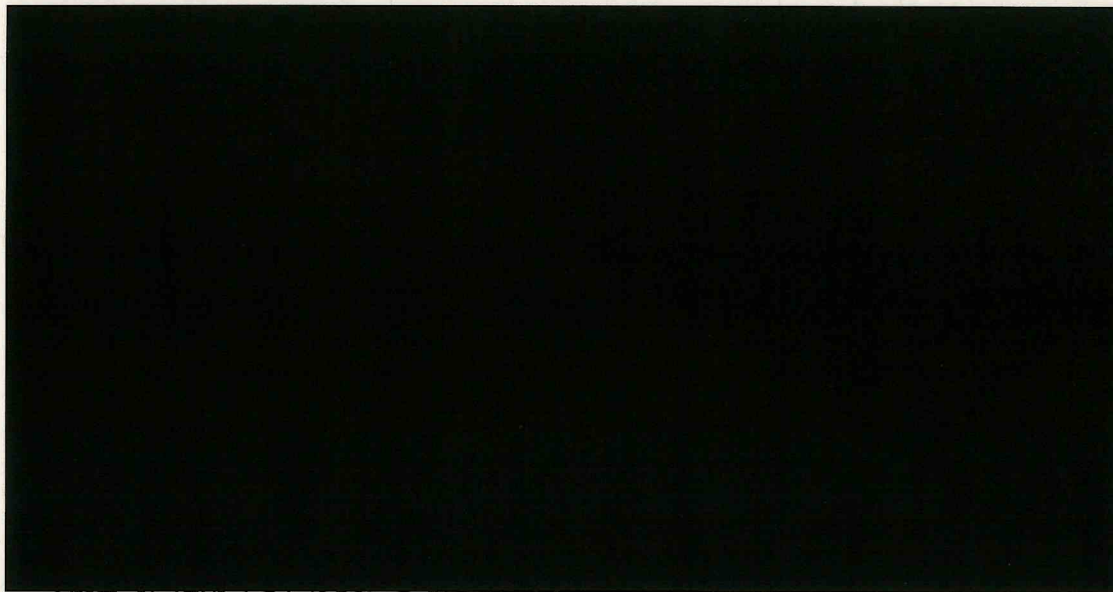
【維持管理コスト】

- ・警備やその他保守点検等維持管理費用は年間 470 万円程度。
- ・RC 造の建築物の標準耐用年数は 60 年とされており、この場合、目安として半分の 30 年で大規模改修を行うことになるが、城南中学校は統合が予定されていたことから実施されていない。

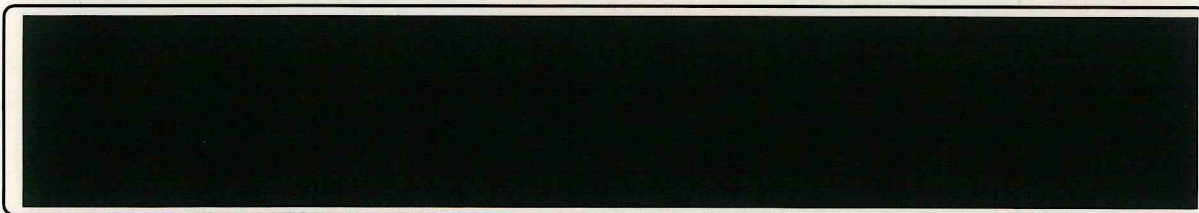
◎㎡当たり、改築 330 千円、長寿命化 198 千円、大規模 71 千円

◎学校長寿命化計画で示した改修見込額は、管理・普通教室棟 2.81 億円、特別教室棟 1.78 億円、屋内運動場 1.88 億円の計 6.47 億円となっている。

<流通経済大学からの意見>



【活用イメージ】



⇒流通経済大学で具体的な活用案を作成次第、再度協議することとなった。

4 今後のスケジュール

年月	内容
7月～8月	流通経済大学との跡地活用案協議
7月～8月	公募要項（案）作成
9月上旬	土地境界確定・地目変更、不動産鑑定評価 成果受領
9月上旬～下旬	庁内会議、公告準備
10月上旬	募集公告
10月～12月	プロポーザル期間
12月下旬	最優秀提案者決定
1月～2月	協定書締結・地域説明会開催・仮契約締結
3月	市議会による議決（本契約）

5 現在の取組み

- ・旧城南中学校用地境界確定業務委託（R4.6.3～R4.8.31）
- ・旧城南中学校不動産鑑定評価業務委託（R4.7.6～R4.9.30）
- ・公募要項・様式・審査基準等作成 ※企画課作業

公共施設等マネジメント推進委員会 付議事項概要書

No. 4

件名	公共施設等の包括管理について
区分	1 公共施設等総合管理計画の策定等 2 上記1に基づく取組推進等 i 個別施設計画の策定 ii 公共施設の新設 iii 公共施設の用途廃止・変更 iv 公共施設の管理運営方法 v 進行管理 3 市有財産の取得, 財産の借受 4 市有財産の売却・貸付 5 その他
協議の論点	(協議すべきポイントを簡潔に記載すること) 公共施設の維持管理業務の方法として「包括管理業務委託」という手法があることを庁内で共有し、その有効性及び妥当性について協議する。
協議事項の具体的内容	(現状・課題, これまでの協議経過, 今後の予定, 他自治体の状況等) 「包括管理業務委託」の導入により業務品質の向上や事務効率化は期待できるが、コスト削減効果については不透明な部分がある。 そのため、「包括管理業務委託」の導入に当たって具体的な検討を行い、「包括管理業務委託」導入の妥当性を評価する。
添付資料	【資料4】公共施設等の包括管理委託について
部課等名	市長公室 企画課 再生戦略グループ

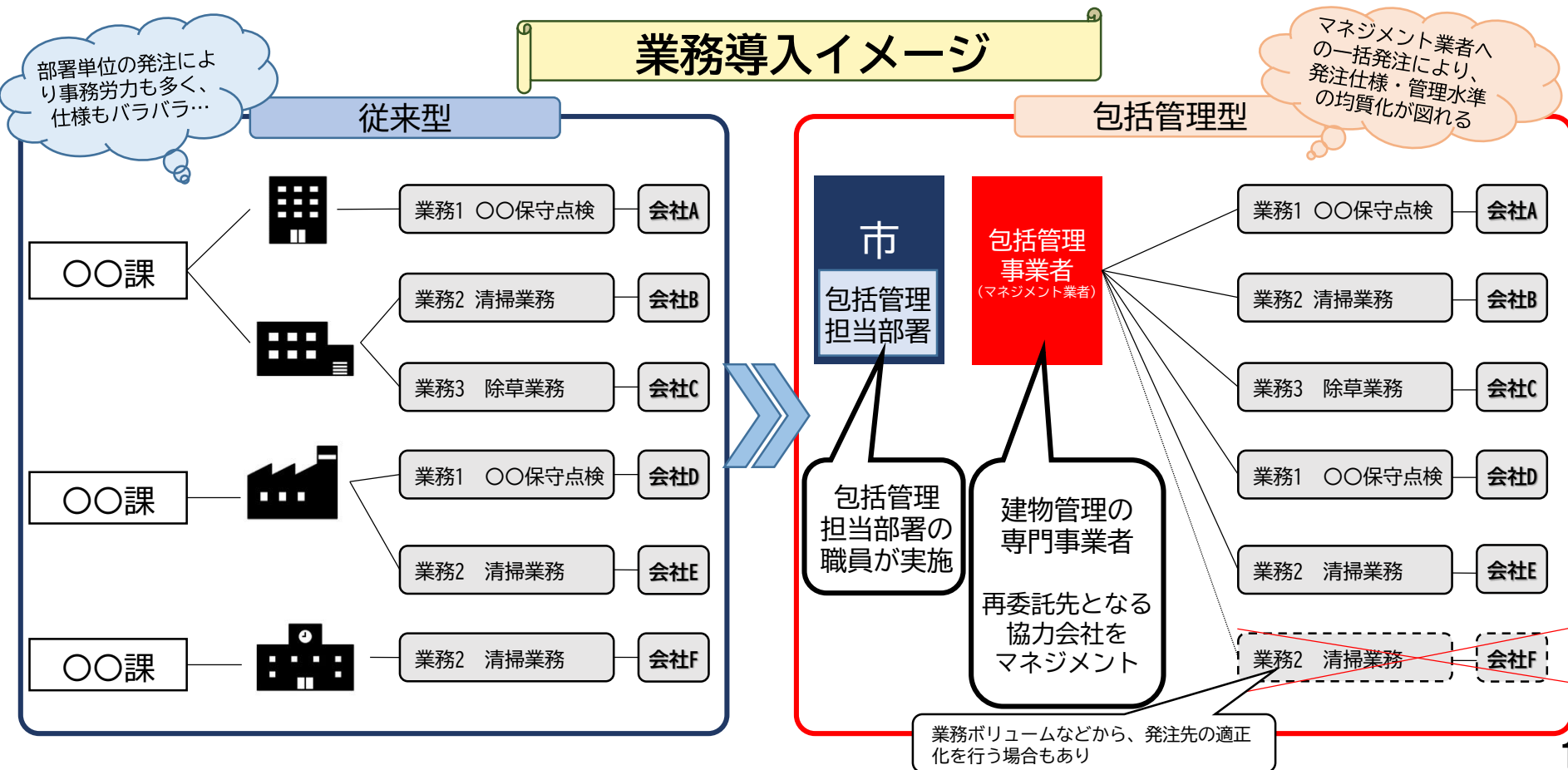
情報公開の区分 (該当事項を○で囲む, 又は適宜記入すること。)

公開 部分公開 非公開	非公開 (部分公開を含む) とする理由	龍ヶ崎市情報公開条例第9条第 号該当
	公開が可能となる時期 (可能な範囲で記入)	

1. 公共施設等包括管理業務委託とは？

複数施設の維持管理業務をまとめて委託すること

- 施設所管所属ごとに発注していた業務をまとめて委託することで事務の効率化が図れる。
- 施設維持管理の情報を一元的に管理することで、管理水準の均質化が図れる



2. 導入による施設管理部署の課題解決

民間事業者へ施設管理業務を委託することで、

職員は他業務（本来業務）に集中することができる。

利用者からの苦情や
施設からの修繕依頼等への対応

- ・ 日々、施設から大量に入る電話への対応
- ・ 建物や設備の故障、利用者要望対応



修繕の仕様書作成・契約事務、
査定の適正化・効率化



- ・ 技術的な知識や経験が不足しており、修繕内容の精査が困難。また、見積りに手間がかかる。
- ・ 建築担当部署への技術支援を依頼するにしても、緊急性や優先度の判断ができない。

軽微な修繕等への対応の効率化



- ・ 照明交換など軽微な作業も施設から修繕依頼が入ってくる。
⇒現場確認の上、直接職員が対応したり、業者に発注して対応
しかし…
軽微な作業は業者の利益が出にくく、断られたり経費が割高になるケースが多い。

公共施設等包括管理業務委託について

3. 他自治体の導入実績

開始年度	自治体名（契約期間）
～H28	千葉県我孫子市（3年間）、千葉県流山市
H29	広島県廿日市市（3年間）、大阪府箕面市（H29.10～）
H30	兵庫県明石市（1年間×5回予定）、千葉県佐倉市（3年間）、東京都東村山市
R1	茨城県筑西市、東京都大和市（5年間）、千葉県八千代市（5年間）、静岡県湖西市（5年間）、兵庫県芦屋市（1年間×5回予定）
R2	群馬県沼田市（5年間）、茨城県常総市（5年間）、茨城県古河市（5年間）
R3	千葉県臼井市（5年間）、静岡県島田市（5年間）、岩手県北上市（5年間）、埼玉県鴻巣市（5年間）、兵庫県高砂市（5年間）、大阪府豊中市（5年間）
R4以降 （公募中・サウン ディング実施含む）	兵庫県神戸市、大阪府大阪市、熊本県熊本市、長野県長野市、鳥取県鳥取市、栃木県鹿沼市、神奈川県座間市、静岡県富士市、滋賀県草津市、静岡県伊豆市、大阪府吹田市、兵庫県豊岡市 など

※特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会 調べ

公共施設等包括管理業務委託について

4. 導入効果（メリット・デメリット）

メリット	効果
①人員（職員）削減 ②時間削減 ③委託費用等の適正化	コスト（職員人件費）削減 余剰人員を他業務に転換し、行政サービスを向上
業務水準の均質化 ・設備などの損傷状態が同じであっても部署により対応が異なるため、優先基準や修繕内容の統一化が図れる。	施設管理の品質向上
施設管理の課題解決	施設からの連絡対応作業を軽減 修繕の仕様書作成・査定作業などの軽減 軽微な修繕等の作業を軽減
契約事務・管理業務の一元化	業務の一元化による職員（マネジメント部署）の専門性向上 毎年実施している契約事務の省略 事務処理の迅速化、効率化
施設情報の一元化	不具合情報の早期対応による施設管理の適正化 優先順位を考慮した計画的な修繕への活用 将来的な公共施設再編に向けてのデータ蓄積

デメリット	効果
統括管理業務費用（マネジメント委託費）が必要となり、試算によってはコスト増となる可能性がある。	—
施設管理に関する業務経験機会の減少	施設管理業務の経験を有する職員が減少する
業務の集中による権限と責任の拡大	包括管理担当部署における事故発生時の責任リスクが拡大

公共施設等包括管理業務委託について

5. 導入に向けての課題整理

課題	解決方法	他自治体における課題
職員の意識改革と連携 検討段階から包括管理部署と施設管理者及び施設管理部署の密接な連携が不可欠	<ul style="list-style-type: none">・組織横断的な体制による導入検討（プロジェクトチーム）・きめ細やかな情報共有・施設特性に合わせた連携	導入検討課題において施設所管部署との連携が不十分であったため、導入後の運用に支障が生じた。
組織体制 <ul style="list-style-type: none">・包括管理担当部署の創設が必要・技術職員の配置が望ましい	<ul style="list-style-type: none">・施設管理業務に係る人員の再配置	

その他の課題

業 務

- ・対象施設及び対象業務選定
- ・庁内の役割分担整理・連携
- ・人事課との調整
- ・施設所管部署への影響度調査
- ・現時点の業務量調査
- ・導入時期（いつから？）
- ・現在の委託契約期間との整合
- ・業務種別ごとの実施体制整備
- ・施設情報の共有化
- ・緊急時や災害時の体制

発注作業

- ・市と事業者の役割分担整理
- ・要求仕様書・募集要項等の作成
- ・事業者選定方法の整理
- ・リスク分担の整理
- ・段階的導入（モニタリング）の検討

コスト

- ・包括管理業導入によるコストメリット試算
- ・予算科目の検討
- ・予算部署の整理
- ・債務負担行為の設定

その他

- ・市内事業者向けの説明会実施
- ・地場産業育成の視点

道路等包括管理事業について

1. 道路包括管理事業検討の課題と効果

I. インフラ管理の課題として

- ① 高度成長期整備→老朽化→更新時期
- ② 少子高齢化→作業員人口減+技術職員減少 ⇒ 職員負担の増加
- ③ 管理費用の増大→財政状況と安全なインフラ維持→「インフラマネジメント」の必要性
⇒国土交通省が道路包括事業導入に対して積極的に後押し

II. 道路等包括管理事業とは

民間事業者のノウハウ活用→道路・清掃・公園等の異なる業務を包括委託→事務の見直し・効率化

III. 事業の特徴

複数業務の一括発注・性能発注→事業者の自由裁量・ノウハウによる創意工夫

IV. 目指すべき効果として

受注者：①長期にわたる採算性の確保 ②創意工夫による利益増加
発注者：①市民サービスの向上 ②従来経費の削減 ③職員の負担軽減

2. 従来の発注方式との違い

従来の業務委託方式と異なり包括管理方式は、複数年間にかけて仕様発注or性能発注方式にて業務運営を委託する方式

発注方式		概要	契約の特徴		組織体制イメージ	
業務委託	仕様発注	<ul style="list-style-type: none"> 従来の市からの委託方式 	工事ごとに契約	市		
包括委託	性能発注	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な業務運営を定め、仕様発注方式にて一連の業務を民間企業にゆだねる方式 	複数年契約 ~5年程度になる傾向	市		

※1 SPC: Special Purpose Company の略称。特別目的会社



龍ヶ崎市情報公開条例第9条第3号

「法人等の不利益」

に該当するため、資料は非公開とさせていただきます。



龍ヶ崎市情報公開条例第9条第3号

「法人等の不利益」

に該当するため、資料は非公開とさせていただきます。



龍ヶ崎市情報公開条例第9条第3号

「法人等の不利益」

に該当するため、資料は非公開とさせていただきます。



龍ヶ崎市情報公開条例第9条第3号

「法人等の不利益」

に該当するため、資料は非公開とさせていただきます。

龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2 駐輪場の統合について

令和4年7月
市民生活部 生活安全課

龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場の統合について

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| 1. 龍ヶ崎市駅周辺駐輪場の利用状況調査 | P2～P5 |
| ○調査の趣旨 | |
| ○調査対象 | |
| ○調査対象施設規模・利用料金 | |
| ○調査対象施設の利用状況 | |
| 2. 市営駐輪場の現状 | P6～P7 |
| ○市営駐輪場の特徴 | |
| ○市営駐輪場の運営状況 | |
| ○市営駐輪場が抱える課題 | |
| 3. 市営駐輪場の施設再編 | P7～P10 |
| ○市営駐輪場の施設再編の検討 | |
| ○市営駐輪場統合時に生じる可能性のある問題点 | |
| ○市営駐輪場統合後の跡地利用 | |

1. 龍ヶ崎市駅周辺駐輪場の利用状況調査

○調査の趣旨

現在、龍ヶ崎市駅周辺には、東口に市営駐輪場を含めた9施設、西口に2施設の合計11施設が存在しており、JR 龍ヶ崎市駅の利用者(1日平均乗車人員 令和元年度:12,529人、令和2年度:8,625人)の減少に比例して、駐輪場利用者も減少している状況下で、東口に立地する市営の駐輪場3施設の存続の可否を含めた今後の運営方針を判断するための根拠とするため実施したものである。

○調査対象(施設の位置は資料1参照)

1)龍ヶ崎市駅東口

- ①龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場(市営)
- ②龍ヶ崎市佐貫中央第1駐輪場(市営)
- ③龍ヶ崎市佐貫中央第2駐輪場(市営)
- ④佐貫駅前サイクリングパーク
- ⑤ブリアン駐輪場
- ⑥JR 東日本駐輪場
- ⑦多意夢駐輪場
- ⑧龍ヶ崎市駅前駐輪場
- ⑨関東鉄道有料駐輪場

2)龍ヶ崎市駅西口

- ⑩田仲駐輪場
- ⑪佐貫駅前西口駐輪場

※以下、報告書内の施設名は上記施設名称の前方に記載されている番号のみの表記とする。

○調査対象施設規模・利用料金

龍ヶ崎市駅周辺には11の駐輪施設が存在し、2,616台の駐輪が可能となっている。うち、東口には9施設が在り、2,196台の駐輪が可能となっている。また、西口には2施設が在り、420台の駐輪が可能となっている。

利用料金については、各駐輪場独自の料金設定がなされており、1日単位での貸し出しや、月単位での貸し出し等多様にあることから一概に比較をすることが出来ないが、

また、利用料金の設定については、契約期間に関わらず、屋根の有無や駅までの距離で料金に差が生じており、屋根なし駐輪場の使用料が安価に設定されていると見受けられる。

1) 龍ヶ崎市駅東口

()内は内数

施設名	施設規模			利用料金(屋内)		利用料金(屋外)	
	屋内 (原付)	屋外 (原付)	合計 (原付)	1日 (原付)	1か月 (原付)	1日 (原付)	1か月 (原付)
①	481台	105台	586台	150円	2,040円 ～ 2,240円	150円	1,530円 ～ 1,730円
②	395台 (100台)	—	395台 (100台)	150円 (250円)	1,830円 ～ 2,040円 (3,060円)	—	—
③	443台 (30台)	—	443台 (30台)	150円 (250円)	1,830円 ～ 2,040円 (3,060円)	—	—
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
合計	1,851台 (327台)	345台 (5台)	2,196台 (332台)	—	—	—	—

※

※

※

2) 龍ヶ崎市駅西口

()内は内数

施設名	施設規模			利用料金(屋内)		利用料金(屋外)	
	屋内 (原付)	屋外 (原付)	合計 (原付)	1日 (原付)	1か月 (原付)	1日 (原付)	1か月 (原付)
⑩							
⑪							
合計	300台 (12台)	120台 (7台)	420台 (19台)	—	—	—	—

○調査対象施設の利用状況

令和2年11月及び令和3年11月に龍ヶ崎市駅周辺の駐輪施設の利用状況を確認するため現地調査を実施した。

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのリモートワーク等により JR 利用者の減少に比例して駐輪場利用者も減少していることが顕著に表れている。

また、市営駐輪場のみの利用者の推移ではあるが、過去6年間を比較しても年々減少傾向であり、令和2年度に利用者の落ち込みが顕著であることが見て取れる。

1)龍ヶ崎市駅東口

(利用者数:1日当たり, ()内は内数)

施設名	施設規模			利用者数(R2.11)		利用者数(R3.11)								
	屋内 (原付)	屋外 (原付)	合計 (原付)	台数	利用率	台数 (原付)	利用率 (原付)							
①	481台	105台	586台	529台	90.3%	428台	73.0%							
②	395台 (100台)	—	395台 (100台)	127台	32.2%	104台 (41台)	26.3% (41.0%)							
③	443台 (30台)	—	443台 (30台)	158台	35.7%	109台 (9台)	24.6% (30.0%)							
④														
⑤														
⑥														
⑦														
⑧														
⑨														
合計								1,851台 (327台)	345台 (5台)	2,196台 (332台)	1,108台	50.5%	1,062台 (108台)	48.4% (32.5%)

※令和2年11月については、原付自転車利用状況のデータが無いいため記載なし。

2) 龍ヶ崎市駅西口

(利用者数:1日当たり, ()内は内数)

施設名	施設規模			利用者数(R2.11)		利用者数(R3.11)	
	屋内 (原付)	屋外 (原付)	合計 (原付)	台数	利用率	台数 (原付)	利用率 (原付)
⑩							
⑪							
合計	300台 (12台)	120台 (7台)	420台 (19台)	155台	36.9%	170台 (5台)	40.5% (26.3%)

※令和2年11月については、原付自転車利用状況のデータが無いため記載なし。

3) 市営駐輪場年間利用状況

(1日当たり 自転車, 原付自転車利用者合算)

施設名		H27	H28	H29	H30	R元	R2
①	定期	486台	470台	486台	495台	476台	393台
	一時	59台	56台	56台	56台	51台	37台
	合計	545台	526台	542台	551台	527台	430台
	施設利用率	93%	90%	92%	94%	90%	73%
②	定期	147台	145台	136台	130台	120台	94台
	一時	7台	7台	6台	6台	6台	3台
	合計	154台	152台	142台	136台	126台	97台
	施設利用率	39%	38%	36%	34%	32%	25%
③	定期	232台	202台	178台	177台	153台	102台
	一時	8台	8台	8台	7台	7台	5台
	合計	240台	210台	186台	184台	160台	107台
	施設利用率	54%	47%	42%	41%	36%	24%
3施設合計	定期	865台	817台	800台	802台	749台	589台
	一時	74台	71台	70台	69台	64台	45台
	合計	939台	888台	870台	871台	813台	634台
	施設利用率	66%	62%	61%	61%	57%	45%

4) JR 龍ヶ崎市駅利用者の推移

1日平均の乗車人員数(JR 東日本ホームページ 各駅の乗車人員を基に作成)

施設名	H27	H28	H29	H30	R元	R2
定期利用	10,059人	9,795人	9,569人	9,371人	9,216人	6,725人
定期以外	3,400人	3,378人	3,426人	3,453人	3,312人	1,899人
合計	13,459人	13,173人	12,995人	12,824人	12,529人	8,625人

2. 市営駐輪場の現状

○市営駐輪場の特徴

市営駐輪場は龍ヶ崎市駅周辺環境整備を図り、道路交通の円滑化並びに自転車及び原付自転車を利用する者の利便性向上を図ることを目的に設置された施設であり、龍ヶ崎市駅東口に龍ヶ崎市駅東駐輪場、佐貫中央第1駐輪場、佐貫中央第2駐輪場の3施設が立地している。

1) 龍ヶ崎市駅東駐輪場

龍ヶ崎市駅東駐輪場は駅に隣接して設置された2階建ての駐輪施設であり、一時利用を含め586台の駐車が可能となっている。立地場所も市営駐輪場の中で最も駅に近い立地となっており、利用者の多くは市内に居住する方であるが、市外に居住者する方も全体利用者の3割程度利用している。近年では、市営駐輪場の総利用者数の7割以上の方に利用されている施設である。

これまでの利用実績等から駅東口周辺の駐輪場の中でも高い利用率を維持しており、今後も高い利用率を維持できるだけのポテンシャルを持った施設であると考えられる。ただし、構造上、原付自転車の駐車ができない。

管理施設に上下水道が整備されている。

2) 佐貫中央第1駐輪場

佐貫中央第1駐輪場は、龍ヶ崎市駅東口より徒歩3分の場所に立地する屋根付きの駐輪場で、一時利用を含め自転車287台、原付自転車108台の駐車が可能となっている。利用者の多くは施設より南部の馴染地区、川原代地区に居住する方が半数近くを占めており、次いで北部の北竜台ニュータウン地区に居住する方となっている。利用者数は年々減少傾向となっており、平成27年の6割程度となっている。

また、施設の前面道路が駅へ向かう動線となっているため、原付自転車が利用しやすく、原付自転車の収容可能台数も100台となっている。

管理施設に上下水道が整備されている。

3) 佐貫中央第2駐輪場

佐貫中央第2駐輪場は、龍ヶ崎市駅東口より徒歩3分の場所に立地する屋根付きの駐輪場で、一時利用を含め自転車407台、原付自転車36台の駐車が可能となっている。利用者は施設より北部(北竜台ニュータウン地区等)に居住する方が9割近くを占めており、それ以外の地区に居住する方の利用は少数となっている。利用者数は年々減少傾向となっており、平成27年の4割程度となっている。

施設の前面道路が駅へ向かうには逆動線となっており、原付自転車が利用しにくい。原付自転車の収容可能台数は30台となっている。

管理施設に下水道が整備されていない。

○市営駐輪場の運営状況

市営駐輪場は前述のとおり、龍ヶ崎市駅東口に3施設立地しており、平成30年度まで龍ヶ崎市駅東駐輪場は公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センターが、佐貫中央第1・第2駐輪場は日本環境クリアー(株)が指定管理者となり完全利用料金制にて管理運営を行っていた。しかし、佐貫中央第1・第2駐輪場にあっては運営費を利用料金にて賄うことが出来ない状況であったことから、令和元年度より非利用料金制を導入し、3施設を一括して公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センターが指定管理者として管理運営を行っている。

○市営駐輪場が抱える課題

市営駐輪場3施設のうち龍ヶ崎市駅東駐輪場は、佐貫中央第1・第2駐輪場と比較すると利用率が高く、今後も立地条件からみて高い利用率の確保が見込める一方、佐貫中央第1・第2駐輪場は、利用者が年々減少し、令和2年度は平成27年度の5割程度まで落ち込んでいる。今後、落ち込んだ施設の利用率を改善し、併せて収支のバランスを整えるための方策が必要と考えるが、JR 龍ヶ崎市駅の利用者数が減少しており、かつ、周辺に民間の駐輪場も存在し、空きがある状況下で利用者を増加させ、利用率を上げるための効果的な方策の策定は難しい。

また、参考ではあるが、施設の運営には、指定管理料として令和3年度19,910千円の支出に対し、使用料収入は14,965千円であり、4,945千円の赤字が生じている。

3. 市営駐輪場の施設再編

○市営駐輪場の施設再編の検討

1)駐輪場設置の目的

現在の市営駐輪場が整備される以前は、駅前等に自転車の放置が多数発生し、その撤去及び返還業務に日々忙殺されていた。このような状況を解消すること並びに、駅周辺の環境整備を図り、もって道路の交通の円滑化並びに自転車及び原動機付自転車を利用する者の利便に資することを目的に整備がされた。

2)今後の利用見込み

駐輪場の利用者数は、年々減少しているところではあるが、令和2年度、令和3年度の実績値は、コロナ禍という特殊な事情もあり、利用者数が大幅に減少している。しかしながら、今後、新型コロナウイルスの感染収束後は、多少の回復はあるものの、感染拡大前の数値まで回復することは見込めないと思われる。

3)龍ヶ崎市駅東駐輪場(①)・佐貫中央第1駐輪場(②)・佐貫中央第2駐輪場(③)の再編について

新型コロナウイルスの感染収束後、どの程度の利用者数の回復が見込めるかは、推計が困難である。そのため、利用状況等を踏まえながら、影響が少ない部分から施設を集約し、効率的な運用を図ることとしたい。なお、その後の利用実績を判断し、状況によっては、さら

なる施設の集約も検討したいと考える。

4) 龍ヶ崎市駅東口の市営駐輪場の全体配置について

龍ヶ崎市駅東口は、駅前ロータリーに向かって、県道271号線(龍ヶ崎市停車場線)が中央を走っており、中央分離帯のある道路が駅周辺を南北に分けている。民間施設を含めた東口の駐輪場の位置は前述した資料1のとおりであるが、市営駐輪場では北側に①と③、南側に②が位置している。

市営駐輪場は、概ね道路を挟んでそれぞれの側の地域の住民の方が多く利用している傾向があるため、利用者の利便性を考慮すると、市営駐輪場の再編を検討する上では、道路の南北両側に市営駐輪場があることが望ましいと考える。

①は現在も一番利用者が多く、今後も高い利用率が期待でき、かつ③の利用者も龍ヶ崎市停車場線を横断せずに利用可能なことから、北側は①と③の利用状況から①を残すこととし、南側には②を配置することとしたい。

5) 施設収容台数の検証について

施設の収容台数を検証するにあたり、新型コロナウイルスの影響を受けている直近の利用台数ではなく、感染拡大前の新入学や就職により契約者数が増加する平成31年4月の利用台数(現状値はP. 4参照)で、各施設の定期利用と一時利用を合わせた利用台数及び空き台数について検証を行った。

【施設の収容可能台数】

	収容可能台数				合計
	定期利用		一時利用		
	自転車	原付	自転車	原付	
①	520台	—	66台	—	586台
②	277台	100台	10台	8台	395台
③	402台	30台	5台	6台	443台
合計	1,199台	130台	81台	14台	1,424台

【施設の利用状況】

	平成31年度(4月)				合計
	駐輪台数				
	定期利用		一時利用(日平均)		
	自転車	原付	自転車	原付	
①	497台	—	60台	—	557台
②	90台	45台	3台	5台	143台
③	155台	16台	9台	1台	181台

・自転車の空き台数(①+②)

$$\text{①②の収容可能台数(873台)} - \text{①②の利用台数(650台)} = 223\text{台}$$

・原付自転車の空き台数(②)

$$\text{②の収容台数(108台)} - \text{②の利用台数(50台)} = 58\text{台}$$

また、①、②の空き台数と③の利用台数を比較すると、以下のとおりである。

空き台数(①、②)と利用台数(③)の比較

・自転車 ①+②の空き台数(223台) : ③の利用台数(164台)

・原付自転車 ②の空き台数(58台) : ③の利用台数(17台)

このことから、③の利用台数が自転車、原付自転車とも空き台数以下であることから、③の利用者を①、②のみでも収容できると考えられる。

なお、利用者の回復については、年々減少傾向であったことから、平成31年4月の利用者以上となることは難しいと想定しており、現時点ではさらに利用率が落ちていることから、③の利用台数を支障なく収容できると考えられる。また、②の原付自転車の駐車スペースは、自転車用に転用が可能であることから、自転車の十分な収容スペースを確保可能である。

6)原付自転車一時利用者への対応について

原付利用について、駅東口周辺施設の収容可能台数(332台)の内、利用台数(108台)を除くと223台の空きがあり、市営駐輪場の利用台数(50台)を包括できることとなり、上記5)のとおり一般利用については問題ないが、一時利用を行っている施設は市営駐輪場を除くと⑤、⑧の2施設しかなく、うち⑧は収容台数が5台であり、実質⑤しかない状況と言える。と考える。

このことから、仮に②、③の両施設を閉鎖した場合、実質⑤のみとなり、⑤が閉鎖することとなった場合には、原付自転車の一時駐車場所が無くなるおそれもあることから、②は存続させる必要があると考える。

7)③の施設利用者への対応について

利用料金は少し高くなるが、龍ヶ崎市停車場線を横断することなく、①の利用が可能であり、龍ヶ崎市停車場線の北側にある民間施設を利用することも可能である。

また、龍ヶ崎市停車場線を信号横断することになるが、③と同じ利用料金で②を利用することも可能である。

以上のことから、方針の決定後、速やかに周知することにより、駐輪場の確保は図れると考える。

8)施設再編の検討結果について

3)から7)までの検討結果より、市営駐輪場を2施設に集約し、龍ヶ崎市停車場線の南北両側に市営駐輪場を配置できる①と②を存続させることが、今後の市営駐輪場の運営において効果的であると考え。③の施設の利用者については、①、②及び周辺の④～⑨の民間駐輪場の空き状況から見ても、十分包括できるものと考え。

○市営駐輪場再編時に生じる可能性のある問題点

1)施設の解体

施設再編後の存続させない施設の土地利用を検討するうえで、建築物を残存させることは周辺環境や通行者等の安全性確保の観点からも望ましくないことから、建築物を全て解体し、舗装も撤去し更地とするべきと考え。③の施設を解体する場合には、解体・整地の工事費用として370万円程度が見込まれる。

2)管理運営費の削減効果

令和4年度からの指定管理料の見積もりベースではあるが、③の管理運営費は約540万円を見込んでいる。

①と②の2施設へ集約することにより、③の施設の管理運営費を削減でき、③の利用者全てが存続する施設を利用すると仮定すると、令和3年度ベースの赤字、4,945千円を解消し、黒字に転じることができると考えられる。

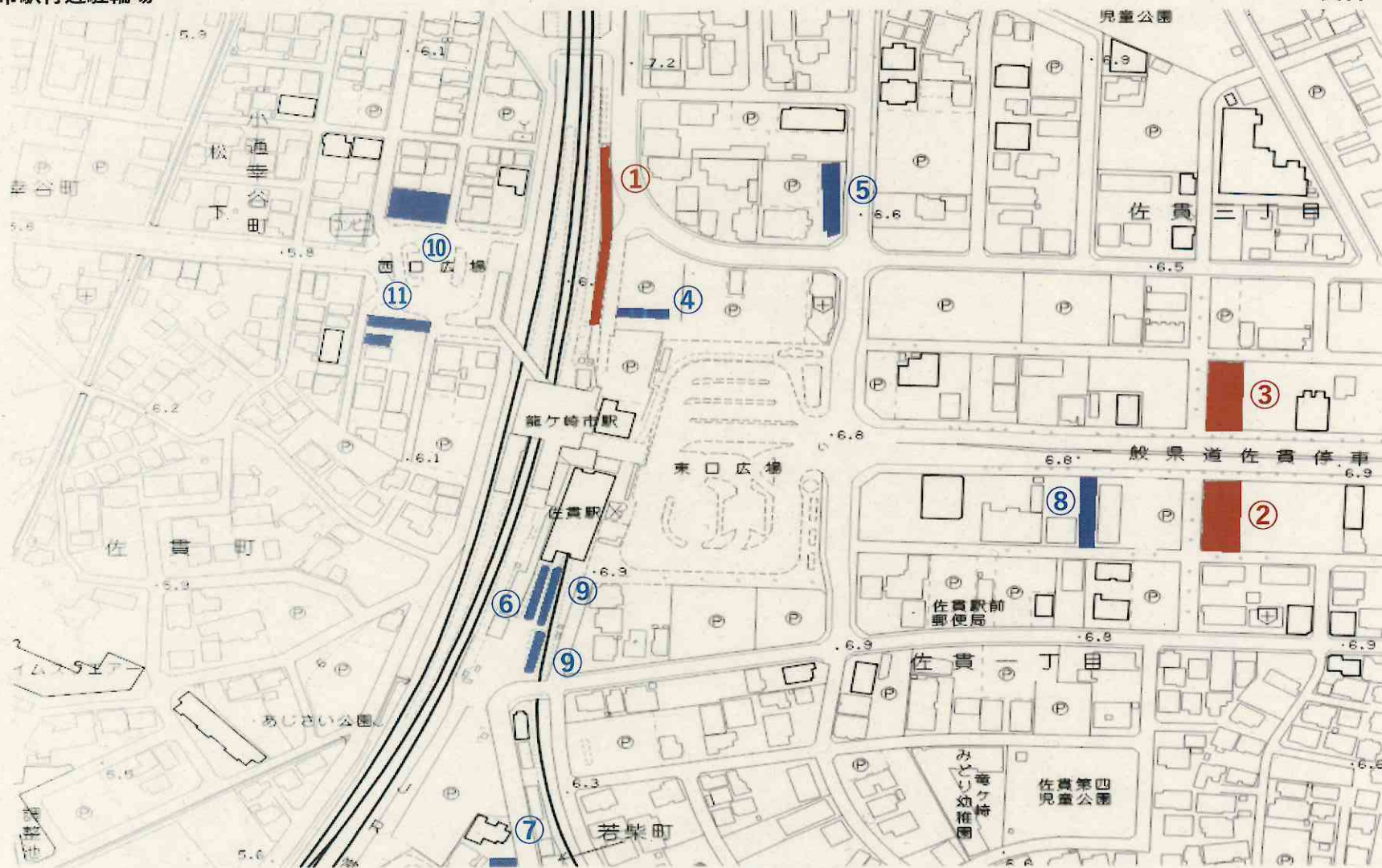
また、当面の間、施設の大規模改修が必要な箇所等も無いことから、今後、管理運営費が増額となる要因は見当たらないと考えられる。

○市営駐輪場再編後の跡地利用

③の施設の土地は都市計画決定を受けた都市計画道路歩道橋用地であり、再編した後の跡地の有効活用を図る上では、都市計画決定の廃止の検討も必要である。なお、②と③の施設の土地は一对で都市計画決定がなされていることから、②と③の一体的な都市計画決定の見直しが望ましいと考えるが、今後の運営手法や再編後の跡地利用については、周辺の土地利用状況等も踏まえ、関係部署による十分な協議を重ねた上で決定するべきであると考え。

市駅付近駐輪場

資料1



- ①龍ヶ崎市駅東駐輪場 ②佐貫中央第1駐輪場 ③佐貫中央第2駐輪場 ④佐貫駅前サイクリングパーク
- ⑤ブリアン駐輪場 ⑥JR東日本駐輪場 ⑦多意夢駐輪場 ⑧龍ヶ崎市駅前駐輪場 ⑨関東鉄道有料駐輪場
- ⑩田仲駐輪場 ⑪佐貫駅前西口駐輪場

※ 赤表記：市営駐輪場 青表記：民間駐輪場